

上場ガイドブック

TOKYO PRO Market 東京証券取引所

目 次

は		じ め に	1
	凡	例·····	2
Ι	市	場制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1	TOKYO PRO Marketの概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4 5
	2	新規上場の制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6 7
	3	上場にかかわる関係者とその役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	888
	4	上場までのステップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9 10
	5	上場後の義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 11 12
Π	上	場要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	14
	1	J-Adviserによる上場適格性要件の調査・確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	し
		(2)新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること・・・・・・・・・・1	16

		(3)新規上場申請者のコーボレート・カバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や	
		熟度等に応じて整備され、適切に機能していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基	
		く開示義務を履行できる態勢を整備していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		所が必要と認める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		監査法人による監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	株式事務代行機関の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
		株式の譲渡制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		流動性プロバイダーの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		アナリストレポートの発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		指定振替機関における取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		単元株式数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	9	上場前の株式等の譲受け又は譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載	23
		(2)上場前の株式等の移動に関する記録の保存等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	1	〇 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
Ш	. J	- A d v i s e r について	25
	1	J-Adviser資格の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		(1) J-Adviser資格の取得要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2) J-QSの認定について····································	
		(3) J-Adviser資格の取得申請について	26
	2	J-Adviserが果たすべき義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1) J-Adviserの適格性の継続維持義務·····	
		(2) 担当会社からの独立性維持について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(3) 新規上場申請時の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(4) 上場後の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(5) その他の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	3	J-Adviserの登録に係る費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
IV	т	OKYO PRO Marketに関するQ&A······	32
	1	市場制度 関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
		由請会社・ト場会社 関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

3 J—Adviser 関連················3
V 上場に伴う費用······ 4:
1 新規上場時に必要となる費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4:
2 上場会社が支払う費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI 東証他市場への市場変更サポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 市場変更に関する支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 メールマガジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
A 新規上場申請に係る提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1 新規上場申請に係る提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2 新規上場申請にあたっての提出書類の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
B 関連規則····· 55
1 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例・施行規則・・・・・・・・ 50
2 特定証券情報 記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 発行者情報 記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
C 参考資料····· 19
1 上場後の提出書類一覧(内国株)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

はじめに

TOKYO PRO Market の母体となる TOKYO AIM は、2008 年の改正金融商品取引法により導入された「プロ向け市場制度」に基づき、株式会社東京証券取引所グループとロンドン証券取引所の共同出資により創設された株式会社 TOKYO AIM 取引所による運営マーケットとして、2009 年 6 月に開設されました。

当マーケットは、日本やアジアにおける成長力のある企業に新たな資金調達の場と他市場にはないメリットを提供すること、国内外のプロ投資家に新たな投資機会を提供すること、日本の金融市場の活性化ならびに国際化を図ることを目的とし、ロンドン証券取引所の運営するロンドン AIM における Nomad 制度を参考として「J-Adviser 制度」を採用するなど、機動性・柔軟性に富む市場運営の実現を目指しており、2012 年 7 月からは TOKYO PRO Market として、TOKYO AIM の市場コンセプトを継承し、株式会社東京証券取引所が市場運営を行っております。

本書は、TOKYO PRO Market に関する制度や新規上場のプロセスを解説したものであり、上場をお考えの会社の方々をはじめ、上場に携わる関係者の方々にとって、TOKYO PRO Market についての理解を深める一助となり、少しでも皆様の参考になれば幸いです。なお、本書発行後の規則改正等により、本書の内容が変更される場合には、東証のホームページ(https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpm/listing/01.html)掲載の「新規上場ガイドブック」を随時更新するとともに新旧対照表を掲載いたしますので、併せてご覧ください。

2019 年 6 月 株式会社東京証券取引所

凡 例

特 例・・・・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

特例施行規則・・・・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

情報受付窓口について

東証に新規上場申請を行っている会社に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を 及ぼす事項についての情報がありましたら、以下に記載の情報受付窓口へ情報をご提供ください。ご提供いただいた情報は、新規上場審査に役立たせていただきます。

https://www.jpx.co.jp/regulation/mail/

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

市場制度の概要

1 TOKYO PRO Marketの概要について

TOKYO PRO Market は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が開設する特定取引所金融商品市場(いわゆるプロ向け市場)のうち株券等に係る市場です。TOKYO PRO Market はロンドン証券取引所の開設する AIM 市場の Nominated Advisers (通称 Nomads) 制度を参考とする J-Adviser 制度を採用しています。

(表) TOKYO PRO Market の上場制度概要

開示言語	英語又は日本語
上場基準	数値基準なし
上場申請から	10 営業日
上場承認までの期間	(上場申請前に J-Adviser による意向表明手続きあり)
上場前の監査期間	最近1年間
内部統制報告書	任意
四半期開示	任意
主な投資家	特定投資家等 (いわゆる「プロ投資家」)

(1)特定取引所金融商品市場の概要について

特定取引所金融商品市場は、原則として一般投資家の買付けが禁止されていることから、一般的に「プロ向け市場」と呼ばれ、2008年の金融商品取引法改正によって開設が可能となりました。東証では、株券等に係る市場及び債券に係る市場を、それぞれ TOKYO PRO Market、TOKYO PRO-BOND Market として開設しています。

(2) プロ投資家について

特定取引所金融商品市場である TOKYO PRO Market は、金融商品取引法及び東証の規則において、特定投資家等を除く一般投資家の買付けが禁止されています。TOKYO PRO Market において買付けができる投資家は「特定投資家等(いわゆる「プロ投資家」)」と呼ばれ、大きくは特定投資家と一定の非居住者に分類されます。さらに、特定投資家は、法令によって特定投資家として定義される者と、一定の条件を満たした上で、証券会社に届け出ることで特定投資家に移行することのできる投資家(いわゆる「みなし」特定投資家)に分類されます。

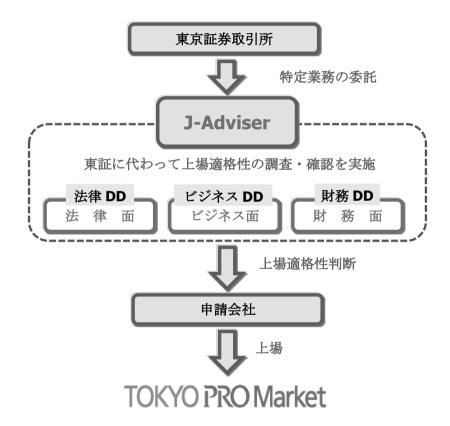
(表) 特定投資家等の概要

項目	具体例
特定投資家	適格機関投資家(金融機関など)、国、日本銀行
特定投資家(一般投資家へ移行可能)「みなし」特定投資家	上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社
	特定投資家以外の株式会社、3 億円以上の金融資産及 び純資産を持つ個人
非居住者	日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に 主たる事業所を持たない法人

なお、特定取引所金融商品市場においては、一般投資家の売付けは禁止されません。したがって上場前から株を保有している一般投資家が TOKYO PRO Market において、保有する株式を売却することは可能です。また、法令において一般投資家が例外的に買付けを行うことができる場合についても定められています。

(3) J-Adviser制度について

TOKYO PRO Market はロンドン証券取引所が開設する AIM 市場の Nominated Advisers (通称 Nomads) 制度を参考にした「J-Adviser 制度」を採用しています。J-Adviser 制度は 2008 年の金融商品取引法改正によって可能となった制度であり、東証は一定の資格要件を満たし、資格を認証した J-Adviser に対して特定業務(上場又は上場廃止に関する基準又は上場適格性要件に適合するかどうかの調査など)を委託します。J-Adviser は担当する上場会社に対して、上場前の上場適格性の調査確認や上場後の適時開示の助言・指導、上場維持要件の適合状況の調査を実施します。なお、この J-Adviser 制度は、TOKYO PRO Market 上場会社又はその取締役に対して、上場会社としての義務を減免するものではありませんので、ご留意ください。



(4) プリンシプルベースの考え方に基づく運用について

東証はプリンシプルベースの考え方に基づいて TOKYO PRO Market の上場制度を運用します。「プリンシプルベースの考え方」とは東証が市場運営にあたり「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」における原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、個々のケースに応じた適切な判断を行いながら市場を運営するということを意味しています。

2 新規上場の制度

(1) 新規上場の仕組み

TOKYO PRO Market における株式の新規上場は、その株式の発行会社(以下、上場申請を行う株式の発行会社を「申請会社」といいます。)が契約している J-Adviser(以下、「担当 J-Adviser」といいます。)を通して行われます。具体的には、申請会社が TOKYO PRO Market への上場適格性を有しているかどうかについて、担当 J-Adviser が予め調査・確認を行ったうえで、担当 J-Adviser による「上場適格性に係る申請書」と申請会社による「有価証券新規上場申請書」などの新規上場申請書類を、担当 J-Adviser を通して東証に提出します。東証では上場申請を受け付けると共に、その旨を公表し、原則として上場申請から 10 営業日後に上場を承認します。その後、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合は、その手続きを経て上場します。

新規上場に関する諸規則は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」によって構成されています。

(2)対象となる有価証券

TOKYO PRO Market に上場可能な有価証券は、普通株、種類株、信託受益証券などさまざまな 形態が可能です。具体的には、特例第 2 条第 3 号で「株券等」の定義として規定した下記の 13 種類の有価証券を規則上の上場対象としています。

(表)「株券等」として定義した有価証券一覧

- 内国法人の発行する株券
- 外国法人の発行する株券
- · 優先出資証券
- 内国法人及び外国法人の発行する新株予約権証券
- ETN
- · 投資信託受益証券
- · 外国投資信託受益証券
- 投資証券
- · 外国投資証券
- · 外国株預託証券
- · 内国商品信託受益証券
- · 外国証券信託受益証券
- 外国受益証券発行信託の受益証券

なお、株券以外のものを上場するにあたっては、システム等の確認に時間を要することもあり得ることから、事前に東証上場推進部へ確認してください。

(3)使用する言語

TOKYO PRO Market は、リスク資本を必要とする国内外企業の上場を想定しており、開示及び 東証への提出書類については日本語だけではなく英語でも開示及び提出が可能です。また、開 示資料に使用する言語を日本語とし、東証への提出書類に使用する言語を英語とするなど、開 示資料と東証への提出書類を別々の言語とすることも可能です。

(4) 会計基準について

日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)の3基準と、これらの3基準のいずれかと同等であることを、担当 J-Adviser と監査法人が判断し、当取引所が適当と認めた基準を採用することが可能です。なお、「当取引所が適当であると認めた基準」による場合は、当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容について開示する必要があります。

3 上場にかかわる関係者とその役割

(1) J-Adviser

J-Adviser は TOKYO PRO Market の申請会社にとって最も重要なパートナーです。J-Adviser は必要に応じて外部専門家(弁護士、会計士など)との協力体制を構築し、申請会社の上場適格性の調査・確認を実施するとともに、上場申請から上場までの一連の事務手続きをリードする役割を担います。上場準備段階においては、必要に応じて申請会社の上場に向けた資本政策や社内体制整備のアドバイスを、上場後においても、資金調達や企業のIR(インベスター・リレーションズ)活動の支援を実施します。

また、J-Adviser が証券会社である場合には、主幹事証券として上場時及び上場後の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等の引き受けを行う場合もあります。

なお、上場に関して申請会社は担当 J-Adviser1 社との間で「J-Adviser 契約」を締結し、具体的な上場準備を進めることとなります。上場後も当該 J-Adviser 契約が有効に維持されることが上場維持の前提となります。

東証が承認した J-Adviser の一覧は東証のホームページ (https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpm/outline/02-01.html) に掲載されています。

(2) 監査法人

監査法人は、特例に基づき提出される特定証券情報(又は発行者情報)に添付される財務諸 表等について監査意見を表明します。

(3) 株式事務代行機関

株式事務代行機関は、株式関係事務の円滑化のため設置を求められている機関であり、株主 名簿作成事務等の受託、議決権・配当等株主に付与される各種の権利の処理を行います。国内 の申請会社は上場にあたり、株式事務を規則上定められた株式事務代行機関に委託することが 必要となります。

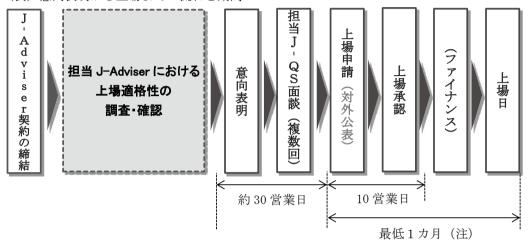
(4)流動性プロバイダー

東証の取引参加者である流動性プロバイダーは、申請会社の株券が上場されたのち、その株券の円滑な流通の確保に努める役割を担います。申請会社は上場にあたり、東証の取引参加者から同意を得たうえで、1 社以上の取引参加者を流動性プロバイダーとして指定することが必要となります。なお、申請会社から流動性プロバイダーとして指定される取引参加者は、東証に対して流動性確保のための方針を記載した書面を提出する必要があります。

4 上場までのステップ

TOKYO PRO Market への上場手続きは、概ね以下の流れで行われます。なお、詳細なスケジュールについては、J-Adviser に確認してください。

(表) 意向表明から上場までの流れと期間



(注) 未上場会社でファイナンスを実施せずに上場する場合も、株券電子化等に伴う諸手続き の関係から、対外公表から上場まで1カ月程度の期間を要する場合があります。

(1) 上場申請に至るまで

TOKYO PRO Market に上場するためには、J-Adviser の中の1社と担当契約である「J-Adviser 契約」を締結する必要があります。契約締結後、担当 J-Adviser は、申請会社を担当する J-QS (担当 J-QS) を中心に、申請会社に対して、TOKYO PRO Market への上場適格性を有しているかについて調査・確認を行います。また、申請会社は、担当 J-Adviser の助言・指導を受け、上場申請に必要な書類を準備します。これらの書類の記載事項には、事業内容、財務状況、取締役等についての詳細が含まれます。

担当 J-Adviser が申請会社の上場適格性を調査・確認した後、担当 J-Adviser は、上場申請に係る意向表明を行います。

(2)上場申請に係る意向表明・担当 J-QS 面談

上場申請に係る意向表明は、上場申請日の30営業日程度前までに担当 J-Adviser が、申請会社名、担当 J-Adviser の連絡先、希望する上場スケジュール(上場申請日、上場承認日、上場日)等を記載した「上場申請意向書」を東証に電子メールにて送信することで行われます。

意向表明後において、東証(自主規制法人)の審査担当者が担当 J-QS 面談を実施し、担当 J-Adviser における上場適格性の調査・確認プロセスが適切であったか確認します。

また、上場会社の役員には、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしい経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的としたeラーニングを、申請会社の役員の方等に上場申請までに受講していただきます。なお、意向表明から上場承認までの全ての東証とのやりとりは担当 J-Adviser を介して行われ、原則として東証が申請会社と直接コンタクトをとることはありません。

(注) 意向表明を行った後に上場申請に至らなかった場合、担当 J-Adviser は「上場申請意向取下書」を東証に提出します。

(3) 上場申請

上場承認を希望する日の少なくとも 10 営業日前までに、担当 J-Adviser を通じて「有価証券新規上場申請書」を提出することで上場申請を行います。また、上場申請が行われた段階で、申請書の添付書類のうち以下の申請会社に係る情報を公表します。

- 特定証券情報(又は発行者情報)
- 「新規上場申請に係る宣誓書」
- 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」
- 申請会社の定款

(4) 東証による上場承認以後

a. 上場承認の発表

上場申請から原則10営業日後に上場承認を行います。

b. 上場

東証と交わす上場契約により、申請会社は、TOKYO PRO Market 上場会社として、上場日から 適時開示等に関して定められた諸規則を遵守することなどが求められることとなります。

上場日には、東証において上場セレモニーが行われ、東証から上場会社に対して上場通知書や記念品を贈呈します。

5 上場後の義務について

(1) J-Adviser契約の維持

TOKYO PRO Market の上場会社は、上場前に担当 J-Adviser1 社との間で契約した「J-Adviser 契約」を上場後も有効に継続することが求められています。J-Adviser 契約は新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、規則によって最低限盛り込まなくてはならない項目を定めていますが、東証において統一的なフォーマットは定めておらず、各 J-Adviser が独自の契約書を作成することとなっています。

(表) J-Adviser 契約に盛り込まなければならない項目

特例施行規則第306条

- (1) 契約の相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止
- (2) 特例に基づく義務を履行するために J-Adviser に生じる義務
- (3)特例第2編の規定を遵守するために担当会社に生じる義務
- (4) J-Adviser が特例に基づく義務を履行するために必要となる担当会社の義務並びに担当 会社の業務及び組織の変更等を J-Adviser に通知するために必要となる担当会社の義務
- (5)費用、通知、解約等に関する事項
- (6) J-Adviser と担当会社との間の連絡手続
- (7) 契約の解約に係る J-Adviser 及び担当会社の事前催告義務(催告は、原則として、解約の1か月以上前に行うことを要する。)
- (8) その他当取引所が必要と認める事項

なお、TOKYO PRO Market 上場会社は、担当 J-Adviser からの指導・助言を受けながら適切に 上場会社としての義務を果たすことで、当該 J-Adviser 契約を維持することが求められます。 このように、J-Adviser 契約は TOKYO PRO Market における新規上場及び上場維持の前提となる 重要な契約であり、J-Adviser 契約の解約は上場会社の上場廃止にもつながることから、 J-Adviser 契約の解約に関する事項、当該契約の解約に係る事前催告義務に関する事項、当該 契約の解約につながる可能性のある要因が発生していない旨(当該要因が発生している場合は 当該要因の詳細及び当該契約の解約の有無に関する担当 J-Adviser の考え方)及び当該要因が 発生した場合に上場廃止につながる可能性がある旨について、特定証券情報若しくは発行者情 報又は有価証券報告書若しくは有価証券届出書(以下「特定証券情報等」といいます。)に予め 記載することで、上場廃止の予見可能性を高めるという対応を行うことが望まれます。

(2) 適時開示について

TOKYO PRO Market の上場会社も他の市場に上場する上場会社と同様に適時適切に会社情報を開示する義務があります。TOKYO PRO Market の上場会社に求められる適時開示の項目は、他の

市場に上場する上場会社と大きな違いはなく、適時開示は TDnet (<u>Timely Disclosure network</u>: 適時開示情報伝達システム) と呼ばれる国内の金融商品取引所等が共同利用する適時開示の登録・配信システムを利用して行なわれます。開示された情報は TDnet を通じて多数の報道機関に伝達されるほか、「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、Web 上において公衆縦覧に供されます。

適時開示情報閲覧サービス URL (https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/)

TOKYO PRO Market では、担当 J-Adviser が上場会社に対して適時開示に必要な助言・指導及び事務を行います。具体的には、担当 J-Adviser は東証と上場会社の間に立ち、上場会社に対して適時開示に必要な助言・指導を行うほか、TDnet への登録にあたり、東証との調整を行います。

(表) 適時開示が求められる主な会社情報

○上場会社の情報

- ト場会社の決定事実
- 上場会社の発生事実
- 上場会社の決算情報
- 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- その他の情報

(MSCB 等の転換又は行使の状況に関する開示、支配株主等に関する事項の開示、関連当事者取引、担当 J-Adviser の異動 等)

○子会社等の情報

- ・子会社等の決定事実
- 子会社等の発生事実
- ・子会社等の業績予想の修正等

なお、TOKYO PRO Market に上場する有価証券も金融商品取引法上の内部者取引規制(いわゆるインサイダー取引規制)の対象となります。TOKYO PRO Market は株式の売付けに関しては制限がないことから、上場にあたっては、個社の状況に応じて自社役職員の自社株売買の管理体制を整備することも考えられます。

(3)発行者情報の開示について

TOKYO PRO Market の上場会社は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日を経過した日から3か月以内に、「発行者情報」を作成・公表しなくてはなりません。

発行者情報は、他の市場に上場する上場会社における有価証券報告書などの法定開示に相当する開示資料であり、東証が定める様式(特例施行規則別記4様式)に従って作成します。発行者情報の公表は(1)東証のウェブサイトへの掲載、(2)上場会社のウェブサイトへの掲載

のいずれかの方法を選択することができますが、(2)の方法を選択した場合は速やかに担当 J-Adviser を通じて東証に当該発行者情報のデータ (PDF 形式)を提出する必要があります。東証は担当 J-Adviser から提出された発行者情報を速やかに東証のウェブサイトに掲載します。

一度掲載された発行者情報は、次の発行者情報が掲載されるまでは継続して掲載する必要があるほか、当該発行者情報の内容に変更又は訂正すべき事項が生じた場合、上場会社は担当 J-Adviser と相談の上、直ちにその内容を公表しなくてはなりません。

(4) 実効性確保手段及び上場廃止について

TOKYO PRO Market においては、上場会社が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当 J-Adviser が J-Adviser 業務として実施します。その上で、担当 J-Adviser は、上場会社が上場適格性を喪失したと判断した場合には、J-Adviser 契約に基づき、その契約の解除を行うことになります。担当 J-Adviser からの契約解除の通知を受けた上場会社は、必要な期間内に別の J-Adviser との間で J-Adviser 契約を締結できなかった場合に上場廃止となります。

また、東証においても実効性確保の手段として、以下の措置を講じることができるとされています。

- · 公表措置
- · 改善報告書の提出
- 特設注意市場銘柄の指定
- 上場株券等の上場廃止
- · 上場契約違約金

そのほか、株主総会の特別決議を行った上で、上場会社が「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

Ⅱ 上場要件

1 J-Adviserによる上場適格性要件の調査・確認

(上場適格性要件)

新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項を満たしていなければならない。

- (1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること
- (2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること
- (3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
- (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開 示義務を履行できる態勢を整備していること
- (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が 必要と認める事項

(特例第113条)

(J-Adviserによる上場適格性に関する調査及び確認)

J-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第2編第2章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。

(特例第 314 条)

TOKYO PRO Market では、申請会社の上場適格性について、担当 J-Adviser が調査・確認を行いますが、東証は規則によって、その上場適格性要件を定めています。

担当 J-Adviser は上場適格性要件についての調査・確認を実施した上で、「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成し、東証に提出します。東証は「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」に基づき、J-Adviser が適正な手続きに基づいて必要な項目の調査・確認を実施したかどうかについて、J-QS 面談を通じて確認します。

なお、東証が「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」に基づき、J-Adviser に対して調査・確認の実施を求める項目は次のとおりです。ここに記載する項目は東証が担当 J-Adviser に対して確認を行う項目であり、担当 J-Adviser が申請会社に対して実施する調査・確認範囲を限定するものではありません。また、申請会社の規模や業種・業態によって、この他に追加的に確認を行う事項や割愛する事項があります。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること

新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス(以下「DD」という。)を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項(ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。)、財務に関する事項及び法務に関する事項(設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む)等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。

- ○申請者の調査及び確認にあたっての確認事項
- ・ 申請者との J-Adviser 契約の締結に際し、当該契約内容について申請会社への説明を図る とともに、十分に理解させている
- ○設立準拠国及び営業活動国にかかる調査
- ・ 申請者および関係会社の設立準拠国や営業活動国について、必要な調査・確認(事業規制 を含む法律体系、会計体系、税制など)を実施し、リスク等を十分に把握している
- ○事業内容・事業環境について
- ・ 申請者の事業内容・事業環境を把握するとともに、事業の健全性や発展性に関し、必要な 調査・確認を実施している
- ・ 申請者の強み、弱み(SWOT 分析等)を確認している
- ・ 申請者の業績推移を確認している
- ・ 申請者の業務処理プロセスを確認している(販売/仕入/製造/経理全般/労務/財務・投資活動 など)
- 利益計画について確認し、計画策定のための体制(手続き)を確認している
- ・ 予算統制(年次/半期/月次等)の状況について確認している
- ・ 上場予定日から 12 か月間の運転資本に係る十分性につき、申請者が適切に確認したことを 確認している
- ○重要な拠点の調査・確認について
- ・ 重要な拠点(工場、営業所、支店、本社等)に関し、所在地、経緯、規模、管理体制等、 適切な調査・確認を実施している
- ・ 重要な拠点 (工場、営業所、支店、本社等) に対しては、必要に応じて、現地調査 (実査等) を実施している

DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。

○DD の外部委託について

- ・ 新規上場時の J-Adviser 業務を遂行するうえで、DD の一部又は全部を外部専門家へ委託した場合、適切な外部専門家に対して妥当範囲における外部委託を実施している
- ○DD 結果への対処について
- ・ 社内又は外部専門家による DD において発見・指摘された問題点について網羅的に把握のう え、適切な対応を実施していることを確認している
- ○創薬系バイオベンチャー等に対する技術評価・確認方法について
- ・ 創薬系バイオベンチャー又は先行投資型の企業においては、基礎となる技術について、社

内又は外部専門家による DD を実施するなど、適切に分析・評価している

(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること

新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為 その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

- ○関連当事者取引等について
- ・ 申請者の関連当事者や人的・資本的な関連を強く有する者との取引状況を把握し、必要な 調査・確認を実施している
- ・ 経営者が主体的に関与する取引の状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 申請者が関連当事者取引及び経営者が主体的に関与する取引に対する適切な認識を持ち、 牽制する仕組みを有しているか確認している

新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないと認められること。

- ○代表取締役社長等に関して
- ・ いわゆる、「社長(経営者)面談」を実施のうえ、上場会社の社長(経営者)として資質面 において問題のないことを確認している
- ○役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者) に関して
- ・ 設立以降からの役員の異動状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 役員の、第三者に対する多額の債務や個人保証の状況を確認している
- 申請者と役員の間に、合理性を欠く利益相反取引がないことを確認している。

(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、 企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること

新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

- ○取締役の適任について
- ・ 取締役の員数、各取締役の役割、適格性について確認している
- ○組織のあり方
- ・ 申請者のコーポレート・ガバナンス体制が、適切にコーポレート・ガバナンス報告書に記載されていることを確認している
- ・ 役員の職務執行を監督するための機関設計や組織・牽制体制が十分であり、有効に機能していることを確認している
- ・ 株主総会、取締役会、監査役会等の開催状況、議事録の整備状況について、必要な調査・ 確認を実施している

新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

○内部管理体制

・ 稟議規程、決裁権限規程等の承認プロセスについて、必要な調査・確認を実施している

新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持の ために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

- ○人員の確保
- ・ 申請者の事業運営に必要な人員の確保が図られているか確認している
- ○役員及び従業員について
- ・ 役員及び従業員について、適切な調査及び確認(必要に応じて、履歴書、職務経歴書若し くは質問表の徴求又は面接を含むが、これらに限られない。)を実施している

新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計 組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

- ○会計処理基準
- ・ 会計処理基準が申請者の実態に即したものであり、適切に運用されていることを確認して いる
- ○会計組織の整備
- 適切な経理処理等を行うことができる会計組織が整備されていることを確認している

新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。

- ○法令、規則等の啓蒙
- ・ 経営陣が金融商品取引法、関連する法令及び当取引所諸規則等について十分な見識、理解 があることを確認している
- ・ 法令順守のための社内体制が確立し、運用状況が適切であることを確認している
- ・ 過去に法令違反等が発生している場合、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況や再発防止体 制の整備状況を確認している
- (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、 この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること

新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理 し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、 内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められる こと。

○開示体制について

- ・ 上場後の組織的な開示体制・手続きについて、必要な調査・確認を実施している
- ・ 経営陣ならびに開示担当責任者が、開示規則・開示義務に対する十分な認識理解があることを、面談等を通じ確認している
- ○ウェブサイトへの開示
- ・ 申請日以降、申請者は自社のウェブサイトにおいて必要な事項を掲載する態勢にあること を確認している
- ・ 自社のウエブサイトへの公表手続きに係るフローが整備(社内規程やマニュアルの整備等) され、社内に周知されていることを確認している
- ○内部者取引の管理について
- ・ 情報管理体制(個人情報、会社情報、取引先情報等)について、必要な調査・確認を実施 している
- ・ 内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為防止のための具体的な施策(内部者取引防止規程の整備、e ラーニングの受講状況等)について、必要な調査・確認を実施している

新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特例に従い適切に作成されており、かつ、 新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因 として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。

- ○特定証券情報等の規程・法令への順守について
- ・ 主要な事業活動に関する法令規制等を把握したうえで、申請者がそれらを順守し、必要な 事項については特定証券情報等に記載していることを確認している
- ○特定証券情報等について
- 「リスク情報」に記載すべき内容を認識のうえ、十分な開示が行われていることを確認している
- ・ 関連当事者との取引を網羅的に把握し、公正かつ合理的であることを確認し、また十分な 開示が行われていることを確認している
- ・ 監査法人、顧問弁護士、I-Adviser 等の選任理由が妥当であることを確認している
- ・ 過去において、監査法人、顧問弁護士、J-Adviser 等の交代・契約解除が行われている場合、その理由の妥当性について確認している
- ・ 監査法人との面談等を通じ、監査契約の締結経緯、関与期間および役職員との人的・取引 関係等について、問題ないものと確認している
- ・ また、会計機能や内部統制等の有効性をはじめ、監査法人の指摘事項のうち未改善項目が ある場合、それらに対する申請者の適切な今後の対応方向性について確認している
- ・ 係争事件、訴訟問題、トラブルの有無や、それらに対処するための体制が適切に構築されていることを確認している
- 申請者に親会社等がいる場合、申請者の経営活動が当該親会社から独立した状況にあること、および経営活動に与えるリスクを確認している
- ○特定証券情報等の適正性について
- 特定証券情報等は、特例に定める様式を遵守し、正確な内容であることを確認している
- ・ 特定証券情報等への記載事項を確認するため、必要に応じ、申請者への質問や裏付資料の 入手等の対応を実施している

(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の 観点から当取引所が必要と認める事項

新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

- ○J-Adviser による反社会的勢力に対する調査について
- J-Adviser 内部基準に照らし、適切な範囲/方法において反社会的勢力の確認を実施している
- ・ 反社会的勢力との関係に疑義のある事項が発見された場合、十分にその内容を検討し、適切な対応を講じている
- ○申請者の確認体制について
- ・ 反社会的勢力排除のための申請者の基本方針、社内体制の確立ならびに運用状況が適切で あることを確認している

特例に定められている、J-Adviserと新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特例その他関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者がJ-Adviserと適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。

- ○J-Adviser と申請者の連携
- ・ 新規上場申請者と J-Adviser (J-QS を含む。) の間の報告/連絡/確認の体制が確立されていることを確認している
- ・ 新規上場申請者と J-Adviser (J-QS を含む。) の間での報告/連絡/確認の記録・保存が適切 に行われる体制について確認している

その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

- ○株主に関して ※潜在株主も含む
- ・ 設立以降からの株主の異動状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
- ・ 種類株主と普通株主が存在する場合、両者間の権利関係に関し、必要な調査・確認を実施 している
- ○ロックアップ条項について
- ・ 必要なロックアップ条項の対象者に対し、確約書等の必要書面を取り交わしていることを 確認している
- ・ また、ロックアップ条項の対象者に対し、上場後の当該条項への順守状況を認識する手立 て(施策)を確認している
- ○買収防衛策について
- ・ 買収防衛策を導入している場合、導入の理由、施策の内容について、必要な調査・確認を 実施している

2 監査法人による監査

- (1)特定証券情報等において求められる財務書類には、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たす監査報告書を添付しなければならない。
 - ・日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは四半期レビューの基準、又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査又はレビューの結果が記載されたものであること。
 - ・金融商品取引法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。
 - ・監査法人によって作成されたものであること。
 - ・最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。

(規程第110条第5項、特例施行規則第103条第6項)

TOKYO PRO Market では、上場申請時に提出される「特定証券情報(又は発行者情報)」に記載される直近の事業年度又は連結会計年度に係る財務書類に対する監査報告書を添付することが求められます。なお、TOKYO PRO Market では、一定の質を確保する等の観点から、監査報告書の作成主体は監査法人であることを求めています。

3 株式事務代行機関の設置

上場内国会社は、株式事務を取引所が承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者に 委託するものとする。

(規程第 138 条)

上場申請日までに、東証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は、 株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることが必要です。

(注) 東証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行㈱、日本 証券代行㈱及び㈱アイ・アールジャパンの各社です(特例施行規則第120条)。

4 株式の譲渡制限

上場会社は、法第2条第3項第2号口(2)の規定(注1)その他の特別の法律の規定に基づくもの(注2)を除き、上場株券等の譲渡について制限を行ってはならない。

(規程第 134 条)

上場申請に係る株式の譲渡について、法律に基づく制限を除き、定款による譲渡制限を行っていないことが求められます。

- (注1) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの。
- (注2) 放送法、航空法などの特別の法律により上場申請に係る株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が東証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、 例外として取り扱います。

5 流動性プロバイダーの確保

上場会社は、当取引所の取引参加者から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、当取引所に届け出るとともに、公表するものとする。

(規程第 135 条)

申請会社は、上場までに東証の取引参加者1社以上を流動性プロバイダーとして指定することが求められます。担当 J-Adviser は申請会社が流動性プロバイダーを確保できるよう支援することが求められるほか、流動性プロバイダーに指定された取引参加者は、当該指定を行った上場会社の発行する有価証券の円滑な流通の確保に努めるなどの努力義務を負います。

6 アナリストレポートの発行

上場会社は、自社に係るアナリストレポート(企業の財務分析等を主な内容とする投資者向け 配布資料をいう。)が定期的に発行されるよう努めるものとする。

(規程第 136 条)

申請会社は、上場後、自社に係るアナリストレポートが定期的に発行されるよう努めることが求められます。また、担当 J-Adviser はアナリストレポートが広く発行されるよう申請会社をサポートすることが求められています。

7 指定振替機関における取扱い

上場株券等は、指定振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。

(規程第 137 条)

金融商品取引所に上場する内国株券は、振替法に基づき指定振替機関における株式等振替制度の対象となります。なお、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構(以下「保振」といいます。)が指定振替機関に指定されています。

したがって申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、原則として上場申請までに株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、保振に対して上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書など保振の定める一連の資料を提出する必要があります。

なお、外国株券等の取扱いについては、別途「新規上場ガイドブック 外国会社編」も併せ てご覧ください。

8 単元株式数

東証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位を最終的に 100 株に統一することを目標としており、新規上場の申請会社においては、その売買単位(単元株式数)をあらかじめ 100 株に設定していただくことを求めています。

TOKYO PRO Market は、規則等で単元株式数を一律に定めることを要求していませんが、上場対象が株式である場合は、同様に売買単位(単元株式数)を 100 株に設定していただくことが望まれます。

9 上場前の株式等の譲受け又は譲渡について

(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載

特別利害関係者等(注1)が、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます)の末日から起算して2年前の日(注2)から「特定証券情報」又は「発行者情報」の公表日までの間において、申請会社の発行する株式若しくは新株予約権又は新株予約権付社債の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等(以下「上場前の募集等」といいます。)を除き、新株予約権及び新株予約権付社債の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況について、「特定証券情報」又は「発行者情報」に記載するものとします。ただし、申請会社の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りではありません。

(特例第115条、特例施行規則106条)

- (注1)「特別利害関係者等」とは、開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいい、次に掲げる者をいいます。
 - ①申請会社の特別利害関係者(開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者)
 - ②申請会社の大株主上位 10 名
 - ③申請会社の人的関係会社 (開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社) 及び資本 的関係会社 (開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社) 並びにこれらの役員
 - ④証券会社(外国証券会社を含みます。)並びにその役員、人的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社)及び資本的関係会社(開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社)
- (注2) 例えば、上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日 をいいます。

(2) 上場前の株式等の移動に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、上場前の株式等の移動の状況に係る記載の内容についての 記録を保存するものとします。

(特例施行規則第106条)

10 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について

申請会社が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等(注1)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいいます。)の割当て等(注2)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当 J-Adviser に対して、規則に定める事項(注3)について書面により確約させるものとします。なお、募集株式の割当を行っているかどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準とします。

(特例 115条、特例施行規則第 107条第1項)

- (注1) 募集株式の割当の方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定 する株式に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不 特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募、株主割当又は優 先出資者割当以外の方法をいいます。
- (注2) 第三者割当による募集株式の割当て(上場前の募集等による場合を除きます。)、 第三者割当による新株予約権の割当て(それと同様の効果を有すると認められる 自己新株予約権の割当てを含みます。)、新株予約権の行使による株式の発行の行 為をいいます。
- (注3) 申請会社が、割当て又は交付を受けた者をして、担当 J-Adviser に対して書面により確約させる事項は、次のとおりです。

a. 継続所有

当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。ただし、割当て又は交付を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式等の譲渡を行う場合その他社会通念上やむを得ないと担当 J-Adviser が認める場合を除く。

(特例施行規則第107条第2第1号)

b. 譲渡等を行う場合の申請会社への報告

割当て又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(特例施行規則第107条第2項第2号)

c. その他東証が必要と認める事項

(特例施行規則第107条第2項第3号)

III J-Adviserについて

1 J-Adviser資格の取得について

(1) J-Adviser 資格の取得要件について

J-Adviser 制度は TOKYO PRO Market のコンセプトの核となる制度であり、J-Adviser は、東証のパートナーとして TOKYO PRO Market のマーケット機能の維持向上に努めることが期待されています。

また、担当 J-Adviser は J-Adviser 契約を締結する申請会社及び TOKYO PRO Market 上場会社 (以下、「担当会社」といいます。) に対して、新規上場申請から上場後まで継続的に J-Adviser 契約に基づく適切な助言・指導を行う義務を負うことから、東証は J-Adviser 資格を取得しようとする法人に対して、資本市場における知見及び実績、業務体制を中心とする厳格な要件を求めています。

なお、J-Adviser 資格に係る主な取得要件は次のとおりです。

- (1) J-Adviser資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則で定める場合に該当すること
- (2) J-QSが3名以上いること
- (3) 経営の体制が適切であること
- (4) 財務の状況が健全であって、かつ、当該財務の状況がウェブサイトに公表されていること
- (5) 当取引所とともにプリンシプルベースの考え方に基づき当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること
- (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有していること
- (7)業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること
- (8) 第313条に規定する契約を履行できる適切な体制を有していること
- (9) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督 に適切に服していること
- (10) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
- (11) 反社会的勢力との関係を有しないこと
- (12) その他当取引所が必要と認める要件を満たしていること

(特例第 304 条第 1 項)

(2) J-QSの認定について

J-Adviser 制度の特徴の1つとして、J-Adviser の資格要件として、J-Adviser としての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する J-QS(Qualified Specialist)を3名以上確保しなければならない、という規定があります。J-Adviser として担当会社に対して質の高いサービスを提供し、また指導力を発揮するためには、十分な人的リソースを有する必要があるという考え方に基づくものです。

J-QS は個人に対して付与される資格ではなく、担当会社に対する J-Adviser としての義務を履行する責任者として J-Adviser が常勤の役職者から個々に指名し、適格性を有する者について東証がその認定を行うものです。したがって、J-QS の J-Adviser 社内での役職や部署は各 J-Adviser の業務体制や考え方によって異なります。J-Adviser は担当会社の上場申請にあたり、J-QS の少なくとも 1 名を「上場適格性に係る宣誓書」において当該企業の担当 J-QS として記載する必要があるほか、上場後も担当 J-QS が J-Adviser を代表して担当会社に対して助言・指導を行うことが期待されています。

なお、J-Adviser の役職員が J-QS の認定を受けるためには、以下の要件を満たすことが求められます。

- (1) JーAdviser又はJーAdviser資格取得申請者の常勤の役職員であること
- (2) J-QSの認定の申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者であること
- (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること
- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること
- (5) J-QSとして関与する業務を通じて当取引所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること
- (6) J-Adviserとして関与する業務について、これを統括する立場にある者である こと
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督 に適切に服していること
 - (8) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
 - (9) 反社会的勢力との関係を有しない者であること

(特例第 309 条)

(3) J-Adviser 資格の取得申請について

J-Adviser 資格の取得をご検討される場合においては、東証上場推進部までお問い合わせください。

2 J-Adviserが果たすべき義務について

J-Adviser は担当会社に対して企業価値を向上させるよう助言・指導を行うなど、TOKYO PRO Market の市場としての機能の維持及び向上に努めることが求められています。また、担当会社にとって J-Adviser は TOKYO PRO Market 上場後も重要なパートナーであり続けます。したがって、J-Adviser には資格取得時のみならず、継続的に役割を果たすことが求められます。

(1) J-Adviserの適格性の継続維持義務

(J-Adviserの適格性の継続維持義務)

- 1 JーAdviserはJーAdviser資格の取得後も第304条第1項各号に掲げる 基準を継続的に満たさなければならない。
- 2 当取引所は、JーAdviserが第304条第1項各号に掲げる基準を満たしていないと 認めた場合は、第327条の規定に従い、JーAdviser資格の取消しその他の措置を講 じることができる。
- 3 J-Adviserは、この特例に基づく義務を履行するために、常時十分な<math>J-QSその他の人員を確保しなければならない。

(特例第 306 条)

J-Adviser は J-Adviser 資格の取得後も継続的に当該取得基準を満たし続けることが求められていますが、担当する会社数が増加するに応じて、J-Adviser としての業務量も増加することが想定されることから、担当する会社数に応じた J-QS 及び J-QS の補助業務者を確保することが求められます。

(2) 担当会社からの独立性維持について

- 1 J-Adviserは、次の各号に掲げる事項の遵守その他必要な措置を講じることにより、担当会社からの独立性を維持しなければならない。この場合における取扱いは施行規則で 定める。
- (1) J-Adviserの役職員が担当会社の役職員を兼任していないこと
- (2)担当会社との利益相反がなく、担当会社との利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること
- 2 J-Adviserは、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この章に定める<math>J-Adviserの義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、<math>J-Adviserとしての業務以外の役務を提供することができる。

(特例第312条)

J-Adviser は担当会社に対して上場適格性要件の調査・確認を行う立場にある一方で、様々な場面で助言・指導を行うことが求められております。したがって、担当会社に対して独立性を維持し、J-Adviser 内部においても適切なファイヤーウォールを構築するなど、担当会社と利益相反なく行動するための体制を確保することが求められます。

(3) 新規上場申請時の義務

J-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第2編第2章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。

(特例第314条)

J-Adviserは、担当する新規上場申請者に対し、第2編第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。

(特例第 315 条)

J-Adviser は担当会社の上場申請にあたり、担当 J-Adviser として担当会社の上場適格性の調査・確認の結果に基づき、「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成することで、東証が求める調査・確認の範囲を充足していることを示すことが求められます。また、担当会社に対して上場申請に必要な手続きの履行や準備すべき書類について助言すると共に、担当 J-QS 面談や必要書類の提出など、上場申請の意向表明から上場までに必要な事務を行うことが求められます。

(4) 上場後の義務

- 1 J-Adviserは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行わなければならない。
- 2 J-Adviserは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を履行するよう 適切な助言及び指導を行わなければならない。
- 3 J-Adviserは、担当上場会社が前項の助言及び指導に従わない場合には、直ちに 当取引所に報告するとともに、第313条に規定する契約の解約について検討しなければならない。

(特例第316条)

J-Adviser は担当会社が上場した後も適時開示等の上場会社としての義務を適切に履行するための助言・指導を行うほか、上場管理の観点から、担当会社が上場会社の義務を履行しているかどうか、調査・確認を行うことが求められています。J-Adviser は担当会社に対してこのような義務を履行するために必要な項目を予め J-Adviser 契約に記載することが求められるほか、担当上場会社が上場会社としての義務を履行できないと判断した場合には、J-Adviser 契約を解除する必要があります。

J-Adviserは、担当上場会社が第2編第3章に規定する上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとする。

(特例第317条)

J-Adviser は担当会社の適時開示義務の履行のために必要な事務、具体的には担当会社が作成した適時開示資料の確認及びTDnet への登録、東証担当者との調整を行うことが求められます。J-Adviser は、担当会社が適時開示の必要となった場合に、担当会社が開示資料を作成及び開示できるよう、担当 J-Adviser と担当会社の連携体制を含めた適時開示に係る業務体制の整備を図ることが求められます。

- 1 担当上場会社が発行する上場株券等の当取引所の市場における円滑な流通の確保のため、 J-Adviserは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイ ダーを確保できるよう努めるものとする。
- 2 前項において担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、J-Adviserは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとする。

(特例第318条)

TOKYO PRO Market 上場会社は東証の取引参加者の中から上場後の市場での円滑な流通の確保のため流動性プロバイダーを指定することが求められます。一義的には流動性プロバイダーの確保は申請会社自身に課される義務ですが、担当 J-Adviser は自身が流動性プロバイダー要件を満たす場合には自ら流動性プロバイダーになるほか、担当会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めることが求められます。

また、担当会社が流動性プロバイダーを確保した場合、担当 J-Adviser は流動性プロバイダーの業務が適切に遂行されるよう支援することが求められます。制度上は J-Adviser として行うべき具体的支援内容を定めるものではありませんが、流動性プロバイダーと適切にコミュニケーションを図りながら、J-Adviser 及び流動性プロバイダー両者にて、流通市場での担当会社の支援を行うことが望まれます。

J-Adviserは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとする。

(特例第319条)

TOKYO PRO Market 上場会社は自社に係るアナリストレポートが定期的に発行されるように努めることが求められますが、J-Adviser は、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるようサポートすることが求められます。制度上は担当 J-Adviser として行うべき具体的な支援内容を定めるものではありませんが、証券アナリストの独立性を確保しつつアナリストレポートが発行されるよう、J-Adviser として支援を行うことが求められます。

(5) その他の義務

- 1 J-Adviserは、当取引所との連絡を行う上で適切な事務所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出るものとする。
- 2 JーAdviserは、前項の連絡事務所に、当取引所が行う照会に対する報告その他当取引所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を1名選任し、当取引所に届け出るものとする。
- 3 JーAdviserは、JーAdviserの業務の実施状況及び実施体制に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。
- 4 J-Adviserは、この特例の適用又は解釈に確信を持てない場合は、早急に当取引所に助言を求めなければならない。

(特例第 320 条)

東証は J-Adviser が担当会社に対して適切に助言・指導ができるよう、様々なサポートを実施しております。特に TOKYO PRO Market に関する規則の適用・解釈にあたり J-Adviser で判断に迷う事例については、東証において J-Adviser からの事前の相談を受け付けます。東証として J-Adviser との連絡をスムーズに行うため、J-Adviser における窓口を届け出ることをお願いしているほか、東証から J-Adviser に係る業務内容について照会を行う場合もあります。また、東証は担当会社を有する J-Adviser に対して、定期的な実地調査を行います。

J-Adviserは、J-Adviserとして実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含むJ-Adviserの業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から5年間保管するものとする。
(特例第321条)

J-Adviser は担当会社に対し、上場準備段階から上場後まで継続して助言・指導を行う義務を負います。J-Adviser の担当会社に対するこうした義務が適切に履行されていることを残す意味において、上場準備段階や上場後における担当会社との討議内容、助言・指導内容について資料の保管をお願いしております。

上場会社が担当J-Adviserを変更するために他のJ-Adviserとの間で第313条に規定する契約を締結しようとする場合には、当該J-Adviserは、あらかじめ、当取引所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社が第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び第2編第3章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、当該契約の締結後すみやかに、第314条に規定する「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、当取引所が必要と認める書類と併せて、当取引所に提出しなければならない。

(特例第 322 条)

上場会社が何らかの理由において担当 J-Adviser の変更を意図する場合においては、担当 J-Adviser はあらかじめ、その旨を東証に届け出ることを求めています。新たな J-Adviser は 当該上場会社との J-Adviser 契約の締結に必要な社内手続きを経て、東証に対して「上場適格

Ⅲ J-Adviserについて

性に関する宣誓書」を作成し、提出することが求められます。この場合、TOKYO PRO Market 上場会社の一定の質を確保する観点からも、J-Adviser において実施した上場適格性の調査・確認手続き、その判断結果に関する書類につき、東証に提出することを求めています。

その他、J-Adviser には重大な組織再編や、担当会社との J-Adviser 契約解除に伴う東証への事前報告義務や、各年度の J-Adviser としての事業内容を報告する義務が課されています。

3 J-Adviserの登録に係る費用

J-Adviser の登録にあたっては以下の料金が必要となります。

料金	金額
新規登録料	100 万円(税抜き)
年間登録料	(1) 担当会社がない場合(注2) 20万円(税抜き)
(注1)	(2) 担当会社がある場合(注2) 担当会社数×20 万円(税抜き)

- (注1) 年間登録料は4月から翌年3月までの期間に対応するものとして、4月の末日まで に納入していただきます。
- (注2) 担当会社数は前年12月末の担当会社数に応じて計算されます。

IV TOKYO PRO Market に関するQ&A

このQ&Aは、当ガイドブックに記載した事項について具体的な観点からの解説を記載したものです。TOKYO PRO Market はプリンシプルベースの考え方に基づき市場を運営することを基本理念としており、ここで解説するQ&Aは、1つの考え方を示すものではありますが、実務上の対応については、J-Adviser を中心とする関係者に相談の上、対応してください。

1 市場制度 関連

- **Q1:** TOKYO PRO Market は国内の他の金融商品取引市場との重複上場を行うことができますか。
- **A1:** TOKYO PRO Market はプロ向け市場であることから、国内の他の市場との重複上場を認めた場合、国内の他の市場では一般に誰でも売買できる銘柄を、TOKYO PRO Market では売買できないということになり、投資者をはじめ市場関係者の実務に混乱をきたす恐れがあることから、TOKYO PRO Market と国内の他の金融商品取引市場への重複上場は認めておりません。

なお、TOKYO PRO Market 上場会社が東証の開設する金融商品取引市場(例:マザーズ、JASDAQ など)に新たに上場申請を行う場合には、東証の取引参加者を主幹事証券会社に指名する必要がありますが、当該主幹事証券会社と担当 J-Adviser は同一とすることも別に指名することもできます。

- **Q2:** TOKYO PRO Market において、上場会社が発行する株式の一部のみを上場することはできますか。
- **A2:** TOKYO PRO Market 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、全株式の上場を原則としております。
- Q3: TOKYO PRO Market において一般投資家が例外的に買付けを行うことができる事例に ついて教えてください。
- A3: TOKYO PRO Market はプロ投資家を対象にした市場であるため、原則として一般投資家が買付けを行うことはできません。ただし法令により、当該上場会社の役員のうち議決権の過半数を有する者による買付けや、当該上場会社の役員等が他の役員等と共同して一定の計画に従い個別の投資判断に基づかず継続的に買付けを行う場合(いわゆる持株会)については例外的に TOKYO PRO Market での買付けが認められています。(参考:金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の2)

- **Q4:** TOKYO PRO Market において特定有価証券を上場する場合の特定証券情報及び発行者情報の記載要領について教えて下さい。
- A4: TOKYO PRO Market は特例第2条第3項に定める「株券等」の定義として規定した13種類の有価証券を規則上の上場対象としています。金融商品取引法第5条1項に定める特定有価証券の上場にあたっては、特定証券情報及び発行者情報の記載上の注意(1)mに記載のとおり、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令で特定有価証券ごとに定める各様式における該当項目を、それらの記載上の注意も踏まえて記載する必要があります。例えば上場対象銘柄が内国投資証券の場合、特定証券情報及び発行者情報の記載上の注意(1)mに記載されている「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券実務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」は、それぞれ特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める第四号の三様式の第二部第1「ファンドの状況」、同第三部第3「管理及び運営」、同第三部第5「投資法人の経理状況」、同第二部第3「内国投資証券事務の概要」、同第三部第4・1「資産運用会社の概況」及び同第三部第4・2「その他の関係法人の概況」の各項目において求められる記載内容を踏まえて記載していただきます。

2 申請会社・上場会社 関連

- **Q5:** 特例第 113 条に記載された上場要件について、求められる水準はどのように定められているのでしょうか。
- A5: 特例第 113 条に定められる上場要件について、その水準と水準に達しているかどうかの調査確認は一義的に担当 J-Adviser に委ねられており、各 J-Adviser が持つ基準に従って総合的に上場申請の可否を判断します。担当 J-Adviser の上場適格性の調査確認にあたっては、上場後の担当 J-Adviser によるモニタリングを有効に活用するなど、申請会社の規模や成熟度に応じた指導及び判断を行うことが期待されています。
- **Q6:** 開示資料に使用する言語について、英語・日本語の両言語を使い分けることはできますか。
- A6: TOKYO PRO Market は、日本だけではなくリスク資本を必要とする国内外の様々な企業の上場を想定しており、開示及び東証への提出書類については日本語だけではなく英語でも開示及び提出が可能であり、開示資料に使用する言語として、英語若しくは日本語いずれかの使用又は両者の併記も認められますが、同一開示資料内において両言語を使い分けることは出来ません。また、いったん採用した言語については比較可能性の観点から、継続して使用する必要があります。
- **Q7:** 特定証券情報(又は発行者情報)において運転資本(Working Capital)に関する記載が求められる理由を教えてください。
- A7:運転資本(Working Capital)については、事業継続に必要な資金調達とその能力を有

しているかを判断するため、特定証券情報(又は発行者情報)において、上場後 12 か月間の事業を継続するのに十分な運転資本を有している旨を投資家に対して示すことを求めています。担当 J-Adviser は、上場適格性の調査・確認の一環として、申請会社の運転資本の状況について、上記視点からの検証が求められます。

- Q8: TOKYO PRO Market に上場する要件として、監査法人による監査が求められていますが、当該監査法人が上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人である必要はありますか。
- A8: TOKYO PRO Market では、規則上、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人であることを必須の条件とはしていませんが、登録されている監査法人(準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)を含む。)による監査が望ましいと考えております。

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められております。このような企業や会計・監査を取り巻く状況に鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

- **Q9:** 規則上の「非上場逆さ合併」とはどのようなものですか。また、上場会社が非上場逆さ合併を行う際に、どのような手続きが必要となりますか。
- A9: 「非上場逆さ合併」とは、英語でいうところの「Reverse Take Over」、現行の東証の規則(有価証券上場規程)でいう「不適当な合併等」のことです。非上場逆さ合併への該当については、現行の東証の規則における「不適当な合併等」に係る実質的存続性審査に準じて判断されます。上場会社が非上場会社との間で合併等を行う際は、当該上場会社が実質的な存続会社となるか否かを J-Adviser が確認するとともに、現行の東証の規則における実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には東証に事前相談(※)をしていただきます。当該上場会社が実質的な存続会社でなくなると認められた場合、当該上場会社に対し、改めて J-Adviser による上場適格性要件の調査・確認が必要となります。J-Adviser によって上場適格性要件の調査・確認が行われた後、当該上場会社は、非上場逆さ合併の相手方となる会社に係る財務書類及びこれに対する監査報告書等を添付した「有価証券継続上場申請書」を遅くとも合併等の効力発生日の1か月前までに東証に提出し、東証が当該申請に関する承認を行うまでに、非上場逆さ合併を行うことについての株主総会の普通決議を得ることが求められます。
 - (※) 行為の決定・適時開示を行う2週間前までに必要な資料を作成のうえ、事前相談ください。なお、事前相談は面談のほか、電話やメールでも受け付けております。

Q10: J-Adviser が J-Adviser 契約を解除する要件として、例えばどのような事例が考えられますか。

A10: J-Adviser は原則として、上場の意向表明までに、上場を予定する会社とにおいて J-Adviser 契約を締結している必要があります。上場会社は、上場する限りにおいて、 常に1社の J-Adviser と J-Adviser 契約を締結していることが求められています。何らかの理由において当該契約が解消されるに至る場合においては、上場維持のために は他の J-Adviser と新たな J-Adviser 契約を締結しない限り、上場廃止とされます。 このように J-Adviser 契約は TOKYO PRO Market の上場制度において極めて重要な役割を担うものであり、J-Adviser が J-Adviser 契約を一方的に解除できる要件について は、上場会社にとって上場維持を左右する要素とされます。 J-Adviser 契約自体は、 J-Adviser が任意で策定するものではありますが、いわゆる上場廃止の要件である、 債務超過などの状況が確認される場合においては、J-Adviser は一方的に J-Adviser 契約を解消することができるように規定しています。

Q11: 上場会社が担当 J-Adviser を失った場合、当該上場会社は新たな J-Adviser を見つける必要がありますか。

A11: 上場会社は、上場を維持する限りにおいて、常に1社の J-Adviser と J-Adviser 契約を締結していることが制度上必要とされます。何らかの理由において、現在の担当 J-Adviser との契約を解消する場合、又は現在の担当 J-Adviser が J-Adviser 資格の取消しを受けた場合若しくは J-Adviser 資格を喪失した場合においては、新たな他の J-Adviser と新たな J-Adviser 契約を締結する必要が生じます。

■ Q12: TOKYO PRO Market における決算情報の開示期限の定めを教えてください。

A12: 規則上、年度決算又は中間決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならないと定められています。具体的な期限について特に規則上明記しておりませんが、上場会社の決算情報は、投資者の投資判断に影響を与える基本的な会社情報の一つであることから、遅くとも2ヶ月以内の開示が求められると共に、内国会社においては東証の他市場に合わせて45日以内での開示が望まれます。

【 Q13: TOKYO PRO Market では業績予想の開示が求められますか。

A13:業績予想の開示を行うかどうかは会社の任意判断とし、規則上業績予想の開示については要請しておりません。

なお、業績予想を開示すると、予想数値が一定以上変動した場合、適時開示の対象となることに留意する必要があります。

Q14: TOKYO PRO Market では制度上四半期開示が求められていませんが、任意に実施する場合の留意点を教えてください。

A14:四半期開示を行う場合についての、記載内容、開示時期等については規則上の定めがないため、予め J-Adviser、監査法人及び東証と調整して対応する必要があります。 上場後の開示方法の一例として、以下のような対応が考えられます。

【発行者情報の開示方法】

開示方法		第1四半期	中間会計期間 第2四半期	第3四半期	会計年度末
中田 丰业	書類名	_	中間発行者情報	-	発行者情報
中間・事業 年度末開示	様式	_	発行者情報		発行者情報
	監査	_	中間監査報告書	_	監査報告書
四水和田二	書類名	第1四半期 発行者情報	第2四半期 発行者情報	第3四半期 発行者情報	発行者情報
四半期開示(任意)	様式	発行者情報(注1)	同左	同左	同左
	監査	四半期レビュー 報告書(注2)	同左	同左(注 2)	監査報告書

- (注1) 発行者情報の様式は、東証が適当と認める様式を用いることも可能です。 具体的な様式については別途ご相談ください。
- (注2) 第1四半期及び第3四半期会計期間に係る四半期レビュー報告書の取扱いについては、別途ご相談ください。

Q15: 発行者情報等を自社のウェブサイトで公表する場合の留意点を教えてください。

A15: TOKYO PRO Market では発行者情報等を公表するにあたり、外国企業が自国の時間帯に 配慮して公表を行う場合などを想定し、東証のウェブサイトへの掲載だけでなく、上 場会社のウェブサイトへの掲載も選択することができます。内国会社においては、特 段の事情がない限り、東証のウェブサイトへの掲載を選択することが望ましいと考え られます。なお、東証のウェブサイトへの掲載を選択された場合についても、東証の ウェブサイトへの掲載後に上場会社のウェブサイトへ掲載することを妨げるものでは ありません。

■ Q16: 特定証券情報等に J-Adviser 契約の概要を記載する場合の開示項目を教えてください。

A16: TOKYO PRO Market の上場会社にとって、J-Adviser 契約は新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、その解約は当該上場会社の上場廃止にもつながるため、投資判断上も重要な契約であると考えられます。したがって、J-Adviser 契約の概要を特定証券情報等に記載することで、上場廃止の予見可能性を高めるという対応を行うことが望まれます。

具体的には、J-Adviser 契約の解約に関する事項、当該契約の解約に係る事前催告義務に関する事項、当該契約の解約につながる可能性のある要因が発生していない旨(当該要因が発生している場合は当該要因の詳細及び当該契約の解約の有無に関する担当 J-Adviser の考え方)及び当該要因が発生した場合に上場廃止につながる可能性がある旨について、特定証券情報等の「事業等のリスク」の項目に記載することが望まれます。

■ Q17: 上場申請日、上場承認日、上場日にそれぞれ必要な開示書類を教えてください。

A17: 上場申請日、上場承認日、上場日にそれぞれ必要となる開示書類の一覧は以下の表のとおりです。なお、上場日以前はTDnetが利用できないため、例えば、上場承認日等に任意で開示する方法としては、申請会社ウェブサイトへの掲載などが考えられます。

開示日	開示書類	開示方法
	特定証券情報又は発行者情報	市訂占 づみく
	新規上場申請に係る宣誓書	東証ウェブサイ ト掲載
上場申請日	コーポレート・ガバナンスに関する報告書	・ 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	定款	サイト掲載)
	※上場申請のお知らせ及び業績予想に係る開示は任意	グ ~1 「 、1 47年X./
	 該当なし	_
上場承認日		(申請会社ウェブ
	※上場承認のお知らせに係る開示は任意	サイト掲載)
	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 上場に伴う当社決算	TDnet 開示
上場日	情報等のお知らせ(業績予想及び決算短信)	(上場会社ウェブ
	流動性プロバイダーの指定のお知らせ	サイト掲載)

3 J-Adviser 関連

■ **Q18**: 海外事業者が J-Adviser になることはできますか。

A18: 海外事業者であっても、規則に定める J-Adviser に係る認証要件を充足すれば、J-Adviser になることは可能です。海外事業者の場合、東証と J-Adviser の連携をよりスムーズに図るうえでも、日本に連絡窓口(事務所)を有することが望まれます。

■ Q19: コーポレート·ファイナンス助言業務に該当する具体的な業務内容を教えてください。

A19: J-Adviser 資格の取得、さらには J-Adviser 内における J-QS 認定を取得するための要件として、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を求めています。コーポレート・ファイナンス助言業務とは、資本市場における資金調達(新規上場、追加上場及び M&A を含む)の助言及び審査業務、公開支援業務をはじめ、上場会社支援関連業務、適時開示に係る業務など、担当会社に対する調査・確認業務や助言・指導に必要な専門性の高い業務をいいます。

Q20: J-QS の実務経験は、J-Adviser の会社内だけでなく、他社での経験も通算することは可能ですか?

A20: 可能です。他社での経験を通算の上、申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有していることが必要です。

Q21: 担当上場会社が J-Adviser の助言・指導に従わないことに起因して発生した事象に対して、取引所が J-Adviser に対して調査を実施し、処分を課すことはありますか。

A21: 上場会社としての義務とその履行責任は当然ながら上場会社自身にあり、J-Adviser は上場会社の義務の履行に対して助言・指導を行うことが求められています。したがって、担当上場会社が J-Adviser の助言・指導に従わないことによって発生した事象については、当該上場会社に対する処分を検討することとなりますが、J-Adviser に対しても東証の規則に基づき担当上場会社に対して適切な助言・指導などの対応を行っていたか、調査を実施することがあります。

Q22: 担当上場会社との J-Adviser 契約を解約し、担当上場会社の担当 J-Adviser が交代する場合の手続きについて教えてください。

A22: 担当上場会社との間で締結している J-Adviser 契約を解約する場合には、特例第324条第4項に定める東証への事前通知が必要となります。担当 J-Adviser の交代が見込まれる場合は、担当上場会社との契約を解約する1か月以上前に東証にご連絡ください。その後の手続きは概ね以下のとおりです。

- ①退仟予定の担当 I-Adviser から担当上場会社への契約解除に関する事前催告
- ②担当上場会社による担当 J-Adviser の異動に関する適時開示
- ③退任予定の J-Adviser と就任予定の J-Adviser との引継ぎ
- ④就任予定の J-Adviser による担当予定上場会社の上場適格性要件の維持義務等に 関する調査・確認の終了後、就任予定の J-Adviser から東証への事前通知 (特例 第 322 条)
- ⑤就任予定の J-Adviser と担当予定上場会社との間で J-Adviser 契約を締結
- ⑥新たに就任した J-Adviser から「上場適格性に関する宣誓書」および「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を東証へ提出(流動性プロバイダーの交代が伴う場合には別途定める書類の提出が必要となります)
- **Q23:** J-Adviser に対する実地調査の対象はどのようなものですか。
 - A23: J-Adviser に対する実地調査の目的は、J-Adviser が東証の規則に従って業務を行っているかを評価することにありますので、上場申請前における担当上場会社の上場適格性に関する調査・確認業務のプロセス、その他 J-Adviser としての義務の履行状況等、J-Adviser としての業務全てが実地調査の対象とされます。実地調査においては、J-Adviser の業務体制にはじまり、業務執行の状況、業務上の記録などを確認することになります。
 - **Q24:** 新規上場申請者が反社会的勢力との関係を有しないことについて TOKYO PRO Market で求められる調査範囲は既存の市場と同一の考え方でしょうか。
 - **A24**: 既存の市場と同一の考え方によります。ただし、TOKYO PRO Market における仕組みにおいて、J-Adviser が上場適格性の調査・確認の過程において適切と考える範囲において調査を実施することになります。
 - **Q25:** 上場後における担当上場会社のモニタリングについて、担当 J-Adviser としてどのような調査・確認を行うことが求められますか。
 - A25: J-Adviser には、担当上場会社が特例ならびに担当 J-Adviser と締結した J-Adviser 契約に定められた事項を遵守して会社運営がなされているかどうかについて、担当 J-QS が中心となってモニタリングを行うことを求めています。モニタリングにあたっては、担当上場会社から適時に重要な会社情報等を得られる仕組みを構築するだけなく、定期的に担当上場会社を訪問し、役職員と面談することにより情報の把握に努めることや担当上場会社の監査法人、取引先等の関係者からも積極的に情報収集に努めることが望まれます。
 - **Q26:** 担当上場会社のアナリストレポートが発行されていない場合、J-Adviser としてどのようなサポートを行うことが求められますか。
 - **A26:** TOKYO PRO Market 上場会社は自社に係るアナリストレポートが定期的に発行されるよ

うに努めることが求められており、J-Adviser は担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるようサポートすることが求められます。担当上場会社のアナリストレポートが発行されない場合においても、上場会社によるIR (インベスター・リレーションズ)活動の支援を積極的に実施するなど、マーケットに対する情報の発信が損なわれないように担当上場会社を支援することが求められます。

Q27: 上場時にファイナンスが行われる場合、ファイナンス価格の決定方法について何か定めはありますか。また、ファイナンスを実施しないで上場する場合、株価算定を行う必要はありますか。

A27: 上場規則において、ファイナンス価格の決定方法に関する定めは特にありません。結果としては、既存市場のように、新規上場ファイナンスに際し引受け行為が伴う場合であればブックビルディング方式になりましょうし、引受け行為が伴わなければ、会社判断による合理的な算定方法において決定されるものになるかと思われます。ファイナンスを実施しないで上場する場合においては、流通参考価格の算定書類をJ-Adviser より受領いたしますが、これは上場日の最初の板中心値段に係る参考値段とされます。株価算定においては、上場会社からの独立性に留意いただくことが必要になります。

Q28: J-Adviserが財務状況をウェブサイトで公表する場合の留意点を教えてください。

A28: TOKYO PRO Market 上場会社は、上場を維持する限りにおいて、常に1社の J-Adviser と特例第313条に規定する J-Adviser 契約を締結していることが制度上必要とされています。そのようなことから、J-Adviser は TOKYO PRO Market の上場会社の上場維持に対して重要な役割を担っています。

そのため、当該 J-Adviser の財務状況は、投資者及び担当上場会社にとって有用な情報であると考えられますので、以下の J-Adviser 各社の属性に応じて財務状況をウェブサイトで公表することが制度上必要とされています。なお、J-Adviser が親会社(J-Adviser が当該親会社の子会社であり、連結財務諸表を作成している場合に限る)を有している場合には、当該親会社の連結財務諸表の公表をもって代替することが可能です。

【J-Adviser が東証上場会社に該当する場合】

金融商品取引法に基づく有価証券報告書を、EDINET又は自社のウェブサイトに掲載することが考えられます。

【J-Adviser が証券会社(金融商品取引業者)に該当する場合】 金融商品取引法に基づく業務及び財産の状況に関する説明書類を、自社のウェブサイトに掲載することが考えられます。

【J-Adviser が上記以外の場合】

会社法に基づくいわゆる決算公告(電子公告)を行う貸借対照表を、自社のウェブサイトに掲載することが考えられます。なお、貸借対照表と併せて損益計算書を掲載す

IV TOKYO PRO Market に関するQ&A

ることが望まれます。

(※) J-Adviser が海外事業者である場合の公表方法については別途ご相談ください。

V 上場に伴う費用

1 新規上場時に必要となる費用

新規上場時には、新規上場料及び新株発行等に係る料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新規上場料 (注1)(注2)	300 万円(税抜き)	上場日の属する 月の翌月末日ま で
新株発行等に 伴う料金(注3)	新株が発行された価格× 発行された株式数×万分の9 + 既存の株式が売り出された価格× 売り出された株式数×万分の1	上場日の属する月の翌月末日まで

- (注1) 他の市場と異なり、上場審査料は生じません。
- (注2) 合併等により、新設会社等が当取引所の市場に再上場する場合(外国株券等にあっては、当取引所を主たる市場として再上場する場合に限る)を含みます。
- (注3) 新規上場申請日から上場日までの間における新株発行等をいいます。
- (注4) 新株予約権証券に係る料金は、新規上場料のみとします。
- (注5) 算出した額について、100円未満の金額は切り捨て、算出した金額に消費税額及び地方消費税額を加算(外国会社を除く)して支払うものとし、支払いは本邦通貨によるものとします。また、料金が支払期日までに支払われない場合においては、当取引所は支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとします(以下同じ)。
- (注6) 株式会社でない場合においては、株式とあるのを有価証券と読み替えるほか、適宜 必要な読み替えを行うものとします。(以下同じ)

2 上場会社が支払う費用

TOKYO PRO Market 上場会社は、以下に記載する(1)年間上場料、(2)上場後の新株発行等に伴う料金、(3)会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行等に伴う料金、が必要となります。(以下、税抜き表記とします。)

(1)年間上場料

上場後は、次の表に定める金額に、TDnet 利用料として12万円を加算した金額を、年間上場料としてお支払いいただくことになります。

上場時価総額	金額	支払期日
50 億円以下	48 万円	
50 億円を超え 250 億円以下	120 万円	
250 億円を超え 500 億円以下	192 万円	2月末日及び8月末日まで(左 記の金額に TDnet 利用料を加算
500 億円を超え 2,500 億円以下	264 万円	この金額に IDNet 利用枠を加昇した金額の半額ずつ)
2,500 億円を超え 5,000 億円以下	336 万円	
5,000 億円を超えるもの	408 万円	

- (注1)年間上場料は、支払期日の直前に到来する12月の売買立会の最終日における最終価格 (特別気配値段を含む。該当する日に最終価格が示されていない場合には、その日前 における直近の日の最終価格とします。以下同じ。)と毎年12月末日の上場株式数を 用いて計算します。新規上場した会社の年間上場料は、上場後最初に到来する支払期 日に係る年間上場料については、上場日の属する月の翌月から起算して月割り計算を 行い、上場後最初に到来する12月の売買立会の最終日より前に到来する支払期日に係 る年間上場料については、上場日における時価総額を用いて計算します。
- (注2) 上場廃止については、上場会社は月割計算した額を支払えば足ります。この場合、取引所は上場廃止の決定日の属する月の初日に上場廃止されたものとみなし、当該日の属する月以降に相当する年間上場料について返戻します(当該返戻金には利息は付しません)。
- (注3) 上場後、最終価格が一度も示されていない会社の年間上場料については、新株発行等 の条件を勘案して当取引所が別に定めるところによります。
- (注4) 上場廃止の際に支払期限の到来していない料金については、上場廃止日の前日又は当 取引所が別途指定する日までに支払うものとします。(以下同じ)

(2) 上場後の新株発行等に伴う料金

上場会社による新株発行等に伴い、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新株発行等の場合	新株が発行された価格×発行された株式数×万分の9 + 自己株式が処分された価格× 処分された株式数×万分の1 + 株式が売り出された価格×売り出された株式数×万分の1	新株が発行された月の翌月末 日まで
他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、 上場株式が新たに発行された 場合(注1)	転換価格×転換により発行された新株数×万分の9	1月1日から6月末日までに 行われた新規発行については その年の8月末日まで 7月1日から12月末日までに
新株予約権の権利行使の結果、 上場株式が新たに発行された 場合	新株予約権の行使価格×行使 により発行された新株数×万 分の9	行われた新規発行については 翌年の2月末日まで

(注1) 上場廃止の際の他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の権利 行使によって発行された新株に係る料金については、当取引所が指定する日までに発 行された新株について料金を支払えば足ります。

(3) 会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行等に伴う料金

上場会社が会社又は事業等の取得等を目的とする新株発行等(株式交換や合併等に伴う新株発行などが想定されます)を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
会社又は事業等の取得 等を目的とした新株発 行又は自己株式の交付 に伴う料金	会社又は事業等の取得等を目的として発行された株式数及び交付された自己株式数の合計株式数×払込日の終値×万分の1	

VI 東証他市場への市場変更サポート

1 市場変更に関する支援活動

東証上場推進部では、マザーズ、JASDAQをはじめとした東証他市場への市場変更を検討する TOKYO PRO Market 上場企業を対象に、市場変更にあたっての留意点・課題など、様々なご相談 に応じています。また、市場変更に関するサポートだけでなく、上場企業の成長支援として、ビジネスマッチングや上場会社同士の交流イベントなど、ビジネス拡大のきっかけとなるイベントの開催も行っています。

2 メールマガジン

「IPO センターメールマガジン」では、東証が主催するセミナーや講演のご案内のほか、新規上場に関する制度・運用の変更点、上場承認・上場銘柄のご案内など、週代わりで様々な情報をご提供します。

上場審査基準などの上場制度や実際の上場準備の内容など、新規上場に関するお問合せにお答えしますので、お気軽にご相談ください。

株式会社東京証券取引所 上場推進部 IPO センター ipo@jpx.co.jp

A 新規上場申請に係る提出書類等

1 新規上場申請に係る提出書類

申請にあたってご提出いただく書類は、以下のとおりです。それぞれの書類については、新規上場申請時に担当 J-Adviser を通じてご提出いただきます。

(留意点)

- (1)以下に記載する提出書類一覧は、内国会社の一般的な上場申請を想定しており、企業の業態や国籍に応じて追加又は提出時期が変更となる場合があります。
- (2)提出書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、 電子データ (PDF 版) でご提出ください。
- (3) 特定証券情報(又は発行者情報)をご提出いただく際は、監査報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書等は書面でもご提出ください。

【電子データ (PDF版) でご提出いただく資料】

提出時期	提出書類	根拠
上場申請日の	特定証券情報(又は発行者情報)	特例第 110 条②(1)
2営業日前	(※) 監査報告書等は書面で別途提出	(特例第 110 条③)
II	コーポレート・ガバナンス報告書 (※)上場日には TDnet を通じて登録	特例第 110 条②(3)
11	定款 (※)上場日には TDnet を通じて登録	特例第 110 条②(4)
11	支配株主等に関する事項を記載した書面 (※) 申請会社が支配株主等を有する場合	_
JJ	非上場の親会社等に関する決算情報 (※)申請会社が非上場の親会社等を有する場合	_
IJ	特例第313条の規定に基づき担当 J-Adviser との間で締結した契約(写)	_
上場日まで	新規上場申請に係る内国株券等の評価額算定書(算定根拠に 関する書面を含む) (※)直接上場銘柄かつ、特定投資家向け取得勧誘又は特定 投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合	_

A 新規上場申請に係る提出書類等 1 新規上場申請に係る提出書類

【書面でご提出が必要な資料】

提出時期	提出書類	根拠
上場申請日	有価証券新規上場申請書	特例第 110 条①
IJ	新規上場申請に係る宣誓書	特例第 110 条②(2)
IJ.	上場適格性に係る宣誓書	特例第 314 条
"	上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目	特例第 314 条
n.	流動性プロバイダーに係る届出書 (※)提出日付は上場日	特例第 135 条
IJ	流動性プロバイダーの義務の遵守に係る確約書 (※)提出日付は上場日	特定取引所金融商品市 場に関する業務規程及 び受託契約準則の特例 第 16 条
II.	上場契約書 (※)提出日付は上場日	特例第 109 条①

A 新規上場申請に係る提出書類等 2-(1)有価証券新規上場申請書

特 110①新(所定様式)

有価証券新規上場申請書

年	月	H

株式会社東京証券取引所			
	TH	ナナナニナル	
	/朱八/学/	甲豆計悉用	$V \rightarrow I \rightarrow I$

代表取締役社長 殿

本店又は主たる事務所 の 所 在 地	
商号又は名称	印
代表者の役職氏名	印

当社は、貴取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その他諸規則等の内容を理解した上で、特例第110条第1項に従い、下記のとおり、新規上場を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

1. 商号又は名称	1. 商号又は名称				
2. 本店又は主たる事務所の所在:	地				
(郵便番号 –)					
電話番号:	ファックス:	設立国:			
3. 担当J-Adviser及び	担当J-QS				
担当 J - A d v i s e r の商号又は名称:					
担当 J - A d v i s e r の本店又は主たる事務所の所在地:					
担当J-QSの氏名:					
担当J-QSの役職:					
担当J-QSの電話番号:					

A 新規上場申請に係る提出書類等 2-(1)有価証券新規上場申請書

担当 J - Q S の電子メールアドレス:

4. 担当 J - 氏名:	Advise	rの事務連	格担当者			
役職:						
電話番号:						
電子メールア	ドレス・					
5. 申請者の	事務連絡担当	者				
氏名:						
役職:						
電話番号:						
電子メールア	ドレス:					
6. 新規上場	申請に係る株	券等の種類	、発行数及び単	元株式数:		
株券等の種類	:	発行	亍数:		単元株式数:	
7. 潜在株式	の状況					
潜在株式の名称	取 締 役 会 (株主総会) 決 議 日	発		転換時又は行使時 の 払 込 金 額	未転換分又は未行 使 分 の 数	未転換分又は未行 使分の転換又は行 使による株式総数
			自 至	円	株/個	株
8. 上場承認	希望 日	•	,			
9. その他確	認事項					
(a) 金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(2)に規定するものを除き、上場しようとする株券 等に譲渡の制限が付されていないこと、又はその見込みであること						
7 (0)	NATION - HOUSE	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 - C ()(16			
(b) 申言	清者が株式事	務代行機関を	と設置している	こと、又はその身	 見込みであること	

A 新規上場申請に係る提出書類等 2-(1)有価証券新規上場申請書

(c) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること、又はその見込みであること

以上

- ※1 本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。
- ※2 「7. 潜在株式の状況」について
 - a 転換及び権利行使等によって交付される株式の種類が新規上場申請に係る株券等と同一のもののみ記載してください。
 - b 取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権等の潜在株式の類型ごとに、上場申請日現在の条件を記載してください。
 - ※ 本書類に記載の個人情報は、貴社と当取引所の事務連絡に使用することを目的として提供を受けるものであり、それ以外の目的には利用いたしません。

(別記第2号様式)

新規上場申請に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	
商号又は名称	印
代表者の役職氏名	印

_____(以下「当社」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「貴取引所」という。)への新規上場申請に関し、下記のとおり宣誓します。

記

- 1. 新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所又は J-Adviserに提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実です。
- 2. 前項の規定又は貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)について違反事実が判明した場合には、それに関して貴取引所が行う一切の措置に対して異議を申し立てません。
- 3. 当社は、諸規則等に基づく権利・義務等に関して、J-Adviser 1 ser その他の適切な専門家から助言及び指導を受けており、その内容を理解して同意いたします。
- 4. 当社は、前項に規定する専門家からの助言及び指導に従って適切に行動しており、かつ今後も適切に行動いたします。

以上

(本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。)

(別記第12号様式)

上場適格性に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	
商号又は名称	印
代表者の役職氏名	印

J-Adviserの商号又は名称

J-Adviserが担当する上場会社又は新規上場申請者(以下「申請会社」という。)の商号又は名称

本宣誓書が適用される有価証券の詳細(ex. 発行株式数、株式の種類、1単元の株式数)

上場予定日 (該当する場合)

当社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で当社は、申請会社が、この申請に関し、特例第2編第2章又は第3章に規定されている上場に必要な要件及び義務を満たしていることを、当社の合理的な判断において、確認しています。当社は、申請会社が特例第113条に規定する上場適格性要件を有することをここに宣誓いたします。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること	適合・不適合
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	適合・不適合
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	適合・不適合
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	適合・不適合

A 新規上場申請に係る提出書類等 2-(3)上場適格性に係る宣誓書

(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

適合・不適合

担当 J - Q S 役職氏名**

% 担当 J-QS については、申請会社ごとに 1 名以上選任していただきます。

以上

(別記第13号様式)

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

年 月 日

調査及び確認の結果、上場適格性要件を満たしていると判断した項目について、右欄にチェックを入れてく	ださい。		
(1)新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応 であること	しい会社		
・ 新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス(以下「DD」という。)を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項(ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。)、財務に関する事項及び法務に関する事項(設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む)等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。			
・ DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。			
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること			
・ 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。			
・ 新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないと認められること。			
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模やに応じて整備され、適切に機能していること	成熟度等		
・ 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相 応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。			
・ 新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応 に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。			
・ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。			
・ 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。			
・ 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令 等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。			
(4)新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること			
・ 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正			

A 新規上場申請に係る提出書類等 2-(4)上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき	項目
に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められる こと。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況 にあると認められること。	
・ 新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。	
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取 要と認める事項	引所が必
・ 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。	

※この書面において用いられる用語は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例において用いられる用語と同じ意義を有します。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定められている、J-Adviserと新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その関連する法令及び当該契約内容について正確に理解

していることを確認し、また、新規上場申請者が J-Adviserと適切な情報交換

が行える体制を整備していることを確認したこと。

その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

※特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第322条に基づきこの書面を提出する場合には「新規上場申請者」を「上場会社」に読み替えるものとします。

以上

(別記第1号様式)

上場契約書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

 本店所在地

 商号又は名称
 印

 代表者の役職氏名
 印

_____(以下「当社」という。)は、その発行する株券等を上場するについて、株式会社東京証券取引所(以下「貴取引所」という。)が定めた下記の事項を承諾します。

記

- 1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、当社及び上場される会社の株券等(以下「上場株券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場株券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
- 3. 本契約から生じる又は上場株券等に関する当社と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。)

B 関連規則

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

第1編 総則

(目的)

- 第1条 この特例は、特定取引所金融商品市場への 有価証券の上場について、有価証券上場規程の特 例を規定する。
- 2 この特例の変更は、当取引所の取締役会の決議 をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である 場合は、この限りでない。

(定義)

- 第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う者(これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。)及びこれに相当する者をいう。
 - (2) MSCB等 上場会社が第三者割当により 発行する次のaからcまでに掲げる有価証券で あって、これらに付与又は表章される新株予約 権又は取得請求権の行使に際して払い込みをな すべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超 える頻度で、当該新株予約権等の行使により交 付される上場株券等の価格を基準として修正が 行われ得る旨の発行条件が付されたもの及びこ れと同等の効果を有するものをいう。
 - a 新株予約権付社債券(同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。)
 - b 新株予約権証券
 - c 取得請求権付株券(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。)
 - (3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例 の施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行規則は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。) に基づき、当取引所が定める事項並びに特例の解 釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この施行規則において「運用会社」、「M SCB等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、 「監査報告書等」、「国際会計基準」、「コーポ レート・ファイナンス助言業務」、「債券」、「」 —Adviser」、「J—QS」、「指定振替 機関」、「四半期報告書」、「受託者」、「上場 外国会社」、「上場会社」、「上場株券等」、「上 場債券」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、 「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当会 社」、「担当 J — A d v i s e r | 、「担当上場 会社」、「特定証券情報」、「特定証券情報(補 完)」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、 「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家 向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、 「特定有価証券」、「特別利害関係者等」、「取 引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、 「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「プログ ラム上場」、「プログラム情報」、「米国会計基 準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有 価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動 性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規 定する運用会社、MSCB等、株券等、株式事務 代行機関、監査報告書等、国際会計基準、コーポ レート・ファイナンス助言業務、債券、J-Ad viser、J-QS、指定振替機関、四半期報 告書、受託者、上場外国会社、上場会社、上場株

券をいう。

- a 内国法人の発行する株券 (法第2条第1項 第9号に掲げる株券をいう。)
- b 外国法人の発行する株券(法第2条第1項 第17号に掲げる有価証券のうち、前aに掲げ る有価証券の性質を有するものをいう。)
- c 優先出資証券(法第2条第1項第7号に掲 ばる優先出資証券をいう。)
- d 内国法人の発行する新株予約権証券(法第 2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券を いう。)
- e 外国法人の発行する新株予約権証券(法第 2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、 前dに掲げる有価証券の性質を有するものを いう。)
- f ETN(外国で発行された法第2条第1項 第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に 掲げる社債券の性質を有するものであって、 当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融 商品市場における相場その他の指標をいう。) に連動することを目的とするものをいう。)
- g 投資信託受益証券(法第2条第1項第10号 に掲げる投資信託の受益証券をいう。)
- h 外国投資信託受益証券 (法第2条第1項第 10号に掲げる外国投資信託の受益証券をい う。)
- i 投資証券(法第2条第1項第11号に掲げる 投資証券をいう。)
- iの2 新投資口予約権証券(法第2条第1項第 11号に掲げる新投資口予約権証券をいう。)
- j 外国投資証券(法第2条第1項第11号に掲 げる外国投資証券をいう。)のうちi及び前 iの2に掲げる有価証券に類する証券
- k 外国株預託証券(法第2条第1項第20号に 掲げる証券又は証書で、外国法人の発行する 株券に係る権利を表示するものをいう。)
- 1 受益証券発行信託の受益証券(法第2条第 1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益 権をいう。以下同じ。)のうち、次の(a)及 び(b)に掲げるもの
 - (a) 内国商品信託受益証券(特定の商品(商

券等、上場債券、上場内国会社、上場有価証券、 新規上場申請者、第三者割当、担当会社、担当 J —Adviser、担当上場会社、特定証券情報、 特定証券情報(補完)、特定上場有価証券、特定 投資家、特定投資家向け売付け勧誘等、特定投資 家向け取得勧誘、特定取引所金融商品市場、特定 有価証券、特別利害関係者等、取引所府令、日本 会計基準、発行者情報、半期報告書、非上場逆さ 合併、プログラム上場、プログラム情報、米国会 計基準、法、募集株式、有価証券、有価証券届出 書、有価証券報告書及び流動性プロバイダーをい う。

一部改正〔平成30年5月31日〕

品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。)の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。)

- (b) 外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は次のmに掲げる外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものをいう。)
- m 外国受益証券発行信託の受益証券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前1の(a)に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- (4) 株式事務代行機関 会社法(平成17年法律 第86号)第123条に規定する株主名簿管理人又は 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平 成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。) に規定する優先出資者名簿管理人であって、名 義書換事務のほかに、株主に対する通知など株 式事務(優先出資に係る事務を含む。以下同じ。) 全般を代行する、発行者とは別法人の機関をい う。
- (5) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度 に係る財務書類については監査報告書又はこれ に準じたものを、中間連結会計期間若しくは中 間会計期間又は第2四半期連結累計期間若しく は第2四半期累計期間に係る財務書類について は中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告 書又はこれらに準じたものをいう。
- (6) 削除
- (7) 国際会計基準 国際財務報告基準 (IFR S) をいう。
- (8) コーポレート・ファイナンス助言業務 資本市場における資金調達(新規上場、追加上場及びM&Aを含む。)の助言及び審査業務並びに公開支援業務をいう。
- (9) 債券 次のaからmまでに掲げる有価証券 をいう。
 - a 内国法人の発行する社債券(法第2条第1

項第5号に掲げる有価証券をいう。)

- b 外国法人の発行する社債券(法第2条第1 項第17号に掲げる有価証券のうち、前aに掲 げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- c 特別の法律により内国法人の発行する債券 (法第2条第1項第3号に掲げる有価証券を いう。)
- d 特別の法律により外国法人の発行する債券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券の うち、前cに掲げる有価証券の性質を有する ものをいう。)
- e 投資法人債券(法第2条第1項第11号に掲 ばる投資法人債券をいう。)
- f 外国投資証券(法第2条第1項第11号に掲 げる外国投資証券をいう。)のうち前eに掲 げる有価証券に類する証券
- g 内国の者の発行する地方債証券(法第2条 第1項第2号に掲げる有価証券をいう。)
- h 外国の者の発行する地方債証券(法第2条 第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前g に掲げる有価証券の性質を有するものをい う。)
- i 内国法人の発行する特定社債券(法第2条 第1項第4号に掲げる有価証券をいう。)
- j 外国法人の発行する特定社債券(法第2条 第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前i に掲げる有価証券の性質を有するものをい う。)
- k 特定目的信託の受益証券(法第2条第1項 第13号に掲げる有価証券をいう。)のうち、 信託期間中の金銭の分配について、あらかじ め定められた金額の分配を受ける種類のもの
- 1 外国の者の発行する特定目的信託の受益証券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前kに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- m 外国の発行する国債(法第2条第1項第17 号に掲げる有価証券のうち、同項第1号に掲 げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- (10) J─Adviser J─Adviser 資格(当取引所が開設する特定取引所金融商品

市場において、上場会社及び新規上場申請者(株 券等の新規上場を申請する者に限る。第22号及 び第23号において同じ。)に対し、取引所府令 第7条の2第1号及び第2号に掲げる行為に関 する業務を行うための資格をいう。以下同じ。) を取得した者をいう。

- (11) J-QS J-Adviserとしての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する者として当取引所が認定する者をいう。
- (12) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に 規定する振替機関であって施行規則で定める者 をいう。
- (13) 四半期報告書 法第24条の4の7第1項 (法において準用する場合を含む。)に規定す る四半期報告書(同条第6項(法において準用 する場合を含む。)の規定に基づいて当該四半 期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあ っては当該書類)をいう。
- (14) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき 設定される場合の当該信託契約における受託者 及びこれに相当する者をいう。
- (15) 上場外国会社 上場会社のうち、外国の法 律に準拠して設立された者をいう。
- (16) 上場会社 上場株券等の発行者をいう。
- (17) 上場株券等 当取引所が開設する特定取引 所金融商品市場に上場している株券等をいう。
- (18) 上場債券 当取引所が開設する特定取引所 金融商品市場に上場している債券をいう。
- (19) 上場内国会社 上場会社のうち、日本の法律に準拠して設立されたものをいう。
- (20) 上場有価証券 当取引所が開設する特定取 引所金融商品市場に上場している有価証券をい う。
- (21) 新規上場申請者 有価証券の新規上場を申 請する当該有価証券の発行者をいう。
- (22) 第三者割当 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。
- (23) 担当会社 担当上場会社及び J A d v i

(指定振替機関の定義)

(12) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関す 第3条 特例第2条第12号に規定する施行規則で定る法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

- s e r との間で第313条に規定する契約を締結 している新規上場申請者をいう。
- (24) 担当 J A d v i s e r 上場会社又は新規上場申請者との間で第313条に規定する契約を締結している I A d v i s e r をいう。
- (25) 担当上場会社 J Adviserとの間で第313条に規定する契約を締結している上場会社をいう。
- (26) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定 する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又 は公表に関する内閣府令(平成20年内閣府令第 78号。以下「証券情報等内閣府令」という。) 第2条第1項第1号に基づきこの特例でその内 容を定めるものをいう。
- (27) 特定証券情報(補完) 法第3条各号に規定する有価証券以外の債券に関し、プログラム情報の提出後に、法第27条の31第4項に基づき公表される同項に規定する訂正特定証券情報であって、当該プログラム情報に記載された内容を補完する情報として第209条第2項でその内容を定めるものをいう。
- (28) 特定上場有価証券 法第2条第33項に規定 する特定上場有価証券をいう。
- (29) 特定投資家 法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。
- (30) 特定投資家向け売付け勧誘等 法第2条第 6項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等を いう。
- (31) 特定投資家向け取得勧誘 法第4条第3項 第1号に規定する特定投資家向け取得勧誘をい う。
- (32) 特定取引所金融商品市場 法第2条第32項 に規定する特定取引所金融商品市場をいう。
- (33) 特定有価証券 法第5条第1項に規定する 特定有価証券をいう。
- (34) 特別利害関係者等 開示府令第1条第31号 に規定する特別利害関係者等をいう。
- (35) 取引所府令 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第54号)をいう。
- (36) 日本会計基準 連結財務諸表等の用語、様 式及び作成方法に関する規則、財務諸表等の用

語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する企業会計の基準をいう。

- (37) 発行者情報 法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
- (38) 半期報告書 法第24条の5第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する半期報告書(同条第7項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)をいう。
- (39) 非上場逆さ合併 上場会社が行う次の a から f までに掲げる行為であって、当該行為の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度若しくは直前事業年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該上場会社を上回っている場合に該当するもの(当該行為により当該上場会社が実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めるときに限る。)又は当該行為により当該上場会社の事業、取締役の構成若しくは株主構成が根本的に変化することになるものをいう。
 - a 非上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収 合併
 - b 非上場会社を完全子会社とする株式交換
 - c 会社分割による非上場会社からの事業の承継
 - d 非上場会社からの事業の譲受け
 - e 非上場会社の株式の取得による子会社化
 - f a から前 e までに掲げる行為と同等の効果 をもたらすと当取引所が認める行為
- (40) プログラム上場 債券の新規上場申請を行 おうとする者がプログラム情報を当取引所に対 して提出し、かつ公表することをいう。

- (41) プログラム情報 債券の発行残高の上限その他の情報を記載したものであって、法第3条各号に規定する有価証券以外の債券にあっては、当該債券の新規上場申請を行おうとする者が、法第27条の31第1項の規定に基づき公表する特定証券情報であって、証券情報等内閣府令第2条第1項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第206条第2項でその内容を定めるものをいい、法第3条各号に規定する有価証券である債券にあっては、当該債券の新規上場申請を行おうとする者が公表する書類であって、第206条第2項でその内容を定めるものをいう。
- (42) 米国会計基準 米国において一般に公正妥 当と認められた会計基準をいう。
- (43) 法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号) をいう。
- (44) 募集株式 会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先 出資並びにこれらに相当する外国の法令の規定 により割り当てる株式をいう。
- (45) 有価証券 法第2条第1項に規定する有価 証券をいう。
- (46) 有価証券届出書 法第5条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する届出書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (47) 有価証券報告書 法第24条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書(同条第8項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)をいう。
- (48) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する 株券等の売買を円滑にするために売付け及び買 付けの気配の表示等を行う取引参加者をいう。
 - 一部改正〔平成25年7月16日、平成30年 5月31日〕

(プリンシプルベースの考え方に基づく運用)

- 第3条 当取引所は、プリンシプルベースの考え方 に基づき、この特例を運用する。
- 2 当取引所は、この特例の運用にあたっては、原 則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、当取 引所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏 まえ、適切な判断を行うものとする。

(自主規制業務の委託)

- 第4条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託することができる。
 - (1) 有価証券の上場及び上場廃止に関する業務
 - (2) 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に 係る情報の開示に関する審査及び上場有価証券 の発行者に対する処分その他の措置に関する業 務
- 2 新規上場申請に係る有価証券の発行者及び上場 有価証券の発行者は、前項の規定により当取引所 が自主規制法人に委託した業務については、自主 規制法人が行う審査、調査及び報告又は資料の提 出の請求等に応じなければならない。
- 3 当取引所は、第1項の規定により自主規制法人 に委託した業務については、自主規制法人が行う 審査又は調査等の結果に基づき承認又は処分その 他の措置等を行うものとする。

(売買停止及び停止解除の通知)

第5条 当取引所が上場有価証券の売買の停止又は 停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券 の発行者に通知する。

(電磁的記録による書類等の提出)

- 第6条 新規上場申請に係る有価証券の発行者、上場有価証券の発行者その他の当取引所の規則に基づき書類等の提出及び開示等を行う者が当取引所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合 における当取引所の規則の適用については、文書

をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、当取引所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

一部改正〔平成30年5月31日〕

(施行規則への委任)

第7条 当取引所は、この特例に定める事項のほか、 有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止、J—Adviser資格の取得、 J—Adviserの義務その他上場有価証券及 びJ—Adviserに関して必要がある場合に は、所要の取扱いを施行規則で定めることができる。

第2編 株券等

第1章 総則

(TOKYO PRO Market)

第101条 当取引所が開設する特定取引所金融商品 市場のうち株券等に係る市場は、TOKYO P RO Marketと称する。

(J-Adviserとの契約)

- 第102条 上場会社及び新規上場申請者(株券等の新規上場を申請する者に限る。以下この編及び第4編において同じ。)は、J—Adviserとの間で、第313条に規定する契約を締結し、施行規則で定めるところにより、担当J—Adviserを確保しなければならない。
- 2 上場会社及び新規上場申請者は、必要に応じて、 担当 J — A d v i s e r から指導及び助言を受け、それらに従って行動しなければならない。
- 3 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場申請 時及び上場後において、担当 J — A d v i s e r が J — A d v i s e r としての業務を遂行するに 際し、必要な協力を行わなければならない。

(規則解釈に関する助言)

第103条 上場会社及び新規上場申請者は、この特例 を解釈するに際しては、担当 J -A d v i s e r から助言を受けなければならない。

(連絡)

第104条 上場会社及び新規上場申請者が行う当取 引所への報告、必要な書類の提出等は、担当 J — 第2章 株券等

(担当 I — Adviserの数)

第101条 特例第102条第1項の規定に基づき、上場 会社及び新規上場申請者が確保しなければならな い担当 J — A d v i s e r の数は、1社とする。 Adviserを通じて行うものとする。

2 当取引所が行う上場会社及び新規上場申請者への通知、連絡等は、担当 J — A d v i s e r を通じて行うものとする。

(資料に使用する言語)

第105条 上場会社及び新規上場申請者が開示する 資料を作成する場合は、英語若しくは日本語のい ずれか又は両方の言語で作成しなければならな い。

(本国等の法制度等の勘案)

第106条 当取引所は、上場外国会社及び外国の法律 に準拠して設立された新規上場申請者に対する当 取引所の規則の適用にあたっては、これらの者の 本国等における法制度、実務慣行等を勘案するも のとする。

(相互連絡及び協力)

第107条 上場会社、新規上場申請者、運用会社及び 受託者は、この特例その他の規則に定める義務を 履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行 わなければならない。

第2章 新規上場

(新規上場申請等)

第108条 株券等の新規上場申請は、当該株券等の発 行者からの申請により行うものとする。

(上場契約等)

- 第109条 当取引所が新規上場申請に係る株券等を 上場する場合には、当該新規上場申請に係る株券 等の発行者は、施行規則で定める当取引所所定の 「上場契約書」を提出するものとする。
- 2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る株 券等の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 新規上場申請に係る株券等が特定有価証券である場合には、当該新規上場申請に係る株券等の発行者は、運用会社及び受託者(当取引所が当該株券等の性質にかんがみて必要と認める者に限る。以下同じ。)と連名で「上場契約書」を提出するものとする。
- 4 前項の規定により「上場契約書」を連名で提出 した運用会社及び受託者に対してのこの特例の適 用については、上場会社及び新規上場申請者と同 様に取り扱うものとする。ただし、当取引所が適

(上場契約書)

第102条 特例第109条第1項に規定する「上場契約 書」は、別記第1号様式によるものとする。 当と認める場合は、この限りでない。

5 当取引所は、新規上場申請に係る株券等の上場 日にその銘柄その他の施行規則で定める事項を上 場有価証券原簿に記載する。

(新規上場申請時の提出書類等)

- 第110条 新規上場申請者は、上場の承認を希望する 日の少なくとも10営業日前までに、当取引所所定 の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければ ならない。ただし、上場会社が当事者となって行 う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によっ て新しく設立される会社又は存続会社となる会社 の株券等について、その成立日又は効力発生日に おける上場を希望する場合は、当該成立日又は効 力発生日前において、当該上場会社が申請を行う ものとする。
- 2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」に は、次の各号に掲げる書類等を添付するものとす る。この場合における当該各号に掲げる書類等の 取扱いは、施行規則で定める。
 - (1) 特定証券情報
 - (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」

(3) 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」

- 2 特例第109条第5項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。
 - (1) 株券等(外国株預託証券及び外国証券信託 受益証券(以下「外国株預託証券等」という。) を除く。以下この号において同じ。)

株券等の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合には当該単元株式数及び上場年月日

- (2) 外国株預託証券等
 - a 外国株預託証券等の銘柄、数量、種類、1 外国株預託証券等に権利が表示される外国株 券の数、預託機関等の名称及び上場年月日
 - b 外国株預託証券等に表示される権利に係る 外国株券の銘柄、数量及び種類

(新規上場申請に係る提出書類等)

- 第103条 特例第110条第2項第2号に規定する「新 規上場申請に係る宣誓書」は、別記第2号様式に よるものとする。
- 2 特例第110条第2項第3号に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的

- (4) 新規上場申請者の定款
- (5) その他当取引所が必要と認める書類等
- 3 新規上場申請者は、新規上場申請時に特定投資 家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等 を実施しない場合その他の施行規則で定める場合 には、当取引所に対して、特定証券情報に代えて、 発行者情報に相当する情報その他の施行規則で定 める書類等を提出しなければならない。

4 第2項第1号に規定する特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。

- な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規 上場申請者に関する基本情報
- (2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経 営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス 体制の状況
- (3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実 施状況
- (4) 内部統制システムに関する基本的な考え方 及びその整備状況(反社会的勢力排除に向けた 体制整備に関する内容を含む。)
- (5) その他当取引所が必要と認める事項
- 3 特例第110条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類等とは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類等とする。この場合において、新規上場申請者は、当取引所に対して、特定証券情報に記載すべき情報であって、当取引所が必要と認める情報を併せて提出しなければならない。
 - (1) 新規上場申請時に募集又は売出しを実施する場合

有価証券届出書の写し

- (2) 有価証券報告書の提出義務者である者が、 新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は 特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合 有価証券報告書及び半期報告書の写し、又は 有価証券報告書及び四半期報告書の写し
- (3) 有価証券報告書の提出義務者でない者が、 新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は 特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合 発行者情報に相当する情報
- 4 特例第110条第4項に規定する特定証券情報の 内容は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣 府令(平成20年12月5日内閣府令第78号。以下「証 券情報等内閣府令」という。)第2条第2項第1 号イからニまでに掲げる事項(新規上場申請者が 既に1年間継続して開示府令第9条の3第2項に 規定する有価証券報告書(新規上場申請者が外国 債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

5 特定証券情報(第3項に規定する発行者情報に相当する情報を含む。以下この章において同じ。)において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者(特定有価証券の発行者に限る。)が、その設立後最初の事業年度又は連結会計年度内に特定証券情報を提出する場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該監査報告書等の添付を要しない。

6 特定証券情報において求められる財務書類は、 日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その 他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づい て作成しなければならない。 (昭和47年大蔵省令第26号。以下「外債府令」という。)第1条第1号に規定する外国債等の発行者である場合には、同令第6条の2第2項に規定する有価証券報告書)を提出している場合は、その旨並びに証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イ及び口に掲げる事項)に関する情報(株券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イから二までに掲げる事項に関する情報)とする。

- 5 新規上場申請者は、特例第110条第4項に規定する特定証券情報を作成するにあたっては、別記第3号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 6 特例第110条第5項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれらに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 日本において一般に公正妥当と認められる 監査の基準、中間監査の基準若しくは四半期レ ビューの基準、又はこれらと同等の基準に準拠 して実施された監査又はレビューの結果が記載 されたものであること。
 - (2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当 する証明、又はこれと同等のものが記載された ものであること。
 - (3) 監査法人によって作成されたものであること。
 - (4) 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。
- 7 特例第110条第6項に規定する施行規則で定める会計基準とは、担当 J A d v i s e r と監査法人が、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であると判断し、当取引所が適当であると認める基準をいい、上場会社及び新規上場申請者は、当該基準に基づいて特定証券情報において求められる財務書類を作成する場合には、当該基準における会計処理の原則及び手続きと当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければならない。

(新規上場申請時の公表)

- 第111条 新規上場申請者は、前条第1項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第3条第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第2項各号に掲げる書類を公表しなければならない。
- 2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(その他の提出書類等)

第112条 当取引所は、新規上場申請者に対し、当取 引所が適当と認める報告又は資料の提出を求める ことができるものとする。

(上場適格性要件)

- 第113条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項 (以下この編において「上場適格性要件」という。) を満たしていなければならない。
 - (1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価 を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社 であること
 - (2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に 遂行していること
 - (3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナン ス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等 に応じて整備され、適切に機能していること
 - (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報 等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示 義務を履行できる態勢を整備していること
 - (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその 他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必 要と認める事項

(上場承認)

第114条 当取引所は、新規上場申請者について前条 各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認 された場合には、申請に係る株券等の上場を承認 するものとする。 (新規上場申請時の公表の方法)

- 第104条 特例第111条第1項及び第2項に規定する 施行規則で定める方法は、次の各号に掲げる掲載 のいずれかを継続して行う方法とする。
 - (1) 当取引所のウェブサイトへの掲載
 - (2) 新規上場申請者のウェブサイトへの掲載
- 2 当取引所は、新規上場申請者が特例第111条第1 項又は第2項の規定により前項第2号の方法によ る公表をしたときは、速やかに、当該公表された 書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものと する。

(上場前の取得勧誘等)

第115条 新規上場申請者(当取引所その他の金融商 品取引所に上場されている内国株券等の発行者及 びこれに準ずる者並びに第110条第1項ただし書 に基づく申請を行う申請者及び外国会社を除く。) の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公 正を確保するため、上場前に行われる募集又は売 出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向 け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第 三者割当 (開示府令第19条第2項第1号ヲ(1)及 び(2)に掲げる方法を含み、日本証券業協会がグ リーンシート銘柄として指定する内国株券等に係 る公募であって、日本証券業協会が定める規則に より金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に 配分する方法により行う場合の当該公募を除く。) による募集株式の割当て等に関する必要な事項に ついては、施行規則で定める。

(第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の 報告等の取扱い)

第105条 特例第115条に規定する第三者割当による 募集株式の割当て等に関する必要な事項について は、次条及び第107条に定めるところによる。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)

第106条 新規上場申請者は、新規上場申請日の直前 事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度 をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株 主総会の日までの間にあたる場合には、上場日が 属する事業年度の前々事業年度をいう。次条にお いて同じ。)の末日から起算して2年前から上場 日の前日までの期間において、新規上場申請者が 第三者割当により行う募集株式若しくは新株予約 権の割当て(以下「第三者割当による募集株式等 の割当て」という。)を行っている場合、又は新 規上場申請者の特別利害関係者等が、新規上場申 請者の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け 若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資 家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等 (以下「上場前の募集等」という。)を除き、新 株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」と いう。)を行っている場合には、上場目から5年 間、株式等の移動の状況に係る記録を保存するも のとする。

(第三者割当による募集株式等の割当て等及び所 有に関する規制)

- 第107条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前 事業年度の末日から起算して1年前から上場日の 前日までの期間において、次の各号に掲げる行為 のいずれかを行っている場合には、当該新規上場 申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受 けた者をして、担当 J — A d v i s e r に対して、 次項に定める事項について書面により確約させる ものとする。
 - (1) 第三者割当による募集株式の割当て(上場前の募集等による場合を除く。)
 - (2) 第三者割当による新株予約権の割当て(それと同様の効果を有すると認められる自己新株 予約権の割当てを含む。)
 - (3) 新株予約権の行使による株式の交付(前号

第3章 上場後の義務 第1節 上場適格性要件の維持義務 (上場適格性要件の維持義務)

第116条 上場会社は、上場適格性要件を上場後も継 続的に満たさなければならない。

第2節 会社情報の開示義務

(ディスクロージャー)

- 第117条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社 情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすも のであることを十分に認識し、常に投資者の視点 に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を 徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければな らない。
- 2 上場会社は、会社情報の開示を行う場合は、T Dnet(当取引所の適時開示情報伝達システム をいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。 TDnetの稼働に支障が生じた場合その他当取 引所が必要があると認める場合には、当取引所が

に規定する新株予約権に係るものに限る。)

- 2 新規上場申請者が前項各号に掲げる割当て又は 交付を受けた者をして、担当 J — A d v i s e r に対して書面により確約させる事項は、次の各号 に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた 者は、当該割当て又は交付を受けた株式及び新 株予約権(以下「割当株式等」という。)を、 割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か 月間を経過する日(割当株式等の割当て又は交 付を受けた日以後1年間を経過していない場合 には、当該割当て又は交付を受けた日から1年 間を経過する日)まで所有すること。ただし、 割当て又は交付を受けた者がその経営の著しい 不振により割当株式等の譲渡を行う場合その他 社会通念上やむを得ないと担当J一Advis erが認める場合を除く。
 - (2) 割当て又は交付を受けた者は、割当株式等 又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う 場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面に より通知するとともに、事後において新規上場 申請者にその内容を報告すること。
 - (3) その他当取引所が必要と認める事項

その都度定める方法により行うものとする。

- 3 上場会社は、金融商品取引法施行令(昭和40年 法律第321号。以下「施行令」という。)第30条第 1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等 又は公開買付け等事実の当取引所への通知及び同 項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等 事実の当取引所への通知を行う場合には、次条か ら第123条までの規定に基づく会社情報の開示に 係る方法により行うものとする。
- 4 上場会社は、次条から第123条まで、第125条から第127条まで及び第129条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。)を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。
- 5 前項、第124条、第125条第1項及び第129条第1 項の規定は、第3項の施行令第30条第1項第4号 又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の当 取引所への通知を行う場合について準用する。
 - 一部改正〔平成25年6月29日、平成25年 8月9日、平成25年9月6日〕

(会社情報の開示)

- 第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
 - (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a t までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
 - a 会社法第199条第1項に規定する株式会社 の発行する株式若しくはその処分する自己株

(決定事実に係る軽微基準)

第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める 基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るもの は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定 めることとする。

(1) 特例第118条第1号aに掲げる事項 会社法第199条第1項に規定する株式会社の 式を引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。)の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集を含む。)若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)又は株式若しくは新株予約権の売出し(特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、このaに掲げる募集又は売出しに相当するものを含む。)

- b 前 a に規定する募集若しくは売出しに係る 発行登録(その取下げを含む。)又は当該発 行登録に係る募集若しくは売出しのための需 要状況の調査の開始
- c 資本金の額の減少
- d 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- e 会社法第156条第1項(同法第163条及び同 法第165条第3項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定若しくはこれら に相当する外国の法令の規定又は優先出資法 第15条の規定による自己株式の取得
- f 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- g 前 f に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録(その取下げを含む。)又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始
- h 株式の分割又は併合
- i 剰余金の配当
- i 株式交換
- k 株式移転
- 1 合併
- m 会社分割
- n 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

発行する株式若しくはその処分する自己株式を 引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優 先出資を引き受ける者を含む。) の募集の払込 金額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株 予約権証券である場合には、同法第238条第1項 に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募 集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の 募集を含む。) の払込金額又は売出価額の総額 に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額を合算 した金額)が1億円未満であると見込まれるこ と(特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向 け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微 基準に該当するものを含む。)。ただし、株主 割当(優先出資者割当を含む。)による場合及 び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除 <。

(2) 特例第118条第1号nに掲げる事項

- a 事業の一部を譲渡する場合 次の(a)から(e)までに掲げるもののいず れにも該当すること。
 - (a) 直前連結会計年度の末日における当該 事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日に おける連結純資産額(連結財務諸表におけ る純資産額をいう。以下同じ。)の100分の 30に相当する額未満であること。
 - (b) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。)の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
 - (c) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結 会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計 年度においていずれも当該事業の譲渡によ る連結経常利益の増加額又は減少額が直前 連結会計年度の連結経常利益金額の100分 の30に相当する額未満であると見込まれる こと。
 - (d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
 - (e) 取引規制府令第49条第8号イに掲げる 事項
- b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次の(a)から(e)までに掲げるもののいず れにも該当すること。
 - (a) 当該事業の譲受けによる資産の増加額 が直前連結会計年度の末日における連結純 資産額の100分の30に相当する額未満であ ると見込まれること。
 - (b) 当該事業の譲受けの予定日の属する連

- o 解散(合併による解散を除く。)
- p 新製品又は新技術の企業化

- 結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会 計年度においていずれも当該事業の譲受け による連結会社の売上高の増加額が直前連 結会計年度の売上高の100分の10に相当す る額未満であると見込まれること。
- (c) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (e) 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに 掲げる事項
- (3) 特例第118条第1号pに掲げる事項 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当 すること。
 - a 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
 - b 取引規制府令第49条第9号に定める事項
- (4) 特例第118条第1号qに掲げる事項
 - a 業務上の提携を行う場合
- q 業務上の提携又は業務上の提携の解消

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれに も該当すること。

- (a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又は口に掲げる場合においては、当該イ又は口のそれぞれに定める基準に該当すること。
 - イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場 合

当該資本提携につき、相手方の会社の 株式又は持分を新たに取得する場合にあ っては、新たに取得する株式又は持分の 取得価額が上場会社の直前連結会計年度 の末日における連結純資産額と連結資本 金額(連結財務諸表における資本金の額 をいう。以下同じ。)とのいずれか少な くない金額の100分の10に相当する額未 満であると見込まれ、相手方に株式を新 たに取得される場合にあっては、新たに 取得される株式の数が上場会社の直前連 結会計年度の末日における発行済株式の 総数の100分の5以下であると見込まれ ること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。)

新会社の設立の予定日から3年以内に 開始する当該新会社の各事業年度の末日 における総資産の帳簿価額に新会社設立 時の出資比率(所有する株式の数又は持 分の価額を発行済株式の総数又は出資の 総額で除して得た数値をいう。以下同 じ。)を乗じて得たものがいずれも上場 会社の直前連結会計年度の末日における 連結純資産額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれ、かつ、当該新会

社の当該各事業年度における売上高に出 資比率を乗じて得たものがいずれも直前 連結会計年度の連結会社の売上高の100 分の10に相当する額未満であると見込ま れること。

- (b) 取引規制府令第49条第10号イに掲げる 事項
- b 業務上の提携の解消を行う場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれに も該当すること。
 - (a) 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又は口に掲げる場合においては、当該イ又は口のそれぞれに定める基準に該当すること。
 - イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消す る場合

当該資本提携の解消につき、相手方の 会社の株式又は持分を取得している場合 にあっては、取得している株式又は持分 の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年 度の末日における連結純資産額と連結資 本金額とのいずれか少なくない金額の 100分の10に相当する額未満であり、相手 方に株式を取得されている場合にあって は、取得されている株式の数が上場会社 の直前事業年度の末日における発行済株 式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して 行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の直前事業年度の末日における 当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比 率を乗じて得たものが上場会社の直前連 結会計年度の末日における連結純資産額 の100分の30に相当する額未満であり、か つ、当該新会社の直前事業年度の売上高 に出資比率を乗じて得たものが直前連結 r 子会社等(法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)にあっては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項

会計年度の連結会社の売上高の100分の 10に相当する額未満であること。

- (b) 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる 事項
- (5) 特例第118条第1号rに掲げる事項

次の a から j まで(上場会社が子会社取得(子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。)により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、h 及び i を除く。)に掲げるもののいずれにも該当する子会社等(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

- a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の 直前事業年度の末日における総資産の帳簿価 額(新たに子会社等を設立する場合には、子 会社等の設立の予定日から3年以内に開始す る当該子会社等の各事業年度の末日における 総資産の帳簿価額の見込額)が上場会社の直 前連結会計年度の末日における連結純資産額 の100分の30に相当する額未満であること。
- b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の 直前事業年度の売上高(新たに子会社等を設 立する場合には、子会社等の設立の予定日か ら3年以内に開始する当該子会社等の各事業 年度の売上高の見込額)が直前連結会計年度 の連結会社の売上高の100分の10に相当する 額未満であること。
- c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の 直前事業年度の経常利益金額(新たに子会社 等を設立する場合には、子会社等の設立の予 定日から3年以内に開始する当該子会社等の 各事業年度の経常利益金額の見込額)が上場 会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額 の100分の30に相当する額未満であること。
- d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の 直前事業年度の当期純利益金額(新たに子会 社等を設立する場合には、子会社等の設立の 予定日から3年以内に開始する当該子会社等 の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が

- 上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- e 上場会社の直前事業年度における子会社等 又は新たに子会社等となる会社からの仕入高 (新たに子会社等を設立する場合には、子会 社等の設立の予定日から3年以内に開始する 上場会社の各事業年度における当該子会社等 からの仕入高の見込額)が上場会社の直前事 業年度の仕入高の総額の100分の10に相当す る額未満であること。
- f 上場会社の直前事業年度における子会社等 又は新たに子会社等となる会社に対する売上 高(新たに子会社等を設立する場合には、子 会社等の設立の予定日から3年以内に開始す る上場会社の各事業年度における当該子会社 等に対する売上高の見込額)が上場会社の直 前事業年度の売上高の総額の100分の10に相 当する額未満であること。
- g 子会社等又は新たに子会社等となる会社の 資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金 の額の100分の10に相当する額未満であるこ と。
- h 子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。)に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- i 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

- s 固定資産(法人税法(昭和40年法律第34号) 第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下 同じ。)の譲渡又は取得
- ,
- 取引規制府令第49条第11号に定める事項
- (6) 特例第118条第1号 s に掲げる事項
 - a 固定資産を譲渡する場合 次の(a)から(d)までに掲げるもののいず れにも該当すること。
 - (a) 上場会社の直前連結会計年度の末日に おける当該固定資産の帳簿価額が同日にお ける連結純資産額の100分の30に相当する 額未満であること。
 - (b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する 連結会計年度において当該固定資産の譲渡 による連結経常利益の増加額又は減少額が 上場会社の直前連結会計年度の連結経常利 益金額の100分の30に相当する額未満であ ると見込まれること。
 - (c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する 連結会計年度において当該固定資産の譲渡 による親会社株主に帰属する当期純利益の 増加額又は減少額が上場会社の直前連結会 計年度の親会社株主に帰属する当期純利益 金額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
 - (d) 取引規制府令第49条第12号イに掲げる 事項
 - b 固定資産を取得する場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれに も該当すること。
 - (a) 当該固定資産の取得価額が上場会社の 直前連結会計年度の末日における連結純資 産額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
 - (b) 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる 事項
 - (7) 特例第118条第1号t に掲げる事項
 - a リースによる固定資産の賃貸を行う場合 上場会社の直前連結会計年度の末日におけ る当該固定資産の帳簿価額が、同日における 連結純資産額の100分の30に相当する額未満 であること。
 - b リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が上場会

t リースによる固定資産の賃貸借

u 事業の全部又は一部の休止又は廃止

- v 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取 引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録 の取消しに係る申請
- w 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続 開始の申立て
- x 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。)

社の直前連結会計年度の末日における連結純 資産額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。

- (8) 特例第118条第1号uに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定 目の属する連結会計年度開始の日から3年以 内に開始する各連結会計年度においていずれ も当該休止又は廃止による連結会社の売上高 の減少額が直前連結会計年度の売上高の100 分の10に相当する額未満であると見込まれる こと。
 - b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定 日の属する連結会計年度開始の日から3年以 内に開始する各連結会計年度においていずれ も当該休止又は廃止による連結経常利益の増 加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経 常利益金額の100分の30に相当する額未満で あると見込まれること。
 - c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定 日の属する連結会計年度開始の日から3年以 内に開始する各連結会計年度においていずれ も当該休止又は廃止による親会社株主に帰属 する当期純利益の増加額又は減少額が直前連 結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利 益金額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
 - d 取引規制府令第49条第13号に定める事項

- (9) 特例第118条第1号xに掲げる事項 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当 すること。
 - a 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。) の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3年以内に開始する各連結会計年度において

- y 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
- z 当該上場会社が発行者である法第27条の2 第1項に規定する株券等に係る前x前段に規 定する公開買付け若しくは当該株券等に係る 施行令第31条に規定する買集め行為(以下こ のzにおいて「公開買付け等」という。)に 対抗するための買付けその他の有償の譲受け の要請又は公開買付け等に関する意見の公表 若しくは株主に対する表示
- a a 上場会社又はその子会社等の役員又は従 業員に対する新株予約権の発行その他のスト ック・オプションと認められるものの付与又 は株式の発行
- a b 代表取締役又は代表執行役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。)の異動
- a c 人員削減等の合理化

いずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第49条第14号に定める事項

- (10) 特例第118条第1号acに掲げる事項 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 合理化の実施の予定日の属する連結会計年 度開始の日から3年以内に開始する各連結会 計年度においていずれも当該合理化の実施に よる連結会社の売上高の減少額が直前連結会 計年度の売上高の100分の10に相当する額未 満であると見込まれること。
 - b 合理化の実施の予定日の属する連結会計年 度開始の日から3年以内に開始する各連結会 計年度においていずれも当該合理化の実施に よる連結経常利益の増加額又は減少額が直前

- ad 商号又は名称の変更
- a e 単元株式数の変更又は単元株式数の定め の廃止若しくは新設
- a f 事業年度の末日の変更
- a g 預金保険法(昭和46年法律第34号)第74 条第5項の規定による申出
- a h 特定債務等の調整の促進のための特定調 停に関する法律(平成11年法律第158号)に基 づく特定調停手続による調停の申立て
- a i 国内の金融商品取引所に上場する債券、 転換社債型新株予約権付社債券若しくは交換 社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又 は社債権者集会の招集その他当該債券、転換 社債型新株予約権付社債券若しくは交換社債 券に関する権利に係る重要な事項
- a i 普通出資の総口数の増加を伴う事項
- a k 有価証券報告書若しくは発行者情報又は 四半期報告書に記載される財務諸表等又は四 半期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人 の異動
- a 1 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続 企業の前提に関する事項を注記すること。
- a 1 の 2 開示府令第15条の 2 第 1 項、第15条 の 2 の 2 第 1 項、第17条の 4 第 1 項又は第17 条の15の 2 第 1 項の規定に基づく当該各項に 規定する承認申請書の提出(上場外国会社(そ の発行する上場外国株券等が重複上場の場合 に限る。)による本国の法令又は慣行を理由 とするものを除く。)

連結会計年度の連結経常利益金額の100分の 30に相当する額未満であると見込まれるこ と。

c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 特例第118条第1号ahに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

- am 株式事務を株式事務代行機関に委託しないこと。
- a n 内部統制に開示すべき重要な不備がある 旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨 を記載する内部統制報告書の提出
- a o 定款の変更

- ap 上場無議決権株式、上場議決権付株式(複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。)又は上場優先株等(子会社連動配当株を除く。)に係る株式の内容その他のスキームの変更
- aq 担当J-Adviserの異動
- a r 全部取得条項付種類株式(会社法第171 条第1項に規定する全部取得条項付種類株式 をいう。)の全部の取得
- as 株式等売渡請求(会社法第179条の3第1 項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同 じ。)に係る承認又は不承認
- a t a から前 a s までに掲げる事項のほか、 当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は 当該上場株券等に関する重要な事項であって 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- (12) 特例第118条第1号aoに掲げる事項 定款の変更理由が次のaからcまでのいずれ かに該当すること。
 - a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
 - b 本店所在地の変更
 - c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽 微なものとして当取引所が認める理由

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額(連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。)」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この項において同じ。)」と、「連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。)の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当

(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれか が発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で 生じた損害

b 主要株主(法第163条第1項に規定する主要 株主をいう。以下同じ。)又は筆頭株主(主 要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含 む。)名義のものを含み、同項に規定する株 式の所有の態様その他の事情を勘案して有価 証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成 19年内閣府令第59号。以下この条及び次条に おいて「取引規制府令」という。)で定める ものを除く。)の最も多い株主(優先出資法 に規定する優先出資者を含む。以下同じ。) をいう。以下同じ。)の異動 期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純 資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売 上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固 定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表にお ける資本金の額をいう。以下同じ。)」とあるの は「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるの は「資本金の額」と、「連結会社の債務」とある のは「債務」とする。

一部改正〔平成24年10月1日〕

(発生事実に係る軽微基準)

- 第109条 特例第118条に規定する施行規則で定める 基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るもの は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定 めることとする。
 - (1) 特例第118条第2号aに掲げる事実 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で 生じた損害の額が直前連結会計年度の末日に おける連結純資産額の100分の3に相当する 額未満であると見込まれること。
 - b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で 生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経 常利益金額の100分の30に相当する額未満で あると見込まれること。
 - c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で 生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社 株主に帰属する当期純利益金額の100分の30 に相当する額未満であると見込まれること。
 - d 取引規制府令第50条第1号に定める事項

- c 特定有価証券(法第163条第1項に規定する 特定有価証券をいう。以下このcにおいて同 じ。)又は特定有価証券に係るオプションの 上場の廃止の原因となる事実
- d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若 しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一 部が裁判によらずに完結したこと。
- (2) 特例第118条第2号dに掲げる事実
 - a 訴えが提起された場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれに も該当すること。
 - (a) 訴訟の目的の価額が直前連結会計年度 の末日における連結純資産額の100分の15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求 が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認 められて敗訴したとした場合、当該訴えの 提起された日の属する連結会計年度開始の 日から3年以内に開始する各連結会計年度 においていずれも当該敗訴による連結会社 の売上高の減少額が直前連結会計年度の売 上高の100分の10に相当する額未満である と見込まれること。
 - (b) 取引規制府令第50条第3号イに掲げる 事項
 - b 訴えについて判決があった場合又は訴えに 係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらず に完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する訴えの 提起に係る判決等(訴えについて判決があっ たこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一 部が裁判によらずに完結したことをいう。以 下同じ。)の場合又は同(a)に掲げる基準に 該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁 判によらずに完結した場合であって、次の (a)から(e)までに掲げるもののいずれにも 該当すること。

- (a) 判決等により上場会社の給付する財産 の額が直前連結会計年度の末日における連 結純資産額の100分の3に相当する額未満 であると見込まれること。
- (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該判決等による連結 会社の売上高の減少額が直前連結会計年度

e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

- の売上高の100分の10に相当する額未満で あると見込まれること。
- (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該判決等による連結 経常利益の減少額が直前連結会計年度の連 結経常利益金額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。
- (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (e) 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる 事項
- (3) 特例第118条第2号eに掲げる事実
 - a 仮処分命令の申立てがなされた場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれに も該当すること。
 - (a) 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに 申立てのとおり発せられたとした場合、当 該申立ての日の属する連結会計年度開始の 日から3年以内に開始する各連結会計年度 においていずれも当該仮処分命令による連 結会社の売上高の減少額が直前連結会計年 度の売上高の100分の10に相当する額未満 であると見込まれること。
 - (b) 取引規制府令第50条第4号イに掲げる 事項
 - b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合前aの(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。)の場合又は同(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次

f 免許の取消し、事業の停止その他これらに 準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行 政庁による法令違反に係る告発

- の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。
- (a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該裁判等による連結 会社の売上高の減少額が直前連結会計年度 の売上高の100分の10に相当する額未満で あると見込まれること。
- (b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該裁判等による連結 経常利益の減少額が直前連結会計年度の連 結経常利益金額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。
- (c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該裁判等による親会 社株主に帰属する当期純利益の減少額が直 前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未 満であると見込まれること。
- (d) 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる 事項
- (4) 特例第118条第2号fに掲げる事実
 - a 法令に基づく処分を受けた場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれに も該当すること。
 - (a) 法令に基づく処分を受けた日の属する 連結会計年度開始の日から3年以内に開始 する各連結会計年度においていずれも当該 処分による連結会社の売上高の減少額が直 前連結会計年度の売上高の100分の10に相 当する額未満であると見込まれること。
 - (b) 取引規制府令第50条第5号に定める事項
 - b 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされ た事業部門等の直前連結会計年度の売上高が 当該連結会計年度の連結会社の売上高の100 分の10に相当する額未満であること。

- g 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項 第4号に規定するその他の関係会社の異動
- h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」という。)
- i 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の 不足を事由とするものに限る。)又は手形交 換所による取引停止処分(以下「不渡り等」 という。)
- j 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
- k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者に ついて不渡り等、破産手続開始の申立て等そ の他これらに準ずる事実が生じたことによ り、当該債務者に対する売掛金、貸付金その 他の債権又は当該保証債務を履行した場合に おける当該主たる債務者に対する求償権につ いて債務の不履行のおそれが生じたこと。

- 1 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100分の10以上である取引先をいう。以下同 じ。)との取引の停止又は同一事由による若 しくは同一時期における複数の取引先との取 引の停止
- m 債権者による債務の免除若しくは返済期限

- (5) 特例第118条第2号kに掲げる事実 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権に ついて当該債務の不履行のおそれのある額が 直前連結会計年度の末日における連結純資産 額の100分の3に相当する額未満であると見 込まれること。
 - b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権に ついて当該債務の不履行のおそれのある額が 直前連結会計年度の連結経常利益金額の100 分の30に相当する額未満であると見込まれる こと。
 - c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権に ついて当該債務の不履行のおそれのある額が 直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。
 - d 取引規制府令第50条第6号に定める事項
- (6) 特例第118条第2号1に掲げる事実 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当 すること。
 - a 取引先との取引の停止の日の属する連結会 計年度開始の日から3年以内に開始する各連 結会計年度においていずれも当該取引の停止 による連結会社の売上高の減少額が直前連結 会計年度の売上高の100分の10に相当する額 未満であると見込まれること。
 - b 取引規制府令第50条第7号に定める事項
- (7) 特例第118条第2号mに掲げる事実

の延長(債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

- n 資源の発見
- nの2 特別支配株主(会社法第179条第1項に 規定する特別支配株主をいい、当該特別支配 株主が法人であるときは、その業務執行を決 定する機関をいう。)が当該上場会社に係る 株式等売渡請求を行うことについての決定を したこと又は当該特別支配株主が当該決定 (公表がされた(法第166条第4項に規定する 公表がされたをいう。)ものに限る。)に係 る株式等売渡請求を行わないことを決定した こと。
- o 株主(優先出資法に規定する普通出資者を 含む。次のpにおいて同じ。)による株式若 しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分 の差止めの請求
- p 株主による株主総会(普通出資者総会又は 優先出資者総会を含む。)の招集の請求
- q 保有有価証券(当該上場会社の子会社等の 株式以外の国内の金融商品取引所に上場して いる有価証券に限る。)の全部又は一部につ いて、事業年度又は四半期会計期間の末日に おける時価額(当該日の金融商品取引所にお

次の a から d までに掲げるもののいずれにも 該当すること。

- a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは 弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、 当該債務の額)が直前連結会計年度の末日に おける連結会社の債務の総額の100分の10に 相当する額未満であること。
- b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長 又は債務の引受け若しくは弁済による連結経 常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経 常利益金額の100分の30に相当する額未満で あると見込まれること。
- c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長 又は債務の引受け若しくは弁済による親会社 株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連 結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利 益金額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
- d 取引規制府令第50条第8号に定める事項
- (8) 特例第118条第2号nに掲げる事実 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当 すること。
 - a 発見された資源の採掘又は採取を開始する 連結会計年度開始の日から3年以内に開始す る各連結会計年度においていずれも当該資源 を利用する事業による連結会社の売上高の増 加額が直前連結会計年度の売上高の100分の 10に相当する額未満であると見込まれるこ と。
 - b 取引規制府令第50条第9号に定める事項

- (9) 特例第118条第2号qに掲げる事実 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当 すること。
 - a 各有価証券について時価額が帳簿価額を下 回っている金額を合計した額が、直前連結会

ける最終価格(当該最終価格がないときは、 その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿 価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)。

- r 社債に係る期限の利益の喪失
- s 有価証券報告書若しくは発行者情報又は四 半期報告書に記載される財務諸表等又は四半 期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の 異動(業務執行を決定する機関が、当該監査 法人の異動を行うことについての決定をした 場合(当該決定に係る事項を行わないことを 決定した場合を含む。)において、前号の規 定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
- t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと(前号alの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。)及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
- t の 2 開示府令第15条の 2 第 3 項、第15条の 2 の 2 第 4 項、第17条の 4 第 4 項又は第17条 の15の 2 第 4 項に規定する承認を受けたこと 又は受けられなかったこと。
- u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四 半期財務諸表等に添付される四半期レビュー 報告書について、継続企業の前提に関する事 項を除外事項として監査法人の「除外事項を 付した限定付適正意見」若しくは「除外事項 を付した限定付結論」又は監査法人の「不適 正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意 見の表明をしない」若しくは「結論の表明を

- 計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

しない」旨(特定事業会社にあっては、継続 企業の前提に関する事項を除外事項として監 査法人の「除外事項を付した限定付意見」、 「中間財務諸表等が有用な情報を表示してい ない意見」及び「意見の表明をしない」旨を 含む。)が記載されることとなったこと。

- v 内部統制報告書に対する内部統制監査報告 書について、「不適正意見」又は「意見の表 明をしない」旨が記載されることとなったこ と。
- w 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領 その他株式事務を株式事務代行機関に委託し ないこととなるおそれが生じたこと又は株式 事務を株式事務代行機関に委託しないことと なったこと。
- x 担当 J Adviserの異動
- y aから前xまでに掲げる事実のほか、当該 上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該 上場株券等に関する重要な事実であって投資 者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
 - 一部改正〔平成25年8月9日〕

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この項において同じ。)」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(会社情報の開示の取扱い)

- 第110条 特例第118条、特例第119条及び特例第121 条の規定に基づき開示すべき内容は、原則として、 次の各号に掲げる内容とする。
 - (1) 特例第118条第1号、特例第119条第1号及び特例第121条第2項に定める事項(以下この項において「決定事実」という。) を決定した理由又は特例第118条第2号、特例第119条第2号

(子会社等の情報の開示)

- 第119条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに規定する法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに規定する法第166条第2項第6号に掲げる事実にあっては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。
 - (1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからsまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

及び特例第121条に定める事実(以下この項において「発生事実」という。)が発生した経緯

- (2) 決定事実又は発生事実の概要
- (3) 決定事実又は発生事実に関する今後の見通
- (4) その他当取引所が投資判断上重要と認める 事項
- 2 特例第118条第1号aに該当する場合で、第三者 割当による募集株式等の割当てを行うときの開示 は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。
 - (1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
 - (2) 次のa及びbに掲げる事項(bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)
 - a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
 - b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利で ないことに係る適法性に関する監査役、監査 等委員会又は監査委員会の意見等
 - (3) 大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その内容
 - (4) その他当取引所が投資判断上重要と認める 事項

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める 基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るもの は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定 めることとする。ただし、特例第118条第1号rに 規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める 者に限る。)については、当取引所が定めるとこ ろによるものとする。 a 株式交換

b 株式移転

- (1) 特例第119条第1号aに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該株式交換による連結会社の資産の額の 減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日 における連結純資産額の100分の30に相当す る額未満であると見込まれること。
 - b 当該株式交換による連結会社の売上高の減 少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高 の100分の10に相当する額未満であると見込 まれること。
 - c 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
 - d 当該株式交換による連結会社の親会社株主 に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が 直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。
- (2) 特例第119条第1号bに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該株式移転による連結会社の資産の額の 減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日 における連結純資産額の100分の30に相当す る額未満であると見込まれること。
 - b 当該株式移転による連結会社の売上高の減 少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高 の100分の10に相当する額未満であると見込 まれること。
 - c 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
 - d 当該株式移転による連結会社の親会社株主 に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が 直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。

c 合併

d 会社分割

e 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

- (3) 特例第119条第1号cに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該合併による連結会社の資産の額の減少 額又は増加額が直前連結会計年度の末日にお ける連結純資産額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。
 - b 当該合併による連結会社の売上高の減少額 又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100分の10に相当する額未満であると見込ま れること。
 - c 当該合併による連結会社の連結経常利益の 増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結 経常利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。
 - d 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (4) 特例第119条第1号dに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該会社分割による連結会社の資産の額の 減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日 における連結純資産額の100分の30に相当す る額未満であると見込まれること。
 - b 当該会社分割による連結会社の売上高の減 少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高 の100分の10に相当する額未満であると見込 まれること。
 - c 当該会社分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
 - d 当該会社分割による連結会社の親会社株主 に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が 直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。
- (5) 特例第119条第1号eに掲げる事項

f 解散(合併による解散を除く。)

次の a から d までに掲げるもののいずれにも 該当すること。

- a 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社 の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会 計年度の末日における連結純資産額の100分 の30に相当する額未満であると見込まれるこ と。
- b 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社 の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計 年度の売上高の100分の10に相当する額未満 であると見込まれること。
- c 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社 の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連 結会計年度の連結経常利益金額の100分の30 に相当する額未満であると見込まれること。
- d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社 の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額 又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主 に帰属する当期純利益金額の100分の30に相 当する額未満であると見込まれること。
- (6) 特例第119条第1号 f に掲げる事項 次の a から d までに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該解散による連結会社の資産の額の減少 額が直前連結会計年度の末日における連結純 資産額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
 - b 当該解散による連結会社の売上高の減少額 が直前連結会計年度の売上高の100分の10に 相当する額未満であると見込まれること。
 - c 当該解散による連結会社の連結経常利益の 増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結 経常利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。
 - d 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (7) 特例第119条第1号gに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開

g 新製品又は新技術の企業化

h 業務上の提携又は業務上の提携の解消

始予定日の属する連結会計年度開始の日から3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (8) 特例第119条第1号hに掲げる事項
 - a 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場 合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が孫会社(施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)にあっては、

その子会社等の子会社等をいう。以下同 じ。)の設立に該当する場合を除く。)

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消す る場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 他の会社と共同して新会社を設立して 行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の直前事業年度の末日における当 該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を i 孫会社(施行令第29条第2号に規定する孫 会社をいい、上場外国会社(当取引所が必要 と認める者に限る。)にあっては、その子会 社等の子会社等をいう。以下同じ。)の異動 を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の 孫会社の異動を伴う事項 乗じて得たものが連結会社の直前連結会計 年度の末日における連結純資産額の100分 の30に相当する額未満であり、かつ、当該 新会社の直前事業年度の売上高に出資比率 を乗じて得たものが連結会社の直前連結会 計年度の売上高の100分の10に相当する額 未満であること。

(9) 特例第119条第1号iに掲げる事項

次の a から h まで(子会社等が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。)により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、h を除く。)に掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前 事業年度の末日における総資産の帳簿価額 (新たに孫会社を設立する場合には、孫会社 の設立の予定日から3年以内に開始する当該 孫会社の各事業年度の末日における総資産の 帳簿価額の見込額)が連結会社の直前連結会 計年度の末日における連結純資産額の100分 の30に相当する額未満であること。
- b 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前 事業年度の売上高(新たに孫会社を設立する 場合には、孫会社の設立の予定日から3年以 内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上 高の見込額)が連結会社の直前連結会計年度 の売上高の100分の10に相当する額未満であ
- c 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前 事業年度の経常利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度 の経常利益金額の見込額)が連結会社の直前 連結会計年度の連結経常利益金額の100分の 30に相当する額未満であること。
- d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前 事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を 設立する場合には、孫会社の設立の予定日か

- ら3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の 直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未満 であること。
- e 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額)が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- f 上場会社の直前事業年度における孫会社又 は新たに孫会社となる会社に対する売上高 (新たに孫会社を設立する場合には、孫会社 の設立の予定日から3年以内に開始する上場 会社の各事業年度における当該孫会社に対す る売上高の見込額)が上場会社の直前事業年 度の売上高の総額の100分の10に相当する額 未満であること。
- g 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本 金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額 の100分の10に相当する額未満であること。
- h 孫会社取得に係る対価の額(孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。)に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- (10) 特例第119条第1号jに掲げる事項
 - a 固定資産を譲渡する場合 次の(a)から(c)までに掲げるもののいず れにも該当すること。
 - (a) 当該固定資産の譲渡による連結会社の 資産の額の減少額が直前連結会計年度の末

j 固定資産の譲渡又は取得

k リースによる固定資産の賃貸借

1 事業の全部又は一部の休止又は廃止

日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する 連結会計年度において当該固定資産の譲渡 による連結経常利益の増加額又は減少額が 連結会社の直前連結会計年度の連結経常利 益金額の100分の30に相当する額未満であ ると見込まれること。
- (c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する 連結会計年度において当該固定資産の譲渡 による親会社株主に帰属する当期純利益の 増加額又は減少額が連結会社の直前連結会 計年度の親会社株主に帰属する当期純利益 金額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
- b 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得による連結会社の資産 の額の増加額が直前連結会計年度の末日にお ける連結純資産額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。
- (11) 特例第119条第1号kに掲げる事項
 - a リースによる固定資産の賃貸を行う場合 連結会社の直前連結会計年度の末日におけ る当該固定資産の帳簿価額が、同日における 連結純資産額の100分の30に相当する額未満 であること。
 - b リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が連結会 社の直前連結会計年度の末日における連結純 資産額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
- (12) 特例第119条第1号1に掲げる事項 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定 日の属する連結会計年度開始の日から3年以 内に開始する各連結会計年度においていずれ も当該休止又は廃止による連結会社の売上高 の減少額が直前連結会計年度の売上高の100 分の10に相当する額未満であると見込まれる こと。

- m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続 開始の申立て
- n 新たな事業の開始

- o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
- p 商号又は名称の変更

- b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定 日の属する連結会計年度開始の日から3年以 内に開始する各連結会計年度においていずれ も当該休止又は廃止による連結経常利益の増 加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経 常利益金額の100分の30に相当する額未満で あると見込まれること。
- c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定 目の属する連結会計年度開始の日から3年以 内に開始する各連結会計年度においていずれ も当該休止又は廃止による親会社株主に帰属 する当期純利益の増加額又は減少額が直前連 結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利 益金額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
- (13) 特例第119条第1号nに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (14) 特例第119条第1号pに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該子会社等に係る直前事業年度の末日に おける総資産の帳簿価額が連結会社の直前連 結会計年度の末日における連結純資産額の 100分の30に相当する額未満であること。
 - b 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連

- q 預金保険法第74条第5項の規定による申出
- r 特定債務等の調整の促進のための特定調停 に関する法律に基づく特定調停手続による調 停の申立て
- s aから前rまでに掲げる事項のほか、当該 上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に 関する重要な事項であって投資者の投資判断 に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社等に次のaから1まで に掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で 生じた損害

- 結会社の直前連結会計年度の売上高の100分 の10に相当する額未満であること。
- c 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金 額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常 利益金額の100分の30に相当する額未満であ ること。
- d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益 金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社 株主に帰属する当期純利益金額の100分の30 に相当する額未満であること。
- (15) 特例第119条第1号rに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

一部改正 [平成24年10月1日、平成25年9月6日]

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

- 第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める 基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るもの は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定 めることとする。ただし、特例第118条第1号rに 規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める 者に限る。)については、当取引所が定めるとこ ろによるものとする。
 - (1) 特例第119条第2号aに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。
 - b 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額

b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若 しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一 部が裁判によらずに完結したこと。 未満であると見込まれること。

- c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (2) 特例第119条第2号bに掲げる事実
 - a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに 係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらず に完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に 係る判決等の場合又は前 a に掲げる基準に該 当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判 によらずに完結した場合であって、次の(a) から(d)までのいずれにも該当すること。

- (a) 判決等により給付する財産の額が連結 会社に係る直前連結会計年度の末日におけ る連結純資産額の100分の3に相当する額 未満であると見込まれること。
- (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該判決等による連結 会社の売上高の減少額が直前連結会計年度 の売上高の100分の10に相当する額未満で あると見込まれること。
- (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該判決等による連結

c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。

- (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (3) 特例第119条第2号 c に掲げる事実
 - a 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立 てのとおり発せられたとした場合、当該申立 ての日の属する連結会計年度開始の日から3 年以内に開始する各連結会計年度においてい ずれも当該仮処分命令による連結会社の売上 高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100分の10に相当する額未満であると見込ま れること。
 - b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。
 - (a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該裁判等による連結 会社の売上高の減少額が直前連結会計年度 の売上高の100分の10に相当する額未満で あると見込まれること。
 - (b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始 の日から3年以内に開始する各連結会計年 度においていずれも当該裁判等による連結 経常利益の減少額が直前連結会計年度の連 結経常利益金額の100分の30に相当する額 未満であると見込まれること。
 - (c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始

d 免許の取消し、事業の停止その他これらに 準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行 政庁による法令違反に係る告発

- e 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
- f 不渡り等
- g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
- h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者に ついて不渡り等、破産手続開始の申立て等そ の他これらに準ずる事実が生じたことによ り、当該債務者に対する売掛金、貸付金その 他の債権又は当該保証債務を履行した場合に おける当該主たる債務者に対する求償権につ いて債務の不履行のおそれが生じたこと。

の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (4) 特例第119条第2号dに掲げる事実
 - a 法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する連結 会計年度開始の日から3年以内に開始する各 連結会計年度においていずれも当該処分によ る連結会社の売上高の減少額が直前連結会計 年度の売上高の100分の10に相当する額未満 であると見込まれること。
 - b 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされ た事業部門等の直前連結会計年度の売上高が 当該連結会計年度の連結会社の売上高の100 分の10に相当する額未満であること。
- (5) 特例第119条第2号hに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権に ついて当該債務の不履行のおそれのある額が 連結会社の直前連結会計年度の末日における 連結純資産額の100分の3に相当する額未満 であると見込まれること。
 - b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権に ついて当該債務の不履行のおそれのある額が 直前連結会計年度の連結経常利益金額の100 分の30に相当する額未満であると見込まれる こと。
 - c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権に ついて当該債務の不履行のおそれのある額が 直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当 期純利益金額の100分の30に相当する額未満 であると見込まれること。

B 関連規則 1 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例·施行規則

- i 主要取引先との取引の停止又は同一事由に よる若しくは同一時期における複数の取引先 との取引の停止
- j 債権者による債務の免除若しくは返済期限 の延長(債務の免除に準ずると当取引所が認 めるものに限る。)又は第三者による債務の 引受け若しくは弁済

k 資源の発見

- 1 aから前kまでに掲げる事実のほか、当該 子会社等の運営、業務又は財産に関する重要 な事実であって投資者の投資判断に著しい影 響を及ぼすもの
- (3) 上場会社が連動子会社(取引規制府令第49 条第11号に規定する連動子会社をいう。以下こ の号において同じ。)を有している場合には、

(6) 特例第119条第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (7) 特例第119条第2号jに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも 該当すること。
 - a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは 弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、 当該債務の額)が直前連結会計年度の末日に おける連結会社の債務の総額の100分の10に 相当する額未満であること。
 - b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長 又は債務の引受け若しくは弁済による連結経 常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経 常利益金額の100分の30に相当する額未満で あると見込まれること。
 - c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長 又は債務の引受け若しくは弁済による親会社 株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連 結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利 益金額の100分の30に相当する額未満である と見込まれること。
- (8) 特例第119条第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

一部改正〔平成25年9月6日〕

前2号のほか、当該連動子会社が次のa又はb に該当する場合

- a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又 はロに掲げる事実が発生した場合

(予想値の修正等)

- 第120条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 2 上場会社は、当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 3 上場会社は、法第166条第2項第3号に掲げる事 実が生じた場合(前2項に規定する場合を除く。) 又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合 は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(上場会社の予想値の修正)

第113条 特例第120条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の 決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連 結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.1 以上又は0.9以下であること。

(2) 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の 決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連 結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3 以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又 は当該予想値がない場合における公表がされた 前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべて この基準に該当することとする。)であること。

(3) 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の 決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連 結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3 以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又 は当該予想値がない場合における公表がされた 前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべて この基準に該当することとする。)であること。

(4) 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の 決算における数値を公表がされた直近の予想値 (上場外国会社による情報の開示)

- 第121条 上場外国会社は、前3条のほか、次の各号 に掲げる事実が発生した場合は、直ちにその内容 を開示しなければならない。
 - (1) 株主(上場外国株預託証券等の所有者を含む。)又は会社の業績に重大な影響を与える会 社制度に関する本国の法令等の変更
 - (2) 外国において発生した上場外国株券等又は 上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託 証券等の流通に重大な影響を与える事実
- 2 上場外国株預託証券等の発行者は、前3条及び 前項のほか、上場外国株預託証券等に関する預託 契約等その他の契約の変更又は終了その他の上場 外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を 与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大 な影響を与える事実が発生した場合は、直ちにそ の内容を開示しなければならない。

(MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示)

- 第122条 上場会社は、MSCB等を発行している場合は、毎月初めに、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示しなければならない。
- 2 上場会社は、MSCB等を発行している場合であって、月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合には、直ちに当該転換又は行使の状況を開示しなければならない。

(支配株主等に関する事項の開示)

第123条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17 項第4号に規定するその他の関係会社を有する上 (当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3 以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、同項中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第114条 特例第123条に規定する施行規則で定める 支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める 場会社は、事業年度経過後3か月以内に、施行規 則で定める支配株主等に関する事項を開示しなけ ればならない。 事項をいう。

- (1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国金融商品取引所等の商号又は名称
- (2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等(影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社等)の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由(影響が同等であると認められるときは、その理由)
- (3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が特例第123条第3項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由
- (4) 親会社等の企業グループにおける位置付け その他の親会社等との関係
- (5) 支配株主等との取引に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)第8条の10若しくは連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第15条の4の2の規定により財務諸表若しくは連結財務諸表に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項(上場外国会社にあってはこれに相当する事項)をいう。)
 - a 親会社等
 - b 支配株主 (親会社を除く。) 及びその近親 者
 - c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の

- 2 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。)を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期裏計期間。次項において同じ。)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。)に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを担当J—Adviserに書面により確約したときは、この限りでない。
 - (1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合
 - (2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者である場合
 - (3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合
 - (4) その他当取引所が適当と認める者である場合

(会社情報の開示に係る遵守事項)

第124条 上場会社は、この節の規定に基づき会社情

計算において所有している会社等及び当該会 社等の子会社 報の開示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を 遵守するものとする。

- (1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。
- (2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
- (3) 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性 に欠けていないこと。

(開示内容の変更又は訂正)

- 第125条 上場会社は、第118条から第123条まで、次 条又は第127条の規定に基づき開示した内容につ いて変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直 ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければな らない。
- 2 前項の規定は、上場会社が第118条から第123条 まで、次条又は第127条の規定に基づき開示した内 容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届 出書若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又 は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しく は特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)に おける当該開示に係る内容に差異が生じた場合に ついて準用する。

第126条 削除

一部改正〔平成30年5月31日〕

(決算情報の開示)

第127条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当該事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示しなければならない。

一部改正〔平成25年5月20日〕

(発行者情報の開示)

第128条 上場会社(有価証券報告書の提出義務のある会社を除く。)は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日を経過した日から3か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合における発行者情報の内容、様式及び公表

第115条 削除

一部改正 [平成30年5月31日]

(発行者情報)

第116条 特例第128条第1項に規定する発行者情報 の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1 号イからハまでに掲げる事項に関する情報(上場 会社が発行する上場株券等が特定有価証券に該当 する場合には、同項第2号イからハまでに掲げる 事項に関する情報)その他の別記第4号様式に掲 の方法は、施行規則で定めるところによる。

2 前項の規定に従い公表された発行者情報に記載 される内容について変更又は訂正すべき事情が生 じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂 正の内容を、施行規則で定めるところにより公表 しなければならない。

3 第1項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

- 第129条 上場会社は、会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとする。
- 2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ適当と当取引所が認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。
- 3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合につい て準用する。
 - (1) 当取引所が上場株券等の売買管理上必要と 認めて照会を行った場合(当取引所が、当取引 所の市場における有価証券の売買等の公正の確 保を図るための調査のため必要があると認め て、会社情報の発生から公表に至る経緯等につ いて照会を行った場合を含む。)

げる事項に関する情報とする。

- 2 上場会社は、特例第128条第1項に規定する発行 者情報を作成するにあたっては、別記第4号様式 その他当取引所が適当と認める様式を用いなけれ ばならない。
- 3 発行者情報において求められる財務書類は、特 例第110条第6項に規定する会計基準に基づいて 作成しなければならない。
- 4 特例第128条第1項及び第2項に規定する公表 の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第 1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する 特定取引所規則において定める公表の方法とは、 第104条第1項に定める方法とする。この場合にお いて、上場会社は、特例第128条第1項又は第2項 の規定により第104条第1項第2号の方法による 公表をしたときは、速やかに、当該公表された書 類を当取引所に提出しなければならない。
- 5 当取引所は、前項の規定により公表された書類 の提出を受けた場合には、当該公表された書類を 速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するもの とする。
- 6 特例第128条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第103条第6項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。
 - 一部改正〔平成25年5月20日〕

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

第3節 その他の義務

(上場後の特定証券情報の公表)

- 第130条 上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合は、上場会社は、特定証券情報を作成し、証券情報等内閣府令第3条第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により、あらかじめ公表しなければならない。
- 2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(追加上場)

- 第131条 上場会社が、新たに発行する株券等であって、上場株券等と同一の種類のものの上場を申請する場合には、当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。なお、この場合において、上場内国会社が、有償株主割当て(有償優先出資者割当てを含む。)により新たに発行する内国株券等については、発行日決済取引を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により上場の申請があった株券等については、原則として上場を承認するものとし、 その発行されたときに、上場株券等に追加して上 場する。

(非上場逆さ合併)

- 第132条 上場会社は、非上場逆さ合併を行う場合には、当取引所所定の「有価証券継続上場申請書」を提出するとともに、施行規則で定める手続きを行わなければならない。
- 2 第110条から第113条までの規定は、前項の場合 について準用する。

(上場後の特定証券情報の公表の方法)

- 第117条 特例第130条第1項及び第2項に規定する 施行規則で定める方法は、第104条第1項に定める 方法とする。この場合において、上場会社は、特 例第130条第1項又は第2項の規定により第104条 第1項第2号の方法による公表をしたときは、速 やかに、当該公表された書類を当取引所に提出し なければならない。
- 2 当取引所は、前項の規定により公表された書類 の提出を受けた場合には、当該公表された書類を 速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するもの とする。

一部改正〔平成25年5月20日〕

(非上場逆さ合併の要件)

- 第118条 特例第132条第1項に規定する施行規則で 定める手続きは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 当該非上場逆さ合併に関して特例第118条 に規定する開示を行った後速やかに、当取引所 所定の「有価証券継続上場申請書」を提出する こと。

(2)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第133条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収防衛策の導入その他の施行規則で定める行為を行うにあたっては、施行規則で定めるところにより、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

- 逆さ合併の相手方となる会社に係る財務書類及 びこれに対する監査報告書等(第110条第5項に 規定する監査報告書等に限る。)を添付するこ と。
 - (3) 「有価証券継続上場申請書」に係る当取引 所の承認を得るまでに、当該非上場逆さ合併に ついて、株主総会の決議による承認を得ること。 (流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

「有価証券継続上場申請書」には、非上場

- 第119条 特例第133条に規定する施行規則で定める 行為は、次の各号に掲げる行為とし、上場会社は、 当該各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に 定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第三者割当による募集株式等の割当て、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある行為を行ってはならない。

(2) MSCB等の発行

上場会社は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮し、MSCB等の転換又は行使を制限するための措置を講じなければならない。

- (3) 議決権行使を容易にするための環境整備 上場会社は、株主総会における株主の議決権 行使を容易にするための環境を整備しなければ ならない。
- (4) 買収防衛策の導入

上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、 開示の十分性、買収防衛策の透明性、流通市場 の機能及び株主の権利を尊重しなければならな い。

(5) その他の行為

上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利 を毀損する行為を行ってはならず、これらに悪 影響を与えないよう社内体制の整備等に努めな ければならない。

(上場株券等の譲渡制限)

第134条 上場会社は、法第2条第3項第2号ロ(2) の規定その他の特別の法律の規定に基づくものを 除き、上場株券等の譲渡について制限を行っては ならない。

(流動性プロバイダーの確保)

第135条 上場会社は、当取引所の取引参加者から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、当取引所に届け出るとともに、公表するものとする。

(アナリストレポートの発行)

第136条 上場会社は、自社に係るアナリストレポート(企業の財務分析等を主な内容とする投資者向け配布書類をいう。以下同じ。)が定期的に発行されるよう努めるものとする。

(指定振替機関における取扱い)

第137条 上場株券等は、指定振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。

(株式事務代行機関の設置)

第138条 上場内国会社は、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者に委託するものとする。

(上場外国会社の株式事務及び配当金の支払い事務)

第139条 上場外国会社は、外国株券等実質株主(指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。)に対する株式事務及び配当金等の支払事務が適切に行われることを確保するものとする。

(上場に関する料金及び支払期限)

第140条 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場 料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行 規則で定めるところにより支払うものとする。

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

- 第141条 当取引所は、上場会社に対して、この特例 その他の規則への遵守を確保するため、施行規則 で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を 講じることができる。
 - (1) 公表措置

(株式事務代行機関)

- 第120条 特例第138条に規定する当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 信託銀行
 - (2) 東京証券代行株式会社、日本証券代行株式 会社及び株式会社アイ・アールジャパン

(上場に関する料金)

第121条 特例第140条に規定する新規上場料、年間 上場料その他上場に関する料金の額及び支払期限 は、別表1に定めるところによるものとする。

(公表措置)

第122条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、特例第141

できる。

(1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定 に違反したと当取引所が認める場合

条第1項第1号に規定する公表措置を行うことが

(2) 上場会社が特例第133条の規定に違反した と当取引所が認める場合

第123条 削除

(改善報告書)

- 第124条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第141条第1項第2号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定 に違反したと当取引所が認める場合
 - (2) 上場会社が特例第133条の規定に違反した と当取引所が認める場合
- 2 当取引所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、 当該改善報告書の再提出を求めることができる。
- 3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の 提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告 書の提出を行わなければならない。
- 4 当取引所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を当取引所に提出した場合は、当該改善報告書(第2項の規定によりその内容が明らかに不十分であると認められた改善報告書を除く。)を公衆の縦覧に供するものとする。

(特設注意市場銘柄)

- 第125条 当取引所は、特例第141条第1項の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。
- 2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当

(2) 改善報告書の提出

(3) 特設注意市場銘柄の指定

(4) 上場株券等の上場廃止

(5) 上場契約違約金

該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所所定の書面 (以下「内部管理体制確認書」という。)の提出 を速やかに行わなければならない。

- 3 当取引所は、前項の規定により提出された内部 管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等 に問題があると認められない場合には、その指定 の解除を行う。
- 4 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

第126条 特例第141条第2項に規定する監理銘柄へ の指定期間は、同条第1項第4号に掲げる措置の

(実効性確保手段における監理銘柄の指定期間)

検討を開始した日から当取引所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。

(上場契約違約金)

- 第127条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、特例第141条第1項第5号の規定により上場契約違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。
 - (1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定 に違反したと当取引所が認める場合
 - (2) 上場会社が特例第133条の規定に違反した と当取引所が認める場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、上場会社が特例その他の規則に違反したと当取引所が認める場合
- 2 上場会社は、前項の規定により上場契約違約金 の支払いを求められた場合は、次項で定めるとこ ろにより、当該上場契約違約金を支払わなければ ならない。
- 3 前項に定める上場契約違約金の支払いについて は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 上場契約違約金の金額は、100万円とする。
 - (2) 上場会社は、前号の金額を当取引所が上場

- 2 当取引所は、前項第4号に掲げる措置の検討を 開始する場合には、施行規則で定めるところによ り、その事実を投資者に周知させるため、当該上 場株券等を監理銘柄に指定することができる。
- 3 当取引所は、第1項第4号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、 当該措置を講じることを決定した日から上場廃止 日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に 指定することができる。
- 4 第1項第4号に掲げる措置を講じる場合の上場 廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

第2節 上場廃止等

(担当J―Adviserとの契約解約に伴う上 場廃止)

- 第142条 第324条第4項の規定に基づき、当取引所に対して、第313条に規定する契約の解約に係る通知が行われた場合、又は担当J一AdviserがJ—Adviser資格の取消しを受けた場合若しくはJ—Adviser資格を喪失した場合であって、当取引所が必要と認めるときは、当取引所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を監理銘柄に指定するものとする。
- 2 前項の場合において、上場会社が、当取引所が 定める日までに担当 J — A d v i s e r を確保で きない場合には、当該上場会社が発行する上場株 券等の上場を廃止することができるものとする。
- 3 前項の規定により上場廃止を決定した場合に は、当取引所は、その事実を投資者に周知するた

契約違約金の支払いを求めた日の属する月の翌 月末日までに支払うものとする。

- (3) 上場契約違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- (4) 当取引所は、上場会社が上場契約違約金を 支払期日までに支払わない場合には、当該上場 会社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで の遅延損害金を100円につき1日4銭の割合に よって請求できるものとする。

(上場廃止日)

第128条 特例第141条第4項に規定する上場廃止日は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日とする。ただし、当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

め、直ちに、当該上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。

4 第2項の規定により上場株券等の上場を廃止する場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

(上場廃止申請)

- 第143条 上場会社がその発行する上場株券等の上 場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定 めるところにより、当取引所に当取引所所定の「上 場廃止申請書」を提出するものとする。
- 2 当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」 を受理した場合、その旨及び上場廃止日について 公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券 等を整理銘柄に指定するものとする。

(原簿のまっ消)

第144条 当取引所が上場株券等の上場を廃止する ときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記 載事項をまっ消する。

第3編 債券

(省略)

第4編 J─Adviser 第1章 総則

(公正な業務の執行)

- 第301条 J A d v i s e r は、常に当取引所の市場の評価と公正さを維持するために行動しなければならない。
- 2 J—Adviserは、担当会社の株主間の公 平性が保たれるように配慮し、かつ、担当会社の 業務執行決定機関及びその構成員が当該担当会社 の企業価値を向上させるよう指導及び助言しなけ ればならない。
- 3 J—Adviserは、当取引所の市場として の機能の維持及び向上に努め、この特例その他の 規則を遵守しなければならない。

第2章 J—Adviser資格等 第1節 J—Adviser資格の取得 (担当 J — A d v i s e r との契約解約に伴う上場廃止)

第129条 特例第142条第4項に規定する上場廃止日は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日とする。ただし、当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

(上場廃止申請書)

第130条 特例第143条の規定に基づき株券等の上場 廃止を申請しようとする上場会社は、上場廃止を 希望する日の20営業日前までに、当取引所に対し て当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出しな ければならない。この場合において、当取引所が 同意する場合を除き、上場廃止について株主総会 の特別決議を経るものとする。

第3章 債券

(省略)

第4章 I—Adviser

手続等

(I-Adviser資格の取得の申請)

- 第302条 J-Adviser資格を取得しようとする者(以下「J-Adviser資格取得申請者」という。) は、当取引所に当該J-Adviser資格の取得の申請を行わなければならない。
- 2 前項に規定する J A d v i s e r 資格の取得の申請を行う場合には、当取引所所定の「J A d v i s e r 資格取得申請書」その他施行規則で定める書類を当取引所に提出するものとする。

(I-Adviser資格の取得の承認)

- 第303条 当取引所は、J—Adviser資格取得申請者について、次条第1項各号に掲げる基準により審査を行い、当該基準に適合すると認められる場合には、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、J—Adviser資格の取得の承認を行う。(J—Adviser資格の取得審査)
- 第304条 前条に規定する審査は、次の各号に掲げる 基準により行うものとする。
 - (1) J—Adviser資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則で定める場合に該当すること

(J-Adviser資格の取得申請書等)

- 第301条 特例第302条第2項に規定する施行規則で 定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 定款
 - (2) 事業報告書又はそれに準ずるもの及びそれ らに添付される計算書類に係る会計監査人の監 査報告書
 - (3) その他当取引所が必要と認める書類

(コーポレート・ファイナンス助言業務に関する 事業実績)

- 第302条 特例第304条第1項第1号に規定する施行 規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合をい う。
 - (1) 新設合併、株式移転又は新設分割によって 設立された会社であって、当該会社と新設合併、 株式移転又は新設分割を行う前の会社において 通算して2年間のコーポレート・ファイナンス 助言業務に関する事業実績を有する場合
 - (2) 吸収合併、吸収分割、事業譲受けその他の 方法により、通算して2年間のコーポレート・ ファイナンス助言業務に関する事業実績を有す る事業部門等を承継する場合
 - (3) 人的構成に照らして前2号に規定する事業 実績を有すると当取引所が認める場合
 - (4) その他当取引所が適当と認める場合

(2) J-QSが3名以上いること

- (3) 経営の体制が適切であること
- (4) 財務の状況が健全であって、かつ、当該財 務の状況がウェブサイトに公表されていること
- (5) 当取引所とともにプリンシプルベースの考え方に基づき当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること
- (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有して いること
- (7) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を 有する法人であること
- (8) 第313条に規定する契約を履行できる適切 な体制を有していること
- (9) 自社が業務を行う法域において、監督当局 が存在する場合は、当該監督当局による監督に 適切に服していること
- (10) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
- (11) 反社会的勢力との関係を有しないこと
- (12) その他当取引所が必要と認める要件を満たしていること
- 2 前項第3号に掲げる基準については、J—Adviser資格取得申請者の経営の体制が当取引所の市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、当取引所の市場の評価と公正性が十分に確保されると見込まれる経営体制であるかどうかを勘案して判断するものとする。

一部改正〔平成30年5月31日〕

(承認後の手続)

- 第305条 J-Adviser資格取得申請者は、第303条の承認を受けた場合には、当取引所に対して、施行規則で定める「J-Adviser契約書」を提出するものとする。
- 2 当取引所は、第303条の承認を行った場合には、 J — A d v i s e r 資格取得申請者に J — A d v i s e r 資格の取得を通知するとともに、その旨を公表する。
- 3 J-Adviser資格取得申請者は、第303 条の承認を受けた場合には、当取引所が指定する 期日までに施行規則で定める新規登録料を納入す るものとする。

(J-Adviserとの契約)

第303条 特例第305条第1項に規定する施行規則で 定める「J-Adviser 契約書」は、別記第 11号様式によるものとする。

(新規登録料)

第304条 特例第305条第3項に規定する施行規則で 定める新規登録料の額は、100万円(消費税額及び 地方消費税額を除く。以下同じ。)とする。

一部改正〔平成24年12月28日〕

第2節 J—Adviserの適格性の 継続維持義務

(J—Adviserの適格性の継続維持義務)
 第306条 J—AdviserはJ—Adviser資格の取得後も第304条第1項各号に掲げる基準を継続的に満たさなければならない。

- 2 当取引所は、J A d v i s e r が第304条第 1 項各号に掲げる基準を満たしていないと認めた場合は、第327条の規定に従い、J A d v i s e r 資格の取消しその他の措置を講じることができる。
- 3 J—Adviserは、この特例に基づく義務 を履行するために、常時十分なJ—QSその他の 人員を確保しなければならない。

第3節 J―QSの認定手続等

(I-QSの認定の申請)

- 第307条 J-Adviser又はJ-Adviser資格取得申請者は、その役職員についてJ-QSの認定を受けようとする場合には、当取引所に当該認定の申請を行わなければならない。
- 2 前項に規定する申請を行う場合には、当取引所 所定の「J-QS認定申請書」を当取引所に提出 するものとする。
- 3 当取引所は、当取引所が前項に規定する申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、J-QSの認定を受けようとする者と面談することができるものとする。

(J-QSの認定)

第308条 当取引所は、J-QSの認定を受けようとする者が次条に掲げる事項に適合すると認められる場合には、J-QSの認定を行う。

(J-QSの適格性)

- 第309条 J-QSは、次の各号に掲げる事項を満た さなければならない。
 - (1) J─Adviser又はJ─Advise r資格取得申請者の常勤の役職員であること
 - (2) J-QSの認定の申請日から遡って5年間 において、コーポレート・ファイナンス助言業 務に関する経験を通算して3年以上有している 者であること
 - (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後

の義務の履行に係る業務全体に十分な理解があ る者であること

- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有して いる者であること
- (5) J-QSとして関与する業務を通じて当取 引所の市場の発展に貢献できる者と認められる 者であること
- (6) J—Adviserとして関与する業務に ついて、これを統括する立場にある者であること
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局 が存在する場合は、当該監督当局による監督に 適切に服していること
- (8) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
- (9) 反社会的勢力との関係を有しない者であること

(J-QSの適格性の継続)

- 第310条 J-Adviserは、自社に所属するJ-QSをして、前条各号に掲げる事項を継続的に満たせしめなければならない。
- 2 当取引所は、J-QSが前条各号に掲げる事項 を満たしていないと認めた場合は、J-QSの認 定を取り消すことができる。

第3章 J-Adviserの義務 第1節 一般的な義務

(一般的義務)

第311条 J—Adviserは、この特例に基づく 義務を履行するために、常時必要な能力を維持し、 善良なる管理者の注意をもって行動しなければな らない。

(担当会社からの独立性維持義務)

- 第312条 J-Adviserは、次の各号に掲げる 事項の遵守その他必要な措置を講じることによ り、担当会社からの独立性を維持しなければなら ない。この場合における取扱いは施行規則で定め る。
 - (1) J—Adviserの役職員が担当会社の 役職員を兼任していないこと
 - (2) 担当会社との利益相反がなく、担当会社と の利益相反を回避するための十分な社内及びグ

(担当会社からの独立性維持義務等)

- 第305条 J—Adviserは、担当会社との間で、特例第312条に規定する独立性を維持し、かつ利益相反なしに行動するための十分な牽制・管理体制を備えていること(J—Adviser内部において適切な情報隔壁を敷くことを含むが、これに限らない。)を、当取引所に対して確信させなければならない。
- 2 当取引所は、J-Adviserが担当会社と の間で、独立性を維持できない又は利益相反なし

ループ内の体制を維持していること

2 J—Adviserは、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この章に定めるJ—Adviserの義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、J—Adviserとしての業務以外の役務を提供することができる。

(担当会社との適切な契約の締結)

第313条 J — A d v i s e r は、担当会社との間で、J — A d v i s e r 及び担当会社に関する権利義務その他の施行規則で定める事項を規定した契約を締結しなければならない。

第2節 新規上場申請時の義務

(上場適格性に関する調査及び確認)

第314条 J-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第2編第2章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係るのうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。

(新規上場に関する事務)

第315条 J-Adviserは、担当する新規上場

に行動できないおそれのある場合 (特例第312条第 1 項各号に掲げる事項に違反するおそれがある場合を含むが、これに限らない。) は、個別の事情に応じて、J-Adviser viser viser

(担当会社との適切な契約の内容)

- 第306条 特例第313条に規定する施行規則で定める 事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 契約の相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止
 - (2) 特例に基づく義務を履行するために J-A d v i s e r に生じる義務
 - (3) 特例第2編の規定を遵守するために担当会社に生じる義務
 - (4) J—Adviserが特例に基づく義務を履行するために必要となる担当会社の義務並びに担当会社の業務及び組織の変更等をJ—Adviserに通知するために必要となる担当会社の義務
 - (5) 費用、通知、解約等に関する事項
 - (6) J-Adviserと担当会社との間の連絡手続
 - (7) 契約の解約に係る J A d v i s e r 及び 担当会社の事前催告義務(催告は、原則として、 解約の 1 か月以上前に行うことを要する。)
 - (8) その他当取引所が必要と認める事項

(上場適格性に係る宣誓書)

第307条 J-Adviserは、特例第314条に規定する「上場適格性に係る宣誓書」を別記第12号様式により、「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を別記第13号様式により、それぞれ作成するものとする。

申請者に対し、第2編第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。

第3節 上場後の義務

(上場会社の履行すべき義務に関する調査等)

- 第316条 J-Adviserは、担当上場会社が第 2編第3章の規定に基づく義務を適切に履行して いるかの調査及び確認を行わなければならない。
- 2 J—Adviserは、担当上場会社が第2編 第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な 助言及び指導を行わなければならない。
- 3 J-Adviserは、担当上場会社が前項の 助言及び指導に従わない場合には、直ちに当取引 所に報告するとともに、第313条に規定する契約の 解約について検討しなければならない。

(上場会社の上場後の義務に関する事務作業)

第317条 J-Adviserは、担当上場会社が第 2編第3章に規定する上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとする。

(流動性プロバイダーの確保)

- 第318条 担当上場会社が発行する上場株券等の当取引所の市場における円滑な流通の確保のため、 J-Adviserrel 1 は、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとする。
- 2 前項において担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、J—Adviserは、 当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう 支援するものとする。

(アナリストレポート)

第319条 J-Adviserは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとする。

第4節 その他の義務

(照会事項への回答)

- 第320条 J—Adviserは、当取引所との連絡を行う上で適切な事務所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出るものとする。
- 2 J-Adviserは、前項の連絡事務所に、 当取引所が行う照会に対する報告その他当取引所

との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者 を1名選任し、当取引所に届け出るものとする。

- 3 J—Adviserは、J—Adviserの 業務の実施状況及び実施体制に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。
- 4 J—Adviserは、この特例の適用又は解 釈に確信を持てない場合は、早急に当取引所に助 言を求めなければならない。

(業務に関する記録の保管)

第321条 J—Adviserは、J—Adviserとして実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含む J—Adviserの業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から5年間保管するものとする。

(担当 J — A d v i s e r の変更等の際の手続)

第322条 上場会社が担当J一Adviserを変更するために他のJ一Adviserとの間で第313条に規定する契約を締結しようとする場合には、当該J一Adviserは、あらかじめ、当取引所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社が第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び第2編第3章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、当該契約の締結後すみやかに、第314条に規定する「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、当取引所が必要と認める書類と併せて、当取引所に提出しなければならない。

(年間登録料の納入)

第323条 J-Adviserは、施行規則で定めるところにより、年間登録料を当取引所に納入するものとする。

(年間登録料)

- 第308条 特例第323条に規定する年間登録料の額 は、4月から翌年3月までの期間に対応するもの として、担当上場会社の数に20万円を乗じた額(担 当上場会社がない場合は、20万円)とする。
- 2 前項の計算において、上場会社が複数の銘柄を 上場している場合には、それぞれ別の会社として 取り扱う。
- 3 年間登録料は、前年12月末日の担当上場会社の 数により計算し、4月末日までに納入するものと する。

一部改正〔平成24年12月28日〕

(事前涌知義務)

- 第324条 J-Adviserは、次の各号に掲げる 事項の決定又は事実の発生が見込まれる場合に は、あらかじめ当取引所に通知するものとする。
 - (1) J—Adviserの支配関係又は組織に 重大な変更をもたらす合併、分割、事業譲渡、 事業の譲受け、株式交換、株式移転等
 - (2) 重要な役員の変更又は組織の大幅な変更
 - (3) 事業の全部又は重要な一部の停止又は廃止
 - (4) 債務超過又はそれに準ずる状態に至る危険 のある財務状況の著しい悪化
 - (5) その他当取引所があらかじめ事前の通知を 要請した事項
- 2 J—Adviserは、前項の通知を行う場合には、当取引所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。
- 3 当取引所は、第1項各号に掲げる事項又は事実 が当取引所の市場の適正な運営及び評価等にかん がみて適当でないと認めるときは、第327条の規定 に従い、J-Adviser資格の取消しその他 の措置を講じることができる。
- 4 J-Adviserは、担当会社との間で締結 している第313条に規定する契約に基づき当該契 約の解約に係る事前催告が行われた場合及び当該 契約が解約された場合には、直ちに当取引所に通 知しなければならない。

(報告義務)

- 第325条 J-Adviserは、事業年度終了後直ちに、当該事業年度における J-Adviser としての業務内容を、当取引所に報告するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、J—Adviser は、施行規則で定める場合に該当することとなっ たときは、直ちにその内容を当取引所に報告する ものとする。

(報告事項)

- 第309条 特例第325条第2項に規定する施行規則で 定める場合は、次の各号に掲げる場合をいう。
 - (1) 特例第302条第2項に規定する「J Advise r 資格取得申請書」の記載事項に変更があったとき。
 - (2) 特例第302条第2項の規定に従い当取引所 に提出された第301条第3号に掲げる書類に記

3 J-Adviserは、前2項に定めるところにより当取引所に報告を行う場合には、当取引所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

第4章 適格性の確保

(J-Adviserに対する調査)

- 第326条 当取引所は、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、当取引所の市場の運営上必要があると認める場合には、J—Adviserに対し、当該J—Adviserの業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該J—Adviserの業務若しくは 財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を実地調査することができる。
- 2 J—Adviserは、前項の規定による報告 又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこ れに応じなければならない。

載された、経営体制又は J — A d v i s e r の 業務における運用及び管理体制に関する内容に ついて変更があったとき。

- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の原因となる事実が生じ若しくはそのおそれがある状態となったとき、又はこれらの申立てを行ったとき若しくは申立てが行われた事実を知ったとき。
- (4) 定款の変更があったとき。
- (5) 大株主上位10名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。)に関し変更があったとき。
- (6) 特例第327条第1項に規定する法令等に違 反し、又は行政官庁より改善指示等を受けたと き若しくは行政官庁に対し改善策等を報告した とき。
- (7) J—Adviserの業務の遂行に重大な 悪影響を及ぼすような訴訟、仲裁、調停その他 苦情処理・紛争解決手続きが行われ、又はかか る悪影響を及ぼすような判決、決定、命令その 他苦情処理・紛争解決があったとき。

(I-Adviserに対する措置等)

- 第327条 前条に規定する調査の結果又はその他の事由により、J—Adviserが法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくはこの特例その他の規則若しくはこれらに基づく処分(以下「法令等」という。)に違反又は取引の信義則に背反する行為をし、J—Adviserとして適格でないと当取引所が認める場合は、当取引所は、施行規則で定めるところにより、当該 J—AdviserのJ—Adviser資格を取り消すことができる。
- 2 前項のほか、当取引所は、J-Adviser が法令等に違反した又は取引の信義則に背反する 行為をしたと当取引所が認める場合は、当該J-Adviser Adviserに対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
 - (1) 警告
 - (2) 違約金の賦課
 - (3) I-Adviser資格の一時停止
- 3 当取引所は、第1項に規定するJ—Adviser資格の取消しを行う場合には、直ちに当該資格の取消しを公表するものとする。
- 4 当取引所は、第2項各号に掲げる措置を講じる 場合であって、当取引所が必要と認めるときは、 その事実を公表することができる。

(異議の申立て)

- 2 当取引所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、前条第1項及び第2項の措置を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 当取引所は、前項に規定する審査を行った後、

(J-Adviserに対する措置等の手続)

- 第310条 当取引所は、特例第327条第1項に規定する J—Adviser資格の取消しを行おうとする場合又は同条第2項各号に掲げる措置を講じようとする場合には、当該取消し又は措置の対象となる J—Adviserに対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するものとする。ただし、当取引所は、当取引所の市場の適切な運営に必要であると認めるときは、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、当該措置を講じることができる。
- 2 当取引所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間をおいて、措置の対象となるべき J-A dviser iser is
 - (1) 予定される措置の内容
 - (2) 当取引所の認定した事実及びこれに対する 法令等の適用
 - (3) 当取引所に対し、前2号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出することができる旨並びにそれらの期限
- 3 前項の場合において、意見が述べられ又は証拠 が提出されたときは、当取引所は、その検討を行 うものとする。
- 4 当取引所は、特例第327条第1項に定めるところにより J 一A d v i s e r 資格の取消しを決定したとき又は同条第2項各号に掲げる措置を講じることを決定したときは、当該資格の取消し又は措置の対象とする J 一A d v i s e r にその内容及び理由を書面により通知するものとする。

(異議の申立手続)

第311条 J-Adviserは、特例第328条第1 項に規定する異議の申立てを行う場合には、前条 第4項に規定する通知が行われた日から10営業日 以内に、異議の対象となる措置の内容及び異議の 理由を記載した書面をもって行うものとする。 異議の申立てを行った J -A d v i s e r に対して、その結果を通知するものとする。

4 当取引所は、前条第3項及び第4項に基づき措置を公表した場合であって、第2項の規定に基づき当該措置を変更又は取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第5章 J-Adviser資格の喪失の 申請等

(J-Adviser資格の喪失の申請)

第329条 J-Adviserは、J-Adviserで資格を喪失しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所にJ-Adviserで資格の喪失の申請を行わなければならない。

(J一Adviser資格の喪失の際の手続)

第330条 当取引所は、J—A d v i s e r が J—A d v i s e r 資格を喪失(取消しによる喪失を含む。)したときは、直ちに、当該資格の喪失について公表するものとする。

(J-QSの認定の取消しの申請)

第331条 J-Adviserは、自社に所属するJ-QSの認定の取消しを受けようとする場合には、当取引所に対して、当取引所所定の「J-QS S認定取消申請書」を提出しなければならない。

(J-Adviserの資格の喪失申請書の記載 事項)

第312条 特例第329条に規定する J — A d v i s e r 資格の喪失の申請は、喪失の申請を行う者が、 次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の 「J — A d v i s e r 資格の喪失に係る申請書」 を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者名
- (4) 全J-QSの氏名
- (5) J-Adviser資格の喪失の申請の理由
- 前項の「J—Adviser資格の喪失に係る申請書」には、次の各号に掲げる書類を添付する ものとする。
 - (1) J-Adviser資格の喪失の申請に係る取締役会議事録の写し
 - (2) J─Adviser資格の喪失に係る日程表
 - (3) 担当上場会社の取扱いについて記載した資料
 - (4) その他当取引所が必要と認める書類

(別記第3号様式)

特 定 証 券 情 報

【表紙】

【公表書類】特定証券情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J — Adviserの名称】(4)

【担当 I — A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J — A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【有価証券の種類】(5)

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】(6)

【取引所金融商品市場等に関する事項】(7)

【安定操作に関する事項】(8)

【公表されるホームページのアドレス】(9)

【投資者に対する注意事項】(10)

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviser is erが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸

規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容(特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1	立に 111 3/2/二十十一十	(11)
1	【新規発行株式】	(II)

 1/////////////////////////////////////		
ム・無記名の別、額面・無額 O別及び種類	発行数	内容

- 2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】
 - (1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】(12)

(= / 117/	(C1)(3)(3)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	3 -> 23 IPM 1 (2-2)	
形態	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
計(総発行機	法式)		

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】(13)

額面・無額面の別	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】(14)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
計	_		_

B 関連規則 2 特定証券情報

- 4 【新規発行新株予約権証券】(15)
 - (1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】
 - (2) 【新株予約権の内容等】
 - (3) 【新株予約権証券の引受け】
- 5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(16)
 - (1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】
 - (2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】
 - (3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】
- 6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使涂】
 - (1) 【新規発行等による手取金の額】(17)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額 (円)

- (2)【新規発行等の理由及び手取金の使途】(18)
- 第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】
- 1 【売付け有価証券】(19)
 - (1) 【売付け株式】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	売付け数	売付け価額の総額(円)	売付けに係る株式 の所有者の住所及 び氏名又は名称

(2) 【売付け新株予約権証券】

(=) E DET4 : / / DTF	11. 6 7/ 6 / 12/ 12/ 12/ 12/ 12/ 12/ 12/ 12/ 12/ 1	
売付け数	売付け価額の総額(円)	売付けに係る新株予約権証券の 所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

売付け数	売付け価額の総額(円)	売付けに係る預託証券又は有 価証券信託受益証券の所有者 の住所及び氏名又は名称

(預託証券又は有価証券信託受益証券の内容等)

2 【売付けの条件】(20)

E 2 = 1 + 2	-1-11	,				
売付け価格	申込期間	申込単位	申込証拠	申込受付	売付けの委	売付けの委
(円)			金 (円)	場所	託を受けた	託契約の内
					者の住所及	容
					び氏名又は	
					名称	

第3【第三者割当の場合の特記事項】(20-2)

- 1 【割当予定先の状況】(20-3)
- 2 【株券又は新株予約権証券の継続所有】(20-4)
- 3 【発行条件に関する事項】(20-5)
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】(20-6)
- 5 【第三者割当後の株主の状況】(20-7)
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】(20-8)
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】(20-9)
- 8 【その他参考になる事項】(20-10)

第4 【その他の記載事項】(21)

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】(22)
 - (1) 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2) 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】(23)
- 3 【課税上の取扱い】(24)

第2 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】(25)
- 2 【沿革】(26)
- 3 【事業の内容】(27)
- 4 【関係会社の状況】(28)
- 5 【従業員の状況】(29)

第3 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】(30)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】(31)
- 3 【対処すべき課題】(32)
- 4 【事業等のリスク】(33)
- 5 【経営上の重要な契約等】(34)
- 6 【研究開発活動】(35)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(36)

B 関連規則 2 特定証券情報

第4【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】(37)
- 2 【主要な設備の状況】(38)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】(39)

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(40)

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能株 式総数	未発行株式 数	発行数	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
計					_

(2) 【新株予約権等の状況】(41)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予 約権の数		
新株予約権の目的となる株式 の種類		
新株予約権の目的となる株式 の数		
新株予約権の行使時の払込金 額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事 項		
代用払込みに関する事項		·
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項		

B 関連規則 2 特定証券情報

(3) 【ライツプランの内容】(42)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】(43)

(1) 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (円)	資本金残 高(円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備金残高(円)
	,	*****			· · · · ·	(1 -7
	+					

(5) 【所有者別状況】(44)

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)						単元未		
	政府及 び地方 公共団 体	金融機関	金融商 品取引 業者	その他の法人	外国活 個人 以外	法人等 個人	個人その他	計	満株式 の状況 (株)
株主数(人)									
所有株式 数 (単 元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	

(6) 【議決権の状況】(45)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		_	
議決権制限株式(自己株式等)		_	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株 式等)		_	
完全議決権株式(その 他)			
単元未満株式		_	
発行済株式総数		_	_
総株主の議決権	_		

② 【自己株式等】

年 月 日現在

	>			
所有者の氏 名又は名称	所有者の住 所	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計	_			

(7) 【ストックオプション制度の内容】(46)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	

(8) 【従業員株式所有制度の内容】(46-2)

2 【自己株式の取得等の状況】(47)

【株式の種類等】(48)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】(49)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日~ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自 己株式		
最近事業年度における取得自己 株式 (年 月 日~ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】(50)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日~ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自 己株式		
最近事業年度における取得自己 株式 (年 月 日~ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(51)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(52)

区分	最近事業年度		最近期間		
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の 募集を行った取 得自己株式					
消却の処分を行 った取得自己株 式					
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行っ た取得自己株式					
その他()					
保有自己株式数		_		_	

- 3【配当政策】(53)
- 4 【株価の推移】(54)
 - (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

	· · · · · · -	
回次		
決算年月		
最高(円)		
最低(円)		

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別			
最高(円)			
最低(円)			

5 【役員の状況】(55)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月 日	略歴	任期	報酬	所有株 式数 (株)
計							

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
- (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】(56)

(2) 【監査報酬の内容等】(57)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
発行者		
連結子会社		
計		

- ②【その他重要な報酬の内容】
- ③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
- ④【監査報酬の決定方針】
- 7 削除 (58)
 - 第6 【経理の状況】(59)

【連結財務諸表等】

- (1) 【連結財務諸表】(60)
- ① 【連結貸借対照表】(61)
- ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(62)
- ③ 【連結株主資本等変動計算書】(63)
- ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】(64)
- ⑤ 【連結附属明細表】(65)
 - (2) 【主な資産及び負債の内容】(66)
 - (3) 【その他】(67)
 - 第7【外国為替相場の推移】(68)
- 1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次		
決算年月		
最高(円)		
最低(円)		
平均(円)		
期末 (円)		

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

<u> </u>			
月別			
最高(円)			
最低(円)			
平均(円)			

3 【最近日の為替相場】

円(年月日)

第8【発行者の株式事務の概要】(69)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月日
1 単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料 単元未満株式の買取り	
取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第三部【特別情報】

- 第1【有価証券の様式】(70)
- 第2【外部専門家の同意】(71)
- 第四部【株式公開情報】(72)
 - 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(73)

移動月日	i年	移動前 所有名 の氏名 な 称	移動前 所有者 の住所	移動前 所有発 の者 関係等	移動後 所有名 の スは 称	移動後 所有者 の住所	移 所 の 者 と く 関 係 等	移動株 数 (株)	価格 (単 価) (円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(74)

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			

B 関連規則 2 特定証券情報

保有期間等に関する確		
約		

2 【取得者の概況】

- K-0413 H >	PUDU				
取得者の氏	取得者の住	取得者の職業	割当株数	価格(単	取得者と発行
名又は名称	所	及び事業の内	(株)	価)(円)	者との関係
		容等			

3 【取得者の株式等の移動状況】

		- 4 /2 -	, , , , , , , <u> </u>						
移動年	移動前	移動前	移動前	移動後	移動後	移動後	移動株	価格(単	移動理
月日	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者	数	価)	由
	の氏名	の住所	の発行	の氏名	の住所	の発行	(株)	(円)	
	又は名	, , , , ,	者との	又は名		者との			
	称		関係等	称		関係等			

第3【株主の状況】(75)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
計	_		

第五部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(特例第110条第6項に規定するものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載(「表示」を含む。以下同じ。)することができる。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 時価又は時価に近い一定の価格により発行する有価証券につき、その発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部 証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を公表しないことができる。この場合において、特定証券情報において公表しなかった事項につき、その内容が決定したときは、特例第111条第2項の規定に従い、訂正特定証券情報を公表すること。
 - (a) 発行価格(又は売付け価格)
 - (b) 資本組入額(取得勧誘の場合に限る。)
 - (c) 申込証拠金
 - (d) 申込取扱場所(又は申込受付場所)
 - (e) 引受人(又は売付けの委託を受けた者)(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所
 - (f) 引受株式数及び引受けの条件(又は売付けの委託契約の内容)
- f 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この 場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表に よる表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければなら ない。
- h 発行者が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等を掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載について は、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表等(連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。) を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として前hに従い財務諸表等(財務諸表、四半期財務諸表及び中間 財務諸表をいう。以下同じ。)のみを掲げている場合には、発行者について記載 すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、 それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

- j 本様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- k (36)のc、(70)及び(72)から(74)までの記載については、対象となる有価証券 (特定有価証券を除く。)について、TOKYO PRO Marketへの新規 上場申請に係る特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等(以下 「新規上場前の勧誘等」という。)を行う場合においてのみ記載することを要し、 その他の場合には記載を省略することができる。
- 1 特定証券情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、当該特定証券情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者)がある場合には、本様式第三部中「第2 外部専門家の同意」の次に「第3 その他の重要な会社の情報」の項目を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。
 - (a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由
 - (b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
 - (c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
 - (d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
 - (e) 当該会社が法令及び特例に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。
- m 特定証券情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第二部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第二部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

(1-2) 参照方式

1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の32第3項の規定により、当該発行者の直近の連結会計年度に係る発行者情報(当該発行者情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行者情報を含む。)及び訂正発行者情報(以下「参照情報」という。)を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部及び第四部の記載を省略することができる。この場合、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(以下「証券情報等内閣府令」という。)第4条第2項第1号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、当該発行者の参照情報について次に掲げる事項を記載する方法とする。

a 参照情報

証券情報等内閣府令第2条第2項第1号ハ及び二(対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、同項第2号ハ及び二とする。)に掲げる事項に関する情報については、参照情報を参照するべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載すること。

b 参照情報の補完情報

参照情報としての発行者情報の公表日以後特定証券情報公表日までの間において、当該発行者情報に記載された「事業等のリスク」(対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、「投資リスク」とする。)について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分りやすく記載すること。また、参照情報としての発行者情報に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報公表日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 発行者の名称

発行者の名称を特定証券情報の公表に用いる言語で記載し、原語名がこれらと異なる場合には、原語名を括弧内に記載すること。また、これらに加えて、英語の表記を括弧内に記載しても差し支えない。

- (3) 代表者の役職氏名
 - 特定証券情報の公表について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- (4) 担当 J Adviserの名称 特例第102条第1項の規定に基づき選任した J — Adviserの名称を記載する こと。
- (5) 有価証券の種類

特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け 売付け勧誘等に係る有価証券の種類を記載すること。当該有価証券がMSCB等であ る場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

- (6) 有価証券の発行価額又は売付け価額の総額
 - a 特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとに、発行価額の総額又は売付け価額の総額を記載すること。なお、対象となる有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売付け価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。「発行価格」若しくは「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、特定証券情報の公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
 - b 本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- (7) 取引所金融商品市場等に関する事項
 - a 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が取引所金融商品市場(特定取引所金融商品市場を含む。)又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。
 - b 対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には、その旨及び TOKYO PRO Marketへの上場予定日(以下「上場予定日」という。) を記載すること。
 - c 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として 認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会 の名称を記載すること。
 - d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。
 - e 振替機関の名称及び住所を記載すること。
- (8) 安定操作に関する事項

金融商品取引法施行令(以下「令」という。)第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項(本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項)を記載すること。

- (9) 公表されるホームページのアドレス
 - 特定証券等情報及び発行者等情報を公表するホームページのアドレスをすべて記載すること。
- (10) 投資者に対する注意事項

投資者に対する注意事項として、様式に掲げる事項その他発行者が必要と判断した 事項を記載すること。

- (11) 新規発行株式
 - a 新規発行株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。
 - b 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
 - c 「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の 区分に従い発行数を記載すること。
 - d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。この場合において、会社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
 - e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行 政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内 容についても記載すること。
 - f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。
 - g 特定証券情報に係る新規発行株式の特定投資家向け取得勧誘と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。
 - h 新規発行株式がMSCB等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。また、欄外に、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。
 - i 特定証券情報の対象とした特定投資家向け取得勧誘が自己株式の処分にかかるもの(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」という。)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘をいう。)である場合には、その旨を欄外に記載すること。
- (12) 特定投資家向け取得勧誘の方法
 - a 「形態」の欄には、特定投資家向け取得勧誘を株主割当てとそれ以外のものに区 分して記載すること。

株主割当てについては割当日、割当比率等を、株主割当て以外のものについては 発行者が直接勧誘するものとその他のものに区分しその発行数を、それぞれ欄外に 記載すること。なお、株主割当て以外のものの場合であって株主に対し他の者に優 先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外 に記載すること。

- b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
- c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (13) 特定投資家向け取得勧誘の条件
 - a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。なお、算式表示の場合において、最低発行価額(取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額)が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで特定証券情報を公表するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること((15)において新株予約権証券の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。)。
 - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載 すること。なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
 - c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利(新株引受権)の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
 - d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合に は、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - e 「申込取扱場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予 定時期を注記すること。

(14) 株式の引受け

- a 元引受契約 (株主割当ての場合の失権株を引き受けるものを含む。) を締結する 金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結 する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。
- c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載 しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期を注記するこ と

(15) 新規発行新株予約権証券

- a 特定証券情報に係る新規発行新株予約権証券について、新株予約権の目的となる 株式の種類ごとに区分して、発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申 込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日、払込取扱場所 を記載すること。
- b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特 定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

- c 発行価格は、新株予約権1個の発行価格を記載すること。また、発行価格を記載 しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方 法を注記すること。
- d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- e 割当日は、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。
- f 新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
- g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を記載すること。
- h 新株予約権の目的となる株式の種類は、新株予約権の目的となる株式の種類及び 内容を、(11)のa及びdに準じて記載すること。
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組 入額を記載すること。なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載 すること。
- j 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額又 は新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所を記載しないで特 定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方 法を注記すること。
- k 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は、会社法第236条第1項第7号に 規定する事項を記載すること。
- 1 代用払込みに関する事項は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目 的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- m 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、会社法第236条第1項 第8号に規定する事項を記載すること。
- n 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
- o 新株予約権証券の引受けについては、前(14)に準じて記載すること。
- p 新株予約権証券がMSCB等である場合には、(11)のhに進じて記載すること。
- (16) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
 - a 特定証券情報に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
 - b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特 定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及 び具体的な決定方法を注記すること。
 - d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

- e 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容 について具体的に記載すること。
- f 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
- g その他の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資 者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- h 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受けについては、(14) に準じて記載すること。
- (17) 新規発行等による手取金の額
 - a 「発行価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「払込金額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
 - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、発行者が負担すべき発行諸費用の総額を記載 すること。
- (18) 新規発行等の理由及び手取金の使涂
 - a 新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。
 - b 発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の 取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の 区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
 - c 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (19) 売付け有価証券
 - a 額面株式については、「売付け株式」の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄に券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
 - b 「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により 特定証券情報を公表する場合には、「売付け価額の総額」は特定証券情報の公表日 現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 売付けに係る有価証券の所有者が2人以上ある場合には、「売付け株式」「売付け 新株予約権証券」又は「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」につい て所有者別に記載すること。
 - d 「売付け新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(15)に準じて記載する こと。
 - e 「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」の「預託証券及び有価証券 信託受益証券」の内容等」は、(16)に準じて記載すること。
- (20) 売付けの条件
 - a 「売付け価格」の欄には、株式については1株の売付け価額を、新株予約権証券 については新株予約権1個の売付け価額を、売付け預託証券及び売付け有価証券信 託受益証券については1口の売付け価額を記載すること。
 - b 「売付けの委託契約の内容」の欄には、売付けの委託手数料の額、売付け残が生 じた場合の処理等について記載すること。なお、算式表示の場合には、委託手数料 の額は当該算式に基づいて記載すること。
 - c 株式受渡期日その他売付けの手続上必要な事項を欄外に記載すること。

- d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合 には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載する こと。
- e 「売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- f 「売付け価格」又は「申込受付場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- g 売付け有価証券がMSCB等である場合には、(11)のhに準じて記載すること。
- (20-2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当の方法により、株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は 特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合に記載すること。なお、一定の日において株 主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券又は新株予約権証 券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等のうち、その発行の態 様から、当該株券又は新株予約権証券を特定の株主が取得するものと考えられるもの (例えば、特定の株主のみが当該株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘 又は特定投資家向け売付け勧誘等に応じることになると考えられる発行価格その他の 条件を設定しようとするもの)を行う場合には、当該特定投資家向け取得勧誘又は特 定投資家向け売付け勧誘等を第三者割当の方法により行うものとみなして記載するこ と。

(20-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により発行者が割当を予定している者をいう。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要

次の(a)から(e)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を記載すること。(e)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

- (a) 個人 氏名、住所及び職業の内容
- (b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日に おいて既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証 券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。)の提出日
- (c) 発行者情報公表会社(前(b)に該当するものを除く。) 名称、本店の所在 地及び特定証券情報の公表日において既に公表されている当該割当予定先の直近 の連結会計年度に係る発行者情報(当該発行者情報の公表後に公表された連結中 間会計年度に係る発行者情報を含む。) の公表日並びに発行者情報を公表してい る割当予定先のホームページのアドレス
- (d) (b)及び前(c)のいずれにも該当しない法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限る。)、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率
- (e) (b)から前(d)までのいずれにも該当しない団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限る。)、 出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者(以下「業務執行組合員等」という。)に関する事項((a)からこの(e)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)からこの(e)までに定める事項とする。)

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に あたっては、市町村(政令指定都市にあっては区)程度の記載で差し支えない。 b 発行者と割当予定先との間の関係

発行者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と発行者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

- c 割当予定先の選定理由
 - 割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。
- d 割り当てようとする株式の数
 - この特定証券情報に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。
- e 株券又は新株予約権証券の保有方針

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先がこの特定証券情報に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること

g 割当予定先の実態

割当予定先が保有することとなる発行者の株券又は新株予約権証券について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下このgにおいて「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて記載するとともに、その確認方法を具体的に記載すること。

- (20-4) 株券又は新株予約権証券の継続所有
 - この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先にその継続所有を確約させる場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- (20-5) 発行条件に関する事項
 - a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること
 - b この特定証券情報に係る第三者割当による有価証券の発行(以下このbにおいて「当該発行」という。)が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行(以下このbにおいて「有利発行」という。)に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由、判断の過程及び当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。
- (20-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この特定証券情報に係る第三者割当により次の a から c までのいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が公表日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、公表日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

- 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議 決権の数(当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換え に交付される株式又は新株予約権(社債に付されているものを含む。以下この(20 —6)及び次(20—7)において「株式等」という。)に係る議決権の数が大きい 場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この(20-6)及び次 (20-7) において「割当議決権数」という。)(この特定証券情報に係る株式又は 新株予約権の取得勧誘等と並行して行われており、又はこの特定証券情報の提出日 前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した 当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数 (当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増 加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合に より減少した議決権の数を除いた数。以下このaにおいて「加算議決権数」とい う。)を含む。)を発行者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第5 発行 者の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」 に記載すべき総株主の議決権をいう。以下次b及び次(20-7)のcにおいて同 じ。) の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(発行者の親会社又は発行者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が発行者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合
 - (a) その者の近親者(二親等内の親族をいう。次(b)において同じ。)
 - (b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において 所有している法人その他の団体(以下この(b)において「法人等」という。)並 びに当該法人等の子会社
- c その他流通市場又は株主の権利に与える影響が上記 a 又は前 b に掲げる場合と同等と評価される場合

(20-7) 第三者割当後の株主の状況

- a この特定証券情報に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この(20-7)において同じ。)における株主の状況について、(75)のbからfまでに準じて記載すること。
- b 「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所 有株式数に加算した数を記載すること。
- c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」 に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出し た割合(小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合)を記載すること。

(20-8) 大規模な第三者割当の必要性

- a この特定証券情報に係る第三者割当が(20—6)に規定する場合における第三者割当(以下この(20—8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。
- b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。)を具体的に記載すること。

(20-9) 株式併合等の予定の有無及び内容

発行者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(20-10) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の特定投資家向け売付け勧誘等により第三者割当を行う場合には、当該特定投資家向け売付け勧誘等による手取金の使途について、(18)のbに準じて記載すること。

(21) その他の記載事項

- a 工場、製品等の写真、図面その他投資者の判断に重要な影響を与える事項がある場合には、その旨を記載すること。
- b 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に関する情報(例えば、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が本邦外において同時に行われる場合のその内容)で特に記載すべき事項(特定証券情報の他の箇所に記載すべき事項を除く。)がある場合には、当該事項を記載することができる。

(22) 会社制度等の概要

- a 発行者の属する国・州等における会社制度全般についてその概要を記載すること。特に株主総会、取締役会等の会社の機関及びその権限に関する事項、株式に関する事項並びに会社の計算に関する事項等について記載すること。ただし、内国会社(特定有価証券の発行者である場合を除く。)が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。
- b 発行者が定款等において規定する当該発行者の制度についてその概要を記載すること。特に議決権、取締役の選任権及び配当請求権等株主の権利(株式の譲渡制限等権利の制限を含む。)に関する事項について記載すること。ただし、これらすべての事項が特定証券情報に添付される定款に規定されている場合には、その記載を省略することができる。

(23) 外国為替管理制度

配当等の送金等に関する発行者の属する国の外国為替管理制度について、その概要を記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(24) 課税上の取扱い

配当等に関する課税上の取扱いについて記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(25) 主要な経営指標等の推移

- a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。
 - (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失 金額

(d) 包括利益金額

- (e) 純資産額
- (f) 総資産額
- (g) 1株当たり純資産額
- (h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
- (i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額
- (j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
- (k) 自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結 財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表 規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合を いう。)
- (1) 株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
- (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (p) 現金及び現金同等物の期末残高
- (q) 従業員数
- b 「5 従業員の状況」において、連結会社における臨時従業員の平均雇用人員を 記載している場合には、前 a の(q)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員 の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- c aの(1)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、 その場合にはその旨を付記すること。
- d 最近3事業年度に係る発行会社の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、 aに準じて記載すること。
 - (a) 1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当 (同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。)
 - (b) 配当性向(1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
- (26) 沿革

発行者の設立日(設立登記日とする。)から特定証券情報の公表日までの間につき、設立経緯(設立根拠法令についても記載すること。ただし、内国会社(特定有価証券の発行者である場合を除く。)が日本語で特定証券情報を公表する場合には、設立根拠法令の記載を省略することができる。)、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項(合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等)について簡潔に記載すること。

(27) 事業の内容

a 特定証券情報の公表日の最近日(以下「最近日」という。)現在における発行者 及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している発行 者又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報(企 業内容等の開示に関する内閣府令第1条第25号に規定するセグメント情報をいう。 以下同じ。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を 事業系統図等によって示すこと。なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、 当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

- b 発行者と発行者の関連当事者(発行者の関係会社を除く。)との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。
- (28) 関係会社の状況
 - a 最近連結会計年度に係る発行者の関係会社(非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この(28)において同じ。)について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する発行者の所有割合及び発行者と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。なお、連結財務諸表等を作成していない場合には、最近事業年度に係る発行者の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。
 - b 住所については、市町村(政令指定都市にあっては区)程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。
 - c 関係会社の議決権に対する発行者の所有割合については、発行者の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する発行者及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
 - d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
 - e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、発行者の議決権に対す る当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f 削除

- g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
 - (b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係 会社があるときは、その旨
 - (c) 連結財務諸表等に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このgにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
 - (d) 連結財務諸表等を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が100分の10を超える場合には、そ の旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額(又は 経常損失金額)、当期純利益金額(又は当期純損失金額)、純資産額及び総資産額 (以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。)を記載すること。ただし、 当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は 最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上 高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超える場 合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略するこ とができる。

(29) 従業員の状況

- a 最近日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。)をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、発行者の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む。)を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- b 連結会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 最近日までの1年間において、連結会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を 簡潔に記載すること。

(30) 業績等の概要

最近連結会計年度及び(61) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下同じ。)又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

(31) 生産、受注及び販売の状況

- a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。 ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に 含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。
- b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
- c 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(32) 対処すべき課題

最近日現在における連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。なお、株式会社の支配に関する基本方針として、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針を定めている会社については、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

(33) 事業等のリスク

- a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 発行者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他発行者の経営に重要な影響を及ぼす事象((37)において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を記載すること。

- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在に おいて判断したものである旨を記載すること。
- (34) 経営上の重要な契約等
 - a 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
 - b 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、重要な 事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行わ れることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要につい て記載すること。
 - c 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
 - d 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社(以下「株式交換完全子会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。
 - e 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

- (36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
 - a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、発行者の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載 した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解 消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分りやすく記載すること。
 - c 上場予定日から12か月間の運転資本が十分であることについて確認した旨を記載すること。
 - d 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在に おいて判断したものである旨を記載すること。

(37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(38) 主要な設備の状況

- a 最近連結会計年度末((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、発行者、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(発行者の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。
- b 主要な設備のうちに、連結会社以外の者から賃借している設備若しくは連結会社 以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような 機械装置等の休止がある場合(生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をい う。)には、その内容を記載すること。

(39) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額(総額及び既支払額)、資金調達方法(増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。)、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(40) 株式の総数等

- a (11)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び 種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
- b 「発行可能株式総数」の欄には、特定証券情報の公表日現在の定款に定められた 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。会社が種類株式発行 会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄 には、発行可能株式総数を記載すること。

- c 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式が ある場合には、その数、種類等について付記すること。
- d 会社がMSCB等を発行している場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。
- e 「内容」欄には、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している 場合には、その旨のみを記載することができる。
- f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式(以下「二以上の種類の株式」という。)を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。会社がMSCB等を発行している場合には、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
- g 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。
- h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること (「1株式等の状況」の「(4)発行済株式総数、資本金等の推移」から「3配当政 策」までにおいて同じ。)。
- (41) 新株予約権等の状況
 - a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類(内容を含む。)及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項((46)において「新株予約権の内容」という。)を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。な
 - b その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新 株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律((46)において「商法等改正整備法」という。)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券((43)において「旧転換社債等」という。)を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
 - d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること
 - e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第 236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
 - f MSCB等を発行している場合にはその旨、当該MSCB等の特質その他株主の 権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
 - g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(42) ライツプランの内容

- a 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載すること を要し、未発行の場合には記載を要しない。

(43) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 最近3年間における(最近3年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の)発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当て・第三者割当等の別、株主割当ての場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

(44) 所有者別狀況

- a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、株式の状況全体について、直近の総株主通知(社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項の規定による通知をいう。)の基準とする日現在のものにより記載することができる。会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を 含めた実質所有により記載すること。
- c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び 外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
- d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- e aから前dまでの記載にかかわらず、この(44)の記載を省略することができる。

(45) 議決権の状況

- a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。なお、各欄に記載すべき 株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が 分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式(単元未満株式を除く。 e において同じ。)の総数及び内容を記載すること。

- c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。次d及びeにおいて同じ。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下「自己保有株式」という。)及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式(以下「相互保有株式」という。)について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式 (その他)」の欄には、前 c に該当する議決権制限株式以外の 議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式 以外の株式(単元未満株式を除く。以下「完全議決権株式」という。)のうち、自 己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、前 e に該当する完全議決権株式以外の 完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している 株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人 の氏名又は名称及び住所を記載すること。なお、株主名簿において所有者となって いる場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式 数を欄外に記載すること。
- i aから前hまでの記載にかかわらず、この(45)の記載を省略することができる。
- (46) ストックオプション制度の内容
 - a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合に は、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載 すること。
 - b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予 約権の目的となる株式の種類(内容を含む。)及び株式数並びに新株予約権の行使 時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事 項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、「(2)新株 予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみ を記載することができる。
 - c 商法等改正整備法第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、前bに準じて記載すること。
 - d 当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について 表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。

(46-2) 従業員株式所有制度の内容

- a 発行者の役員、使用人その他の従業員(定義府令第16条第1項第7号の2イ(1) に規定する対象従業員を含む。)又はこれらの者を対象とする持株会(以下この(46-2)において「従業員等持株会」という。)に発行者の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該発行者の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下この(46-2)において「従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。
 - (a) 当該従業員株式所有制度の概要(例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容)
 - (b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額
 - (c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者 の範囲
 - b 発行者が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(47) 自己株式の取得等の状況

最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から特定証券情報の公表日までの期間 (以下「最近期間」という。)における自己株式の取得等の状況について、自己株式 の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会 決議による自己株式を取得することができる期間(以下「取得期間」という。)又は その一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていな いときであっても記載すること。

(48) 株式の種類等

自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第155条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。

- (49) 株主総会決議による取得の状況
 - a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された 取得期間、株式の総数(以下「授権株式数」という。)及び価額の総額(以下「授 権株式総額」という。)を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の 取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合 は、その決議内容を欄外に記載すること。
 - b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度 及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数(以下 「残存授権株式数」という。)並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業 年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額(以下「残存授 権株式総額」という。)を記載すること。
 - c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式 数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割 合を記載すること。
 - d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した 当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び 残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を 減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
 - e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。
- (50) 取締役会決議による取得の状況
 - a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された 取得期間、株式の総数(以下「決議株式数」という。)及び価額の総額(以下「決 議株式総額」という。)を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の 取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合 は、その決議内容を欄外に記載すること。
 - b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度 及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数(以下 「残存決議株式数」という。)並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業 年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額(以下「残存決 議株式総額」という。)を記載すること。
 - c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式 数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割 合を記載すること。

- d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した 当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び 残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を 減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。
- (51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容 自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、そ の内容を(49)に準じて記載すること。
- (52) 取得自己株式の処理状況及び保有状況
 - a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集(会社法第199条第1項の規定による募集をいう。)を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。
 - b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び特定証券情報の公表日 現在の保有自己株式数について記載すること。

(53) 配当政策

- a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。
- b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当(以下「剰余金の配当」 という。)をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決 議の年月日並びに決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。
- c 特定証券情報の公表日の属する事業年度開始の日から特定証券情報の公表日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。
- d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

(54) 株価の推移

- a 二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。
- b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場について前aと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。
- c 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
- d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記 すること。
- e aから前dまでの記載にかかわらず、この(54)の記載を省略することができる。

(55) 役員の状況

- a 特定証券情報の公表日現在における役員(報酬については、eに規定する役員に限る。)について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、報酬(役員が発行者から職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、使用人を兼務する役員が、確立された給与体系に従い使用人として受ける給与等を除く。以下同じ。)並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。
- b 役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧 内に記載すること。
- c 「略歴」の欄には、役員の主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職 名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当 該役職名、中途入社の場合における前職)を記載すること。
- d 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を 含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行して いる場合には、種類ごとの数を記載すること。
- e 「報酬」の欄には、最近事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては最近2事業年度)における役員(取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このeにおいて同じ。)の報酬について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されていない場合には、役員の報酬の総額(役員の種類ごとに報酬の総額が開示されている場合には、当該役員の種類ごとの報酬の総額)について記載すれば足りる。また、役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。
- f 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
- g 会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会 計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
- h 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容 の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員が いる場合はその旨を欄外に注記すること。
- (56) コーポレート・ガバナンスの状況
 - a 発行者の企業統治に関する事項(例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況)について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。
 - b 内部監査及び監査役(監査委員会)監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、 監査役(監査委員会)監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分か りやすく記載すること。
 - c 社外取締役及び社外監査役と発行者との人的関係、資本的関係又は取引関係その 他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - d 業務を執行した公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)の氏名、所属する監査法人名及び発行者の財務書類について連続して監査関連業務(同法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。)を行っている場合における監査年数(当該年数が7年を超える場合に限る。)、監査業務に係る補助者の構成について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - e 発行者の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。

- f 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
- g 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。
- h 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- i 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主(当該取引の当事者である株主を除く。)の利益が害されることを防止するための措置(例えば、いわゆる特別委員会の設置等)をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

(57) 監査報酬の内容等

- a 最近連結会計年度において、発行者及び発行者の連結子会社が監査法人(外国監査法人を含む。以下同じ。)に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務(公認会計士法第2条第1項に規定する業務(外国監査法人にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務を含む。)をいう。以下同じ。)に基づく報酬とそれ以外の業務(以下「非監査業務」という。)に基づく報酬に区分して記載すること。
- b aにより記載する報酬の内容のほか、発行者の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容(例えば、発行者の連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者(監査法人と同一のネットワーク(共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。)によって構成される組織をいう。)に属する者に限る。)に対して、当該連結子会社及び発行者がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容)について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 最近連結会計年度において、非監査業務に基づく報酬(発行者が監査法人に対して支払った、又は支払うべきものに限る。)があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
- d 発行者が監査法人に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。
- (58) 削除
- (59) 経理の状況
 - a 連結財務諸表等について、特例第110条第6項に規定する会計基準のうちいずれ かの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。
 - b 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めると ころにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その 旨を記載すること。

- c 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- d 連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。 また、最近2連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を 記載すること。
- e 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容 を記載すること。

(60) 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。なお、次(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、次(61)から(64)までに掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。
- b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、 四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表 及び中間連結財務諸表に添付すること。

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下「次の連結会計年度」という。)開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に特定証券情報を公表する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表又は次の連結会計年度の第2四半期連結累計期間に係る四半期連結貸借対照表(比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げること。ただし、前(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(比較情報を除く。)を、また、前(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書以は中間連結損益及び包括利益計算書以比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。ただし、(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(比較情報を除く。)を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

- (66) 主な資産及び負債の内容
 - (61)により掲げた連結貸借対照表のうち最近連結会計年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。ただし、連結財務諸表を作成している場合又は連結附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。
 - a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金について はその主な内訳を記載すること。
 - b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先(金額の多い順に上位5社程度をいう。)別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先(金額の多い順に上位3社程度をいう。)別の金額を示すこと。また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。
 - c 流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する 科目については、主な内訳を記載すること。
 - d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先(金額の多い順に上位5社程度をいう。)別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先(金額の多い順に上位3社程度をいう。)別の金額を示すこと。また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。
 - e aから前dまでの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が 資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(67) その他

- a 最近連結会計年度終了後特定証券情報の公表日までに、資産・負債に著しい変動 及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じ た場合には、その概要を記載すること。ただし、特定証券情報の他の箇所に含めて 記載したものについては記載を要しない。
- b 最近連結会計年度の次の連結会計年度の業績を記載しうる程度の期間が経過して いる場合には、その概要を前連結会計年度の同期間と比較して記載すること。
- c 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。
- (68) 外国為替相場の推移
 - a 連結財務諸表等の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
 - b 平均相場とは、連結会計年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
 - c a 及び前 b の記載にかかわらず、この(68)の記載を省略することができる。

(69) 発行者の株式事務の概要

- a 株式事務の概要は、特定証券情報の公表日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日(会社法第124条第1項又は優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰 余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
- d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6箇月を1事業年度とする会社にあっては、「事業年度」、「定時株主総会」及び 「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記する こと。
- g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
- h 株主の権利行使の手続等について、次の事項を簡潔に記載すること。
 - (a) 株主の議決権の行使に関する手続
 - (b) 剰余金の配当(株式の配当等を含む。)請求に関する手続
 - (c) 株式の移転に関する手続
 - (d) 発行者の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手続
 - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
 - (f) その他株主の権利行使について必要な手続
- (70) 有価証券の様式

特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が行われる有価証券(発行予定のものを含む。)の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(71) 外部専門家の同意

特定証券情報に外部専門家の意見書等が含まれる場合には、当該外部専門家の氏名 又は名称、住所及び資格を記載し、当該意見書等が特定証券情報の一部として用いら れることについて同意する旨が記載された同意書を添付すること。

(72) 株式公開情報

当該株式が日本証券業協会におけるグリーンシート銘柄である場合にはその旨を記載し、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第3 株主の状況」までの項目に代えて、「第1 最近2年間の株式の月別売買高」及び「第2 最近2年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。

(73) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

- a 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、特別利害関係者等が発行者の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け(新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行った場合(金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動(認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。)を行った場合を除く。)について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。
- b 「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。
- c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載する こと。
- d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「発行者との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容(例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」)を、特別利害関係者等でない場合であって発行者との関係があるときはその旨及びその内容(例えば、「当社の従業員」、「当社の従業員持株会」、「当社の取引先」)を記載すること。
- f 「価格(単価)」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。
- g 「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載 すること。
- h 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。
- i 以下の事項について簡単に注記すること。
 - (a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する当取引所の規則等
 - (b) 特別利害関係者等の範囲
- j 協同組織金融機関が優先出資証券を発行する場合には、当該記載は要しない。
- (74) 第三者割当等の概況
 - a 第三者割当等による株式等の発行の内容
 - (a) 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における、特例第115条に規定する第三者割当(以下「第三者割当等」という。)による新株発行又は第三者割当等による新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による株式等の発行」という。)について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - (b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権 付社債の場合にはその銘柄を記載すること。
 - (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株 予約権の目的となる株式の種類及び数を記載すること。
 - (d) 「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」 の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予 約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額 の総額及び資本組入額の総額を記載すること。
 - (e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、当取引所の規則による保有期間その他当該株式、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に関する事項についての取得者(第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下同じ。)と発行者との間の取決めの内容(以下「保有期間等に関する確約」という。)について記載すること。

- (f) 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。
- (g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる当取引所の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。

b 取得者の概況

- (a) aの取得者について記載すること。なお、取得者(新株予約権証券(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。)を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。)が提出者又はその被支配会社等(定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。)の使用人であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。
- (b) 「取得者の氏名又は名称」等の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。
- (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- (d) 「取得者と発行者との関係」の欄には、発行者と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。なお、取得者が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨を記載すること。

c 取得者の株式等の移動状況

- (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等(最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(新株予約権の行使を含む。)には、この(74)に準じて記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権 付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日ま での間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行っ た場合又は返還を受けた場合には、(11)に準じて記載すること。
- (c) (a)及び前(b)については、「第四部 株式公開情報」の「第1 特別利害 関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。

(75) 株主の状況

- a 特定証券情報の公表目現在の株主の状況について記載すること。
- b 所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に10名程度(対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には50名程度)について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
- c 個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性の ある株式数を内書きし、その旨を注記すること。
- e 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等に より発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を 記載すること。
- f 欄外には、株主が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- g 最近事業年度の末日後特定証券情報の公表日の最近日までの間において、主要株 主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

(一部改正〔平成24年12月28日、平成27年4月1日、平成27年4月30日、平成30年5月31日〕)

(別記第4号様式)

発 行 者 情 報

【表紙】

【公表書類】発行者情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J — A d v i s e r の名称】(4)

【担当 J — A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 I — Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】(5)

【公表されるホームページのアドレス】(6)

【投資者に対する注意事項】(7)

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ—Adviserを選任する必要があります。J—Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸

規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】(8)
 - (1) 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2) 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】(9)
- 3 【課税上の取扱い】(10)

第2【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】(11)
- 2 【沿革】(12)
- 3 【事業の内容】(13)
- 4 【関係会社の状況】(14)
- 5 【従業員の状況】(15)

第3【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】(16)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】(17)
- 3 【対処すべき課題】(18)
- 4 【事業等のリスク】(19)
- 5 【経営上の重要な契約等】(20)
- 6 【研究開発活動】(21)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(22)

第4【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】(23)
- 2 【主要な設備の状況】(24)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】(25)

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(26)

記名名 ・無の額額 ・無別 ・無別 ・ の額額及 び種類	発行可能 株式総数	未発行株 式数	連結会計現 在発行数 (月日)	公表 F 現 在発行数 (年 月 日)	上商所登金取会を取るという。	内容
計						_

(2) 【新株予約権等の状況】(27)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予 約権の数		
新株予約権の目的となる株式 の種類		
新株予約権の目的となる株式 の数		
新株予約権の行使時の払込金 額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事 項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項		

(3) 【MSCB等の行使状況等】(27-2)

(4) 【ライツプランの内容】(28)

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】(29)

(0)	フローコ リートトト くかい	外 \	。21円15 【 (20)			
年月日	発行済株式	発行済株式	資本金増減	資本金残	資本準備	資本準備
	総数増減数	総数残高	額(円)	高 (円)	金増減額	金 残 高
	(株)	(株)			(円)	(円)

(6) 【所有者別状況】(30)

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)					単元未 満株式					
	政府及 び地方	金融機関	金融商品取引				外国沿	去人等	個人その他	計	の状況
	公共団体	渕	業者	の伝入	個人 以外	個人	V.)和E		(株)		
株 主 数 (人)									_		
所有株式 数 (単 元)											
所有株式 数の割合 (%)								100	_		

(7) 【大株主の状況】(31)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
計	_		

(8) 【議決権の状況】(32)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		_	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式			
発行済株式総数			_
総株主の議決権	_		_

② 【自己株式等】

年 月 日現在

	71 IL				
所有者の氏 名又は名称	所有者の住 所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数 の 合 計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式 数 の 割 合 (%)
計	_				

(9) 【ストックオプション制度の内容】(33)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付	
に関する事項	

- (10) 【従業員株式所有制度の内容】(33-2)
- 2 【自己株式の取得等の状況】(34)

【株式の種類等】(35)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】(36)

区分	株式数 (株)	価額の総額(円)
株主総会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日~ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自 己株式		
最近事業年度における取得自己 株式 (年 月 日~ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		_
公表日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】(37)

区分	株式数 (株)	価額の総額(円)
取締役会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日~ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自 己株式		
最近事業年度における取得自己 株式 (年 月 日~ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(38)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(39)

区分	最近事業年度		最近期間		
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の 募集を行った取 得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株 式					
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行っ た取得自己株式					
その他()					
保有自己株式数		_		_	

- 3 【配当政策】(40)
- 4 【株価の推移】(41)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

(1) 【釈処り十四	的少于未干皮加取的	AX PENTIN IIII I	
回次			
決算年月			
最高(円)			
最低(円)			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(-) L +PC	- 74114 - 7	4 74 44 104 114 4 11	C I S I I I I I I I I I		
月別					
最高(円)					
最低(円)					

5 【役	員の状況] (42)					
男性	名 女性	生 名	(役員	のうち女性の比率	%)		
役名	職名	氏名	生年月	略歴	任期	報酬	所有株
			日				式 数
							(株)
-11							
計							

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】(43)
 - (2) 【監査報酬の内容等】(44)
- ① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度					
	監査証明業務に基づく報酬(円) 非監査業務に基づく報酬(円)					
発行者						
連結子会社						
計						

- ② 【その他重要な報酬の内容】
- ③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
- ④ 【監査報酬の決定方針】
- 7 削除(45)

第6【経理の状況】(46)

【連結財務諸表等】

- (1) 【連結財務諸表】(47)
- ① 【連結貸借対照表】(48)
- ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】 (49)
- ③ 【連結株主資本等変動計算書】(50)
- ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】(51)
- ⑤ 【連結附属明細表】(52)
 - (2) 【主な資産及び負債の内容】(53)
 - (3) 【その他】(54)

第7【外国為替相場の推移】(55)

1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

- The Carlot of the Control of the Carlot of					
回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別			
最高(円)			
最低(円)			
平均(円)			

3 【最近日の為替相場】

円(年月日)

第8【発行者の株式事務の概要】(56)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月日
1 単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】(57)

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」)と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」と、「最近連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近2連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度」と、「最近連結会計年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当連結会計年度末」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行者情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」又は「第2四半期連結累計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」又は「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(特例第110条第6項に規定するものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、(12)、(19)、(22)、(23)、(30)、(33)から(40)まで、(43)、(44)、(52)、(53)及び(56)の記載を省略することができる。また、(13)、(14)、(18)、(24)、(25)、(29)及び(42)については、当該中間連結会計期間における変更等についてのみ記載すれば足りる。
- f 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- h 発行者(jに規定する他の当事者を含む。以下このhにおいて同じ。)が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等を掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載について は、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表等(連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。) を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として前hに従い財務諸表等(財務諸表、四半期財務諸表及び中間 財務諸表をいう。以下同じ。)のみを掲げている場合には、発行者について記載 すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、 それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
- j 発行者が特例第110条第1項ただし書の規定に基づき有価証券新規上場申請書を提出する場合、又は特例第132条第1項の規定に基づき有価証券継続上場申請書を提出する場合であって、特例第110条第3項及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則(以下「施行規則」という。)第103条第3項第3号の規定に基づき発行者情報に相当する情報を公表するときは、発行者の連結財務諸表等に加えて、当該合併等の他の当事者の連結財務諸表等を掲げること。
- k この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- 1 発行者情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 (例えば、当該発行者情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者) がある場合には、本様式第二部中「第1 外部専門家の同意」の次に「第2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。
 - (a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由
 - (b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
 - (c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
 - (d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
 - (e) 当該会社が法令及び当取引所の規則に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。
- m 発行者情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第一部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第一部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

(2) 発行者の名称

第3号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

第3号様式記載上の注意(3)に準じて記載すること。

(4) 担当 J - Adviserの名称

第3号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

- (5) 取引所金融商品市場等に関する事項
 - a 発行者情報の公表日において、上場しようとする有価証券又は上場されている有価証券(以下「対象となる有価証券」という。)が取引所金融商品市場(特定取引所金融商品市場を含む。)又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。
 - b TOKYO PRO Marketへの新規上場申請を行う際に、施行規則第 103条第3項第3号の規定により発行者情報に相当する情報を公表する場合には、 その旨及びTOKYO PRO Marketへの上場予定日を記載すること。
 - c 発行者情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の 名称を記載すること。
 - d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。
 - e 振替機関の名称及び住所を記載すること。
- (6) 公表されるホームページのアドレス

第3号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(7) 投資者に対する注意事項

第3号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(8) 会社制度等の概要

第3号様式記載上の注意(22)に準じて記載すること。

(9) 外国為替管理制度

第3号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。

(10) 課税上の取扱い

第3号様式記載上の注意(24)に準じて記載すること。

(11) 主要な経営指標等の推移

第3号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。ただし、特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度について、第3号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(12) 沿革

第3号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。

(13) 事業の内容

第3号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。

(14) 関係会社の状況

第3号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。

(15) 従業員の状況

第3号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。

(16) 業績等の概要

第3号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

(17) 生産、受注及び販売の状況

第3号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(18) 対処すべき課題

第3号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

(19) 事業等のリスク

第3号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(20) 経営上の重要な契約等

第3号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(21) 研究開発活動

第3号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

- (22) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第3号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (23) 設備投資等の概要

第3号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

(24) 主要な設備の状況

第3号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

(25) 設備の新設、除却等の計画

第3号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

- (26) 株式の総数等
 - a 第3号様式記載上の注意(40)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、 「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載 すること。
 - b 「発行可能株式総数」の欄には、当連結会計年度末現在の定款に定められた発行 可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。なお、当事業年度の末日 後発行者情報の公表日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があっ た場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び 増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
 - c 「発行数」の欄には、当連結会計年度末現在及び発行者情報公表日現在の発行数 を記載すること。
- (27) 新株予約権等の状況

第3号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(27-2) MSCB等の行使状況等

MSCB等の行使状況等について、株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。

(28) ライツプランの内容

第3号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

(29) 発行済株式総数、資本金等の推移

第3号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。また、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。なお、新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

(30) 所有者別狀況

第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。

(31) 大株主の状況

第3号様式記載上の注意 (75) に準じて、発行者の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日 (会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。) 現在の株主の状況について、所有株式数の多い順(発行者を除く。以下この号において同じ。) に10名程度について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当連結会計年度末現在の株主の状況について、所有株式数の多い順に10名程度

について記載すること。

- (32) 議決権の状況
 - a 第3号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
 - b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公表日までの間に、保有期間等に関する確約(第3号様式において規定する保有期間等に関する確約をいう。)を取得者等との間で締結している株式(当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。)について当該取得者により移動(譲受けを除く。)が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第3号様式の「第四部 株式公開情報」の「第2の3取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。
 - c 前 b に規定する場合を除き、この(32)の記載を省略することができる。
- (33) ストックオプション制度の内容

第3号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

(33-2) 従業員株式所有制度の内容

第3号様式記載上の注意(46-2)に準じて記載すること。

(34) 自己株式の取得等の状況

第3号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(35) 株式の種類等

第3号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(36) 株主総会決議による取得の状況

第3号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。

(37) 取締役会決議による取得の状況

第3号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。

- (38) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容 第3号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。
- (39) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

第3号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。

(40) 配当政策

第3号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。

(41) 株価の推移

第3号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(42) 役員の状況

第3号様式記載上の注意(55)に準じて、発行者情報の公表日現在における役員について記載すること。

(43) コーポレート・ガバナンスの状況

第3号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(44) 監査報酬の内容等

第3号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

- (45) 削除
- (46) 経理の状況

第3号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

- (47) 連結財務諸表
 - a 第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。

- b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。なお、連結財務諸表等のうち、従前において特例第110条第2項第1号又は第128条第1項の規定により公表された特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査報告書等によるものとする。
- (48) 連結貸借対照表

第3号様式記載上の注意(61)に準じて記載すること。

- (49) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 第3号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。
- (50) 連結株主資本等変動計算書

第3号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。

- (51) 連結キャッシュ・フロー計算書
 - 第3号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。
- (52) 連結附属明細表

第3号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

- (53) 主な資産及び負債の内容
 - 第3号様式記載上の注意(66)に準じて記載すること。
- (54) その他
 - 第3号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。
- (55) 外国為替相場の推移
 - 第3号様式記載上の注意(68)に準じて記載すること。
- (56) 発行者の株式事務の概要
 - 第3号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。
- (57) 外部専門家の同意
 - 第3号様式記載上の注意(71)に準じて記載すること。

(一部改正〔平成24年12月28日、平成25年5月20日、平成27年4月30日、平成30年5月31日〕)

C 参考資料

上場後の提出書類一覧(内国株)

TOKYO PRO Market 上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例で定めるところにより、J-Adviser を通じて東証まで書類の提出等を行うこととなっています。

【特例第104条第1項】

以下に掲げる表は、上場会社が J-Adviser を通じて東証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

※1 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である上場会社は、提出書類一覧表の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」、「決定後速やかに」と読み替えてください。また、提出書類を提出する場合において、提出書類の様式が「取締役会の決議」など監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の形態にあわせて必要な修正を加えたうえで、書類を作成してください。

※2 提出方法について

- ・ 「開示資料で代用可」とは、有価証券上場規程に基づき T D n e t (Timely Disclosure network:適時開示情報 伝達システム) により開示した資料において東証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の 開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。
- 「Target (直接入力)」とは、上場会社と東証との間で電子的に情報を授受する広域ネットワーク (WAN) である「Target」上の画面に直接入力することにより当該書類を提出することをいいます。備考欄に「Target (直接入力)」と注記されている書類については、「Target」により提出してください。
- ・ 「Target (PDF提出)」とは、書面に代えてPDFで提出することをいいます。PDFでの提出は、Target「届 出書類」の「その他」からPDFファイルを登録してください。また、この場合、社印、代表者印及び代表者の原 本証明は不要です。
- 「TDnet (縦覧書類の登録)」とは TDnet により、発行者情報、定款など公衆縦覧書類を登録することをいいます。
 また、この場合、社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。
- ※3 各種申請書の電子ファイルは、Target のフォーマット集一覧からダウンロードできます。 (Target: 届出書類―フォーマット集一覧―上場部)

(1) 株主総会関係

① 定時株主総会

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1)決算取締役会決議通知書(Target では「株主総会」画面)	決議後直ちに		Target (直接入力)
(2) 株主総会招集通知書及びその添付書類(会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。)	発送日までに		TDnet(縦覧書類の 登録)

- ※1 (1) については、総会付議議案の内容決定後に提出してください。
- ※2 定款変更があった場合は「(10) 定款変更関係」の項目を参照してください。
- ※3 (2) については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。
- ※4 (2)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。

② 臨時株主総会

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書	決議後直ちに		Target
(Target では「臨時株主総会」画面)			(直接入力)
(2) 臨時株主総会招集・議案決定に係る取締役会決議通知書	決議後直ちに		Target
(Target では「株主総会」画面)			(直接入力)

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(3) 株主総会招集通知及びその添付書類(会社法施行規則第94	発送日までに		TDnet (縦覧書類の
条第 1 項、同規則第 133 条第 3 項、会社計算規則第 133 条第			登録)
4 項又は同規則第 134 条第 4 項の規定によってインターネッ			
トにより提供する場合を含む。)			

- ※1 (1)の提出の際に、(2)の決議内容も通知した場合は、(2)の提出は不要となります。
- ※2 定款変更があった場合は「(10) 定款変更関係」の項目を参照してください。
- ※3 (3) については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。
- ※4 (3)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。

(2) 定期的に提出する書類

① 決算発表予定日の通知

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
決算発表予定日通知	※参照		Target
			(直接入力)

※ 本決算日、第2四半期末日の属する月の25日まで

② 上場株式数報告書

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
上場株式数報告書(月間報告)	翌月初		Target
	(7日まで)		(直接入力)

[※] 潜在株式がある場合 (権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合) のみ提出 してください。

(3) 新株式発行等関係

① 新株式発行(②及び③を除く。)

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	不要	Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2)新株式発行日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可		Target
	能期間の初日の		(PDF提出)
	前日まで(令第		
	22条第2項か		
	ら第4項)		
(4) 安定操作取引委託者通知書	"		Target
※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。			(PDF提出)
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	"	不要	Target
※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。			(PDF提出)
(6)発行価格通知書	決定後直ちに	不要	Target
算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b			(PDF提出)
の通知書			
a. 算式表示による発行価格通知書	"		
b. 発行価格の確定値通知書	確定後直ちに		
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			
(7)有価証券上場申請書	発行条件確定後		Target
	直ちに		(直接入力)

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(8) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む)	内閣総理大臣等	不要	Target
※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	に提出後遅滞な		(PDF提出)
	<		

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 同時に第三者割当増資の決議を実施した場合には、第三者割当増資に係る書類の提出が必要となります。

② 株主割当による新株式発行

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 新株式発行日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(2) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可		Target
	能期間の初日の		(PDF提出)
	前日まで(令第		
	22条第2項か		
	ら第4項)		
(3) 安定操作取引委託者通知書	"		Target
※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。			(PDF提出)
(4) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	"	不要	Target
※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。			(PDF提出)
(5) 新株式の上場申請			
a. 発行日決済取引を行う場合	権利落日の		Target
有価証券上場申請書(発行日決済取引)	3週間前		(直接入力)
b. 発行日決済取引を行わない場合	払込期日の		
有価証券上場申請書	3週間前		
(6)発行新株式数確定通知書(新株予約権等を発行している場	確定後直ちに		Target
合)			(直接入力)
(7) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む)	内閣総理大臣	不要	Target
※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	等に提出後		(PDF提出)
	遅滞なく		

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

③ 第三者割当による新株式発行

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	不要	Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2)新株式発行日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3) 有価証券上場申請書	払込期日の		Target
	3週間前		(直接入力)
	(決議後)		又は
			Target
			(PDF提出)
(4) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む。)	内閣総理大臣等	不要	Target
※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	に提出後		(PDF提出)
	遅滞なく		
(5) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可		Target
※ 割当先が50名以上の場合のみ。	能期間の初日の		(PDF提出)
※ その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び	前日まで(令第		
「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出す	22条第2項か		
る。	ら第4項)		

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(6)発行新株式数確定通知書	確定後直ちに		開示資料で代用可
※ 失権株発生時の場合のみ。			Target
			(PDF提出)
(7) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに		Target
	(決議日の前営		(PDF提出)
	業日まで)		_
(8)業務提携、第三者割当増資等概要書	決議後		Target
※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	速やかに		(PDF提出)

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (3) について、発行新株式数が未確定の場合はTarget (PDF提出)で提出してください。
- ※3 (8)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。

④ 既発行株式の売付け勧誘等

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	不要	Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2)株式売出日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可		Target
	能期間の初日の		(PDF提出)
	前日まで(令第		
	22条第2項か		
	ら第4項)		
(4) 安定操作取引委託者通知書	"		Target
※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。			(PDF提出)
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	"	不要	Target
※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。			(PDF提出)
(6) 売出価格通知書	決定後直ちに	不要	Target
算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b			(PDF提出)
の通知書			
a. 算式表示による売出価格通知書	"		
b. 売出価格の確定値通知書	確定後直ちに		
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			
(7) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む)	内閣総理大臣等	不要	Target
	に提出後		(PDF提出)
	遅滞なく		

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 開示を行わない売出し(金融商品取引法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。)について、当該 売出しが取締役会等の業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合には、当該売出しの内容(価格、株数及 び受渡期日等)を記載した書類の提出が必要となります。

⑤ 自己株式処分に係る売付け勧誘等

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	不要	Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2) 自己株式処分日程表	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(3) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む。) ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等 に提出後 遅滞なく	不要	Target (PDF提出)

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

⑥ 預託証券の新規発行又は売付け勧誘等

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	不要	Target (PDF提出)
(2) 預託証券の募集又は売出し日程表	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(3) 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可 能期間の初日の 前日まで(令第 22条第2項か ら第4項)		Target (PDF提出)
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	II		Target (PDF提出)
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	"	不要	Target (PDF提出)
(6)発行価格(売出価格)通知書	決定後直ちに	不要	開示資料で代用可 Target (PDF提出)
(7) 有価証券上場申請書 ※ 新株式の発行がある場合のみ。	払込期日の 3週間前 (決議後)		Target (直接入力)

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

⑦ 新株予約権の発行(ストック・オプションの発行を含む)

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	不要	Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2) 新株予約権発行日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む)及びそ	内閣総理大臣等		Target
の添付書類	に提出後遅滞な		(PDF提出)
※ 有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合のみ。	<		
(4) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可		Target
※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	能期間の初日の		(PDF提出)
	前日まで(令第		
	22条第2項か		
	ら第4項)		
(5) 安定操作取引委託者通知書	"		Target
※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。			(PDF提出)
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	"	不要	Target
※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。			(PDF提出)
(7)発行価格通知書	決定後直ちに	不要	Target
算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b			(PDF提出)
の通知書			
a. 算式表示による発行価格通知書	II.		
b. 発行価格の確定値通知書	確定後直ちに		
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			
(8) 新約予約権の行使に伴う上場申請等			Target
a. 新株式を発行する可能性がある場合	行使請求期間開		(直接入力)
有価証券上場申請書(権利行使分)	始日の3週間前		
	(決議後)		
b. 新株式を発行しない場合(行使に際してすべて自己	行使請求期間開		
株式で代用交付する場合)	始日の3週間前		
新株予約権の権利行使に関する通知書	(決議後)		

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(9) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書	確定後直ちに		Target
※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合。			(PDF提出)
(10) 新株予約権の消滅に関する報告書	判明後		開示資料で代用可
※ 行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ。	速やかに		Target
			(PDF提出)

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

⑧ 新株予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 新株予約権無償割当日程表	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(2) 有価証券通知書の写し(変更通知書を含む。) ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等 に提出後地帯な く		Target (PDF提出)
(3)新株予約権発行数確定通知書	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(4) 有価証券上場申請書(権利行使分)	行使請求期間開 始日の3週間前 (決議後)		Target (直接入力)
(5) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合。	確定後直ちに		Target (直接入力)

^{※1} 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

⑨ 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに		Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2) 転換社債型新株予約権付社債発行日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3)発行価格通知書 (新株予約権の条件等に関する通知書)	決定後直ちに		開示資料で代用可
算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b			Target
の通知書			(PDF提出)
a. 算式表示方式による発行価格通知書(算式表示方式			
による新株予約権の条件等に関する通知書)	"		
b. 発行価格の確定値通知書(新株予約権の条件等の確			
定に関する通知書)	確定後直ちに		
(4) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引		Target
	可能期間の初日		(PDF提出)
	の前日まで(令		
	第22条第2項		
	から第4項)		
(5) 安定操作取引委託者通知書	"		Target
※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。			(PDF提出)
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	"		Target
※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。			(PDF提出)
(7) 有価証券上場申請書 (新株予約権の権利行使分)	行使請求期間開		Target
	始日の3週間前		(直接入力)
	(決議後)		

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

^{※2} 新規上場申請方法の詳細については、東証上場部にお問い合わせください。

⑩ 種類株式等の発行

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに		Target
※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。			(PDF提出)
(2)優先株等発行日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可		Target
※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	能期間の初日の		(PDF提出)
	前日まで(令第		
	22条第2項か		
	ら第4項)		
(4) 安定操作取引委託者通知書	"		Target
※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。			(PDF提出)
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	"		Target
※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。			(PDF提出)
(6)優先株等発行価格通知書	決定後直ちに		開示資料で代用可
			Target
			(PDF提出)
(7) 有価証券上場申請書 (優先株等の転換分)	行使請求期間開		Target
	始日の3週間前		(PDF提出)
	(決議後)		

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (7)は、上場株券等への転換が行われる株式を発行する場合のみ必要となります。

① 株式無償割当て

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1)株式無償割当て日程表	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(2)有価証券上場申請書	効力発生日の 3週間前 (決議後)		Target (PDF提出)
(3) 発行新株式数確定通知書 ※ 新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない 場合のみ。	確定後直ちに		Target (PDF提出)

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

(12) 株式分割

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 株式分割日程表	確定後直ちに	п ткугисна ц	Target (PDF提出)
(2)有価証券変更上場申請書	効力発生日の 3週間前 (決議後)		Target (直接入力)
(3) 増加新株式数確定通知書 ※ 変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合 のみ。	確定後直ちに		Target (直接入力)

[※] 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

③ 株式併合

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 株式併合日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の		Target
	4週間前		(直接入力)
	(決議後)		

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(3)減少株式数確定通知書	確定後直ちに		Target
※ 変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場			(直接入力)
合。			

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

① 株式交換

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1)株式交換日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(2) 非上場会社の概要書	決議後		Target
※ 以下に掲げる場合のみ。	速やかに		(PDF提出)
① 他の会社の完全子会社になる株式交換を行う場合(当該			
他の会社(非上場会社)又は当該他の会社の親会社(非			
上場会社)の株券等についてテクニカル上場に係る新規			
上場申請が行われるときに限る。)			
② 非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合			
(3) 有価証券上場申請書 (新株を発行する場合)	交換効力発生日		Target
	の3週間前		(直接入力)
(4)発行(交付)株式数確定通知書	確定後直ちに		Target
※ 株式交換に際し株式を交付する場合であって、新株式の上場			(直接入力)
申請までに発行する新株式数が確定していないときのみ。			又は
			Target
			(PDF提出)
(5) 有価証券上場廃止同意書	確定後遅滞なく		Target
※ 他の会社の完全子会社となる場合のみ。			(直接入力)

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (2)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。
- ※3 (4) について、すべて自己株を代用交付する場合はTarget (PDF提出) での提出となります。
- ※4 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※5 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る 提出書類に関しては「⑱. テクニカル上場に係る上場申請」を参照してください。

⑤ 株式移転

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1)株式移転日程表	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(2) 非上場会社の概要書 ※ 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株式 等についてテクニカル上場に係る新規上場申請が行われると きに限る。)	決議後 速やかに		Target (PDF提出)
(3)有価証券上場廃止同意書	確定後 遅滞なく		Target (直接入力)

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (2)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。
- ※3 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※4 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る 提出書類に関しては「⑱.テクニカル上場に係る上場申請」を参照してください。

16 合併

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 合併日程表	確定後直ちに		Target (PDF提出)
(2) 非上場会社の概要書 ※ 上場会社が合併により解散するとき(新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券等についてテクニカル上場に係る新規上場申請が行われるとくに限る。)又は非上場会社を吸収合併する場合のみ	決議後 速やかに		Target (PDF提出)
(3) 有価証券上場申請書 (新株を発行する場合)	合併効力発生日 の3週間前		Target (直接入力)
(4) 発行(交付)株式数確定通知書(合併に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合。)	確定後直ちに		Target (直接入力) 又は Target (PDF提出)
(5) 有価証券上場廃止同意書 ※ 上場会社が被合併会社となる場合のみ。	確定後 遅滞なく		Target (直接入力)

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (2)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。
- ※3 (4) について、すべて自己株を代用交付する場合は書面での提出となります。
- ※4 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※5 吸収合併存続会社となる非上場会社の株券等又は新設合併設立会社の株券等についてテクニカル上場に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「®. テクニカル上場に係る上場申請」を参照してください。

(17) 会社分割

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 会社分割日程表	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(2) 会社分割概要書	決議後		Target
	速やかに		(PDF提出)
(3) 有価証券上場申請書 (上場会社が新株を発行する場合)	分割効力発生日		Target
	の3週間前		(直接入力)
(4)発行(交付)株式数確定通知書	確定後直ちに		Target
※ 分割に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請ま			(直接入力)
でに発行する新株式数が確定していない場合。			又は
			Target
			(PDF提出)

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (2)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。
- ※3 (4) について、すべて自己株を代用交付する場合はTarget (PDF提出)での提出となります。
- ※4 株主総会関係書類については、「(1)株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※5 新設分割設立会社等の株券等についてテクニカル上場に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る 提出書類に関しては「®。テクニカル上場に係る上場申請」を参照してください。

(18) テクニカル上場に係る上場申請

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 有価証券新規上場申請書	申請時		書面
(2) 特定証券情報(又は上場規程の特例の施行規則第103条	II.		書面及びPDF
第3項各号に掲げる書類)			,

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(3) 新規上場申請に係る宣誓書	11		書面
(4) コーポレート・ガバナンスに関する報告書	"		書面及びPDF
(5)株券上場契約書	会社設立後 直ちに		書面
(6) 定款	作成後直ちに		書面
(7) その他東証が必要と認める書類			書面

- ※1 その他の申請書類及び申請方法の詳細については、東証上場部にお問い合わせください。
- ※2 登記日までに必要書類の事前確認をお願いします。

(4)権利の割当て

① 剰余金の配当

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 剰余金の配当基準日等に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに		Target
※ 定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日			(直接入力)
を設定した場合のみ(会社法第454条第5項又は同法第4			
5 9条による)。			
(2) 基準日に関する日程表	基準目の		Target
	3週間前		(PDF提出)

[※] 日程表については、通知書に必要事項(取締役会決議日、公告予定日及び基準日)が記載されている場合は提出不要となります。

② その他の権利の割当て

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 基準日に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに		Target
			(PDF提出)
(2) 割当確定日及び内容説明の通知書	確定後直ちに		Target
			(PDF提出)
(3) 基準日に関する日程表	基準日の		Target
	3週間前		(PDF提出)

- ※1 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※2 日程表については、通知書に必要事項(取締役会決議日、公告予定日及び基準日)が記載されている場合は提出不要となります。

③ 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに		Target
			(PDF提出)

(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
事業の譲受け(譲渡)概要書	決議後		Target
※ 非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の	速やかに		(PDF提出)
者への事業の全部若しくは一部の譲渡に限る。			
※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。			

[※] 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。

(6) 子会社等の異動

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
異動子会社に関する概要書	子会社等の異動		Target
※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	後速やかに		(PDF提出)

[※] 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。

(7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書	決議後		Target
※ 非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は	速やかに		(PDF提出)
他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合に限る。			
※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。			

[※] 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。

(8)業務上の提携

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
業務提携、第三者割当増資等概要書	決議後		Target
※ 非上場会社との業務上の提携に限る。	速やかに		(PDF提出)
※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。			

[※] 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに当該概要書を作成し、事前相談してください。

(9) 公開買付け

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 有価証券上場申請書 (新株を発行する場合)	公開買付けの決		Target
※ 公開買付けの対価として新株式を交付する場合のみ。	済の開始日の3		(PDF提出)
	週間前		
(2) 発行(交付)株式数確定通知書	確定後直ちに		Target
※ 公開買付けの対価として新株式又は自己株式を交付する場合			(PDF提出)
のみ。			

(10) 定款変更関係

① 事業年度の末日(決算期)の変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 (Target では「定款変更(事業年度の	決議後直ちに		Target
末日の変更(決算期変更))」画面)			(直接入力)
(2)変更後の定款(電磁的記録による提出)	変更後		TDnet(縦覧書類の
※ 定款変更が行われる場合のみ。	遅滞なく		登録)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 (Target では「定款変更(定款に記載	決議後直ちに		Target
された配当基準日の変更)画面)			(直接入力)
(2)変更後の定款 (電磁的記録による提出)	変更後		TDnet (縦覧書類の
※ 定款変更が行われる場合のみ。	遅滞なく		登録)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定めの廃止若しくは新設

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに		開示資料で代用可
			Target
			(直接入力)
(2) 有価証券変更上場申請書	変更目の		Target
	3週間前		(直接入力)
(3)変更後の定款(電磁的記録による提出)	変更後		TDnet(縦覧書類の
※ 定款変更が行われる場合のみ。	遅滞なく		登録)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

④ 商号変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 取締役会決議通知書(商号変更通知)	決議後直ちに		開示資料で代用可
			Target
			(直接入力)
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の		Target
	3週間前		(直接入力)
(3)変更後の定款 (電磁的記録による提出)	変更後		TDnet (縦覧書類の
	遅滞なく		登録)

^{※1} 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑤ 本店所在地の変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 本店所在地の変更通知書 (Target では「会社基本情報」画	決議後直ちに		Target
面)			(直接入力)
(2)変更後の定款(電磁的記録による提出)	変更後		TDnet (縦覧書類の
	遅滞なく		登録)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑥ その他の変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
変更後の定款(電磁的記録による提出)	変更後		TDnet (縦覧書類の
	遅滞なく		登録)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(11) 自己株式関係

① 自己株式の消却

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
有価証券変更上場申請書(自己株式の消却)	決議後直ちに		Target (直接入力)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 自己株式処分に係る募集

自己株式処分に係る募集については、「(3)⑤ 自己株式処分に係る売付け勧誘等」の項を参照してください。

^{※2} 転換社債型新株予約権付社債又は優先株等が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請を 行ってください。

(12) 株式事務関係

① 株式事務代行機関の設置又は変更(株主名簿管理人の事務取扱場所、都内連絡所、電話番号等の変更 が行われた場合も含む)

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
株主名簿管理人変更通知書(Target では「会社基本情報」画面)	決議後直ちに		Target (直接入力)

[※] 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(13) 代表者等の変更

① 代表者(東証に対する代表者である代表取締役等)の変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
代表者変更通知書(Target では「会社基本情報」画面)	変更事由		Target
	発生後直ちに		(直接入力)

② 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
情報取扱責任者変更通知書	変更前		Target
	なるべく早く		(PDF提出)

③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
株式事務担当課変更通知書	変更前		Target
(Target では「会社基本情報」画面)	なるべく早く		(直接入力)

(14) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞なく		TDnet(縦覧書類の
	(※)		登録)

[※] 変更内容が、資本構成及び企業属性に関する事項に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主 総会の日以後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

(15) 特定証券情報、発行者情報

提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
(1) 特定証券情報	決議後直ちに		TDnet(縦覧書類の
			登録)
(2)発行者情報	中間又は期末		TDnet (縦覧書類の
※ 有価証券報告書提出義務を有する者を除く	から3ヶ月以内		登録)

以 上

本書ご購入方法のご案内

東証ホームページからのご注文

URL:

https://www.jpx.co.jp/learning/tour/books-brochures/detail/05.html

2019 上場ガイドブック (TOKYO PRO Market 編)

発 行 日 2019年6月30日

発 行 株式会社東京証券取引所

上場推進部

東京都中央区日本橋兜町2番1号

電話: 03-3666-0141 (代表) URL: https://www.jpx.co.jp/

印刷・製本 勝美印刷株式会社定 価 本体 1,500 円+税

※無断転載を禁じます。